

(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030
(原案)

令和7年12月
福祉部生活支援課

はじめに



令和8年3月

板橋区長

坂本 健

目次

第1章	板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	3
2	地域福祉について	4
3	地域共生社会について	5
4	計画の位置づけ	6
5	板橋区地域福祉活動計画との関係性	8
6	計画期間	8
7	SDGsとの関係	9
第2章	計画の背景	
1	社会状況の変化	12
2	国の動向	13
	(1) 社会福祉法の改正について	13
	(2) 地域包括ケアシステムについて	13
	(3) 子ども福祉をめぐる動きについて	13
	(4) 障がい者差別解消法等の改正について	14
	(5) 生活困窮者自立支援制度について	14
	(6) 保健・医療をめぐる動きについて	14
	(7) 自殺総合対策について	15
	(8) 孤独・孤立対策推進法について	15
	(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて	15
	(10) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について	16
	(11) 住宅セーフティネット法の改正について	16
	(12) 民法等の改正（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について	16
3	板橋区の主な取組	17
	(1) 自立支援にかかる相談機能の強化	17
	(2) 生活困窮者等食品・相談支援事業（街かどフードパントリー）の開始	17
	(3) 地域福祉コーディネーターのモデル配置	18
	(4) 認知症フレンドリー協議会（板橋区認知症官民協議会）の発足	18
	(5) こども家庭センター機能の整備	18
	(6) いたばし医療的ケア児等支援体制の構築	19
	(7) 措置入院者への退院後支援	19
	(8) 切れ目ない妊婦支援体制の構築	19
4	板橋区の現状	20
5	地域福祉に関する実態調査	26
6	実施計画 2025 の振り返りと課題	27
第3章	地域福祉推進のための施策	
1	基本理念	30
2	基本目標	30
3	施策体系	31

第4章 施策の内容	
基本目標1 地域で安心して暮らせる環境を整備します	34
基本目標2 お互いが支え合う地域づくりを進めます	51
基本目標3 暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化します	60
第5章 重層的支援体制の整備	
1 実施計画策定の目的	69
2 実施事業	70
3 事業の概要と提供体制	72
4 連携体制の構築	77
5 事業目標	77
6 支援会議・重層的支援会議の実施方法	77
第6章 板橋区再犯防止推進計画	
1 計画の策定について	83
(1) 策定の趣旨	83
(2) 対象者	84
(3) 計画の位置づけ	84
(4) 計画の期間	84
2 再犯防止を取り巻く現状	85
(1) 再犯防止に向けた国・東京都の取組	85
(2) 板橋区の現状	87
3 重点課題と具体的な取組	91
(1) 国と地方公共団体の役割	91
(2) 重点課題	92
(3) 重点課題ごとの具体的な取組	93
4 参考資料	112
(1) 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）概要	112
第7章 計画的な地域福祉の推進	
1 計画の策定体制	117
(1) 庁内検討組織	117
(2) 外部検討組織	117
2 計画の推進と進行管理	117
資料編	126

《コラム一覧》

- 1 地域の困りごとを気軽に相談できる「地域福祉コーディネーター」
- 2 民生委員・児童委員～あなたの「困った」に寄り添う地域のパートナー～
- 3 子ども食堂が紡ぐ、地域のつながり
- 4 切れ目のない支援を目指して～医療的ケア児支援体制～
- 5 地域で生涯活躍のまちづくり(高島平版 CCRC の試行)
- 6 子どもたちが創る優しい社会～学校における福祉教育の取組～
- 7 とともに創る共生社会～社会モデルとユニバーサルデザイン～
- 8 少年の立ち直りを支える～少年センターの非行防止の取組～
- 9 地域と共に歩む保護司～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～
- 10 更生保護法人興楽会～「もう一度」を支える、地域の力～

第1章

板橋区地域保健福祉計画の基本的な 考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 地域福祉について
- 3 地域共生社会について
- 4 計画の位置づけ
- 5 板橋区地域福祉活動計画との関係性
- 6 計画期間

1

板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方

「板橋区地域保健福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく法定計画であり、「板橋区基本構想」のもと、地域生活課題の解決のために必要となる施策の内容や体制等を定め、地域共生社会[※]の実現をめざす計画です。板橋区の各福祉分野で共通して取り組むべき施策を進めていく上での基本的な考え方や、計画策定の趣旨、位置づけ、計画期間等を示します。

計画の趣旨

社会の変容や新たな地域生活課題を踏まえた地域福祉に共通する基本的な考え方や地域福祉の推進に向けた取組の方向性を示し、だれもが生きがいと役割を持って地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会です。

計画の位置づけ

板橋区地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく法定計画であり、福祉分野の上位計画として位置付けられています。

本計画には、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含して策定します。

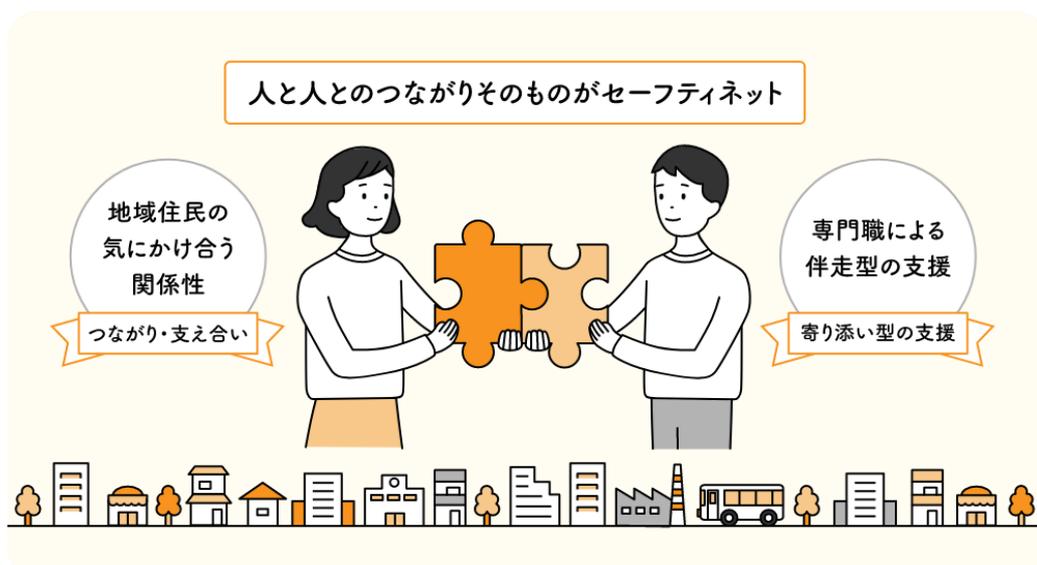
1

策定の趣旨

- 日本の社会保障は、ライフステージにおいて典型的と考えられる課題の解決を図るというアプローチのもと、子ども・障がい・高齢といった属性や虐待・生活困窮などのリスクに応じた制度を設け、専門的な支援体制の構築を進めてきました。
- しかしながら、近年では8050問題[※]やひきこもり、ヤングケアラー[※]など、個人や世帯が複数の課題を抱える複雑・複合的なケースや、社会的孤立など既存の制度別の支援では対応が難しい課題が顕在化しており、こうしたケースでは、課題を包括的に捉えた支援が求められています。
- これらの課題はこれまでも存在していましたが、地域の支え合いの機能がそれらを受け止めてきたことからあまり意識されてきませんでした。しかし、少子高齢化や単身世帯の増加、世帯人員の減少、価値観の多様化、地域社会の変容など社会構造の変化により、つながりが希薄化し、従来のような家族や地域におけるインフォーマルなケアが難しくなっています。
- 持続可能な地域社会であるためには、こうした課題への対応が不可欠です。地域生活課題は多岐にわたっており、今後も増え続ける課題やニーズに対応をしていくためには、多様な「つながり」の機会に着目し、地域住民・団体などがそれぞれの強みを発揮できるよう、地域づくりを進めていく必要があります。
- 本区では、こうした社会の変化に対応するため、平成28(2016)年3月に「いたばし保健福祉プラン2025」を策定し、その後、平成29(2017)年の社会福祉法の改正を踏まえ、各福祉分野に共通する事項を定める上位計画として、「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉を推進してきました。
- 本計画は、こうした地域福祉や社会情勢の変化に対応するとともに、SDGs[※](持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえながら、区民のウェルビーイング[※](Well-being)の向上と地域共生社会の実現をめざし策定します。

地域福祉について

- 地域福祉とは、地域住民や団体・企業、行政が協力し合い、人々が安心して暮らせる地域社会をめざすものです。従来の福祉制度によるサービス提供に加え、地域住民同士の相互扶助を重視しながら、地域の福祉課題の解決に取り組みます。
- この地域福祉を支える基盤として、「自助」「互助」「共助」「公助」という4つの要素があります。自助は個人の主体的な努力による生活の維持、互助は住民同士の自発的な助け合い、共助は社会保険制度等による制度化された相互扶助、公助は行政による公的支援を指します。これらの要素が相互に補完し合い、重層的に機能することで、持続可能な地域社会の構築をめざします。
- 人口の減少、少子高齢社会の進展に伴い、地域力の低下や担い手不足、複合的な生活課題の増加、社会的孤立の深刻化といった構造的な課題が顕在化しています。特に8050問題やダブルケア※に代表されるような複合的な課題への対応は、地域福祉における重要な課題となっています。
- こうした課題に対応するためには、すべての人が社会の一員として尊重され、排除されることなく地域社会へ参加できる状態をめざす「ソーシャルインクルージョン※(社会的包摂)」や、人々が身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを意味する「ウェルビーイング(Well-being)」の理念を重視し地域福祉を推進することが必要です。
- 地域福祉の推進には地域住民、団体、福祉関係者など多様な主体の参加が欠かせません。ボランティア活動や見守り活動など、地域住民等が自ら地域課題に取り組むことで行政だけでは対応しきれない部分を補い、地域全体で支え合う仕組みにつながります。
- 地域福祉とは、住民や多様な組織が協働し、一人ひとりが主体となって支え合う「仕組み」を社会に根付かせていく、未来に向けた「まちづくり」です。

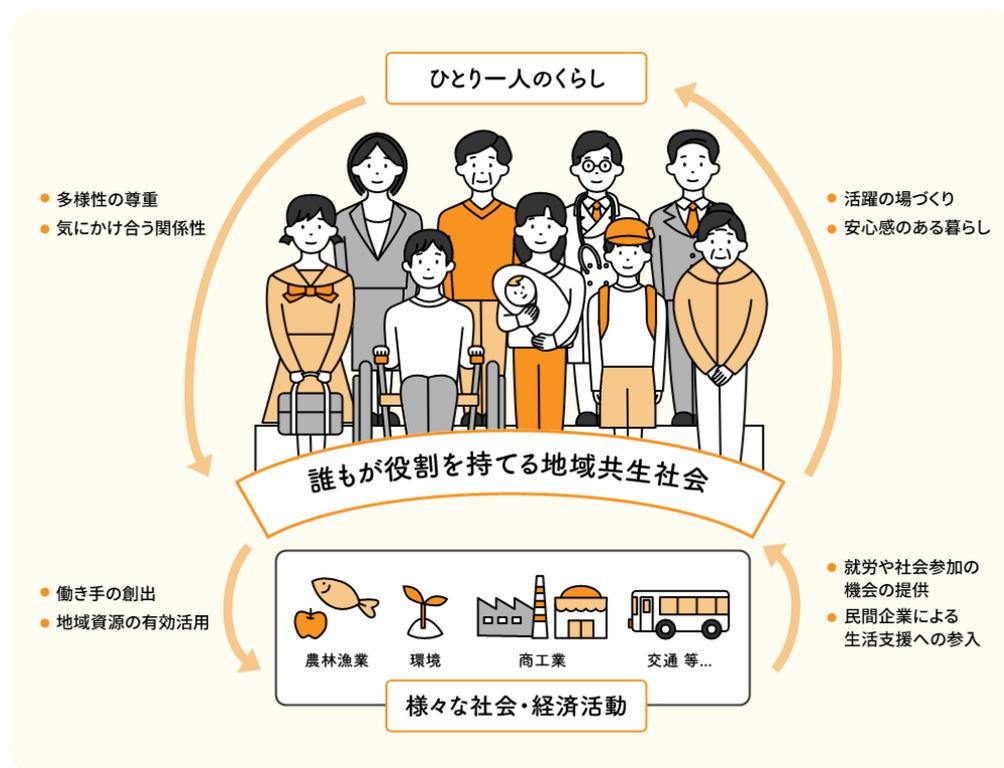


出典：厚生労働省ホームページより

3

地域共生社会について

- 地域共生社会という理念は、平成20(2008)年に厚生労働省が「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」により地域における新たな支え合いの必要性を提言したことに端を発します。
- 平成27(2015)年厚生労働省が発表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の中で、これまでの高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化した「全世代・全対象型地域包括支援」の構築が提言されました。
- この考え方は平成28(2016)年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に引き継がれ、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現。」として、初めて地域共生社会という言葉が明記されました。
- その後、平成29(2017)年の社会福祉法改正により「制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」という地域共生社会の実現が法的に規定されました。
- 令和2(2020)年には、社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制[※]を整備するための施策を具体化する事業として、重層的支援体制整備事業[※]が創設されました。

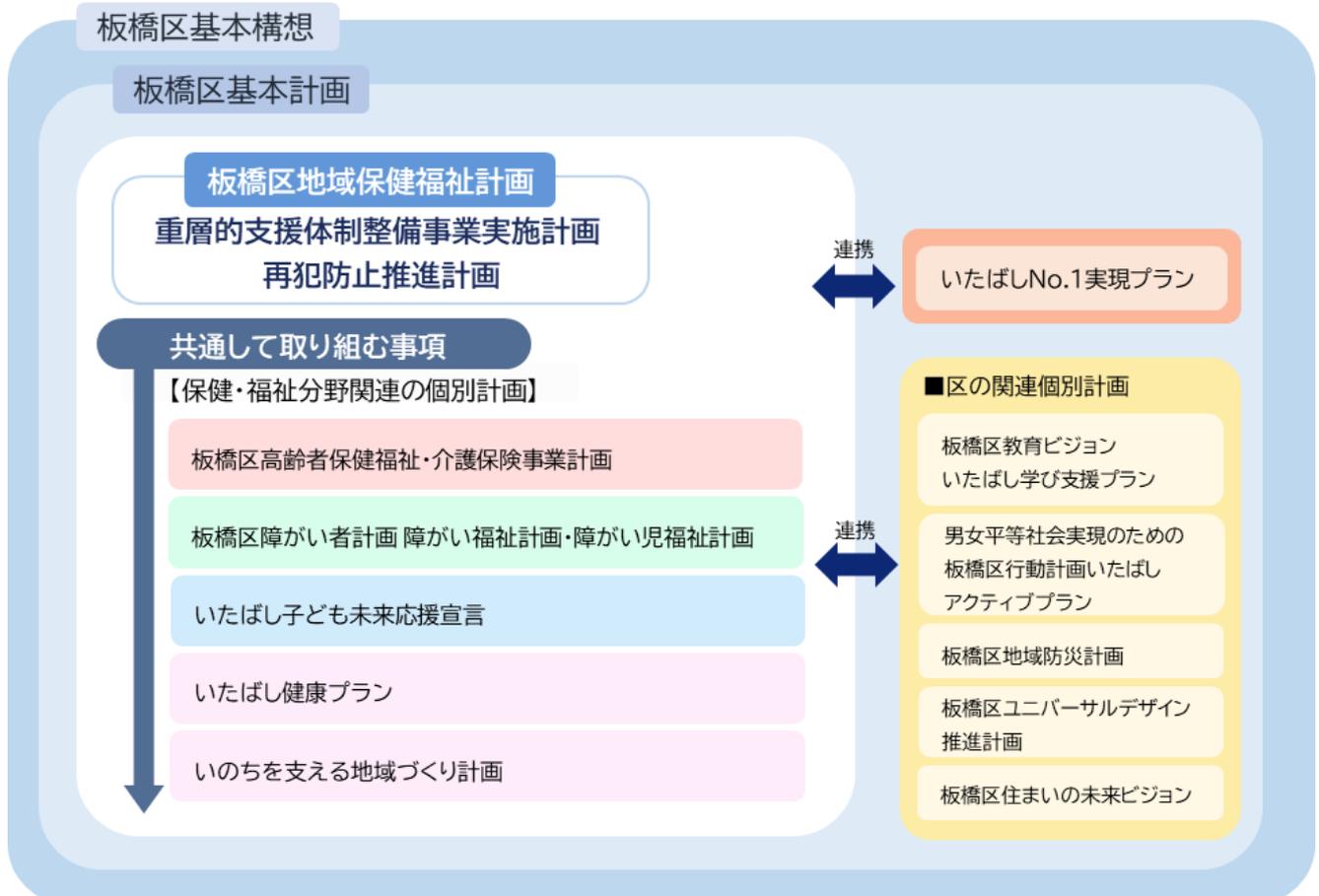


出典：厚生労働省ホームページより

計画の位置づけ

- 本計画は、社会福祉法第107条第1項に規定される市町村地域福祉計画として策定しており、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策や包括的な支援体制の整備を行っていくことを目的とする計画です。
- 板橋区基本構想・板橋区基本計画の考え方に基づき、関連する諸計画の地域福祉に関する理念や方向性を横断的に示すとともに、SDGsの目標を取り入れ策定します。具体的な施策や事業等の詳細については、各個別計画において示します。
- 本計画は社会福祉法第106条の5に基づく、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含して策定します。
- また、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人(以下、「犯罪をした人等」という。)に対し、必要な福祉サービスの提供等を通じて、その円滑な社会復帰を支援する観点から、再犯の防止等に関する法律第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を、施策及び理念において関連の深い本計画に包含して策定します。

【図-1】板橋区地域保健福祉計画と関連する諸計画との関係



■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

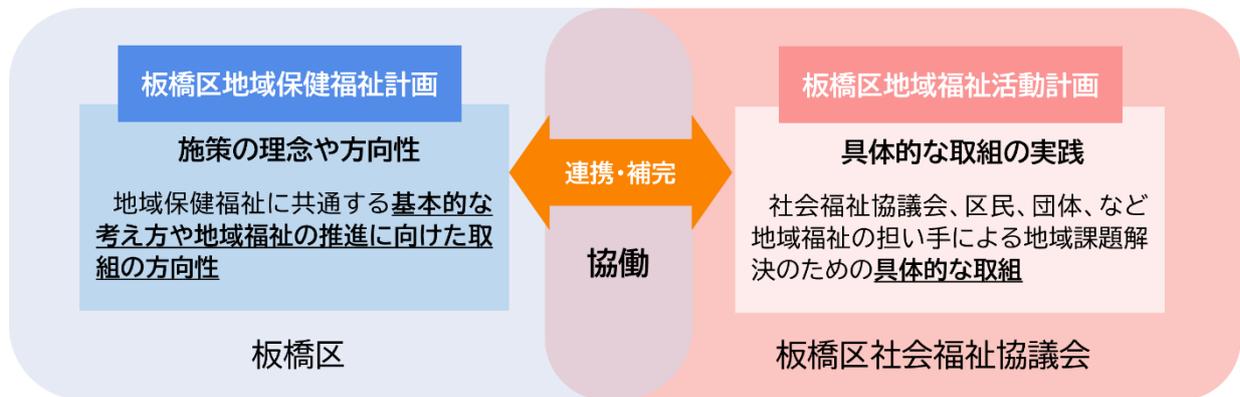
2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

5

板橋区地域福祉活動計画との関係性

- 板橋区地域保健福祉計画は、地域福祉の施策や理念を定める計画であり、福祉の基本的な方向性を示します。
- 一方、板橋区社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域における具体的・実践的な取組を定めるもので、地域保健福祉計画の理念を鑑み、具体的な活動として実現するための指針であり、両者は補完しあう関係にあり、それぞれが異なる役割を果たします。
- これらの計画は、策定後も、地域福祉の推進に向けて継続的に連携を図りながら進めていくことが重要です。地域福祉の両輪として、地域のニーズに応じた施策や活動を展開し、地域住民の福祉向上をめざして推進していきます。

【図-2】板橋区地域保健福祉計画と板橋区地域福祉活動計画との関係



6

計画期間

地域や区の実情等に柔軟に対応するため、本計画の期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【図-3】計画期間

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
板橋区基本計画	板橋区基本計画2035									
いたばしNo.1実現プラン	いたばしNo.1実現プラン2028				今後の方向性					
地域保健福祉計画	板橋区地域保健福祉計画2030(第4次)					地域保健福祉計画(第5次)				

7

SDGs との関係

- SDGsは令和12(2030)年までによりよい世界をめざす国際目標として、平成27(2015)年に国連で採択された持続可能な開発目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を基本理念としています。
- このSDGsの理念は本計画がめざす地域共生社会の実現と密接に結びついており、17のゴールは本計画における施策との相関性が高く、地域福祉を持続的に推進する上で重要な指針となります。
- 区は、令和4(2022)年5月に「SDGs未来都市[※]」に選定され、「絵本のまち」という独自の特色を生かした施策を展開しており、区民・団体・企業等がSDGsを自分ごととして捉え、学び、目標をもって行動する「SDGsのローカライズ」の普及・促進を進めています。
- 本計画では、SDGsの基本理念を意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体がつながり、支え合うことでだれもが安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざした施策を展開していきます。

SDGsにおける17のゴール



第2章

計画の背景

- 1 社会状況の変化
- 2 国の動向
- 3 板橋区的主要な取組
- 4 板橋区の現状
- 5 地域福祉に関する実態調査
- 6 実施計画 2025 の振り返りと課題

2

計画の背景

計画の策定にあたり、社会状況の変化や国の動向をはじめ、「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025実施計画2025」(以下、「実施計画2025」という)に基づく板橋区における取組や統計に基づく現状を分析するとともに、地域福祉に関する実態調査の結果から、実施計画2025の振り返りと本計画策定に向けた課題を整理しました。

社会状況の変化

かつて血縁や地縁で支えられていた課題も、少子高齢化、未婚化、単身世帯の増加等によりインフォーマルなケアが困難になっています。持続可能な地域社会の形成には、地域のつながりが不可欠であり、今後は、価値観等に応じた選択的に参加できる「ゆるやかなつながり」も求められています。

板橋区の現状

「板橋区人口ビジョン(2025年～2050年)」では、令和22(2040)年までは人口増加が進み、その後、減少に転じると見込まれています。中でも、15歳～64歳の生産年齢人口は令和12(2030)年にピークを迎え、他の年齢区分に比べ早い段階で減少に転じます。一方、高齢者の人口増加は続き、令和32(2050)年の高齢化率は28.0%に達すると見込まれます。

実施計画2025の振り返りと課題

実施計画2025の取組を検証するとともに、実態調査の結果も踏まえ、「包括的支援体制の構築」、「持続可能な地域社会の実現と「つながり」の創出」、「多様性の受容と尊重」の3点を、本計画の策定に向けた課題として設定しました。

社会状況の変化

- 日本の人口動態は、人口減少と高齢化の急速な進展により、令和22(2040)年には65歳以上の人口が全体の約35%に達し、令和52(2070)年までに総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%に達すると予測されており、社会保障制度や地域社会のあり方に大きな影響を及ぼすと考えられます。
- 社会保障制度は、今日にいたるまで国民生活の安心と安定を担ってきました。その一方で、個人や世帯のリスクは多様化し、経済的な困窮に加え、なんらかの生きづらさや心理的困難、孤独・孤立、住居確保の問題などこれまで潜在化し、本人や行政がリスクとして認識してこなかった課題やダブルケア、ひきこもりなどの複雑・複合的な課題、制度や、分野と分野の狭間にあるため対応が難しい課題が増加しています。
- このような課題は、かつては血縁や地縁など地域の紐帯※により受け止められてきましたが、少子高齢化の進行、未婚化の進行、単身世帯の増加によって世帯人員が縮小するなか、家族や地域、企業などによるインフォーマルなケアは難しくなっています。
- 地域のつながりのあり方について見ると、これまでの地域における密接な関係性の構築はもちろんのこと、価値観やライフスタイルの多様化する時代においては、個人が興味や関心に応じて選択的に関わるることができる、「ゆるやかなつながり」も重視する必要があります。
- 持続可能な地域社会であるためには、地域のつながりが不可欠です。つながりの創出のためには、子どもから高齢者まで多世代が交流できる居場所づくりや、SNS等オンラインの活用など多様なつながりの機会に着目する必要があります。
- 外国人人口も増加傾向にあり、様々な国籍の方が地域コミュニティに参加できるよう、異文化に触れる機会や外国人の生活習慣への理解を促進する機会を設けるなど、外国人も地域をともに創る一員として包摂される地域社会の形成が重要です。
- 不確実性の高い将来に対応できるよう、社会状況の変化を見据え、地域の特性や資源を生かしながら、持続可能な地域づくりと包括的な支援体制を構築し、しなやかで回復力のあるレジリエントな地域社会※を形成していくことが求められています。

2

国の動向

(1) 社会福祉法の改正について

- 「地域共生社会」の実現に向けた改革として、改正社会福祉法が令和3(2021)年4月に施行されました。
- 地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
- 社会福祉法の改正により、第4条第1項に定める地域福祉の推進は、①地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現をめざすものとして、その理念や方向性が明確化されました。

(2) 地域包括ケアシステムについて

- 地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制です。基本的理念には、地域共生社会の中核的な基盤となり得るものとして地域包括ケアシステムが掲げられています。
- 国は、「団塊の世代[※]」が75歳以上となる令和7(2025)年、「団塊の世代」の子ども世代である「団塊ジュニア世代[※]」すべての人が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進をめざしています。
- 包括的な支援体制の構築と併せて地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等を一体的に取り組むことにより、地域共生社会の実現を図っていくことが重要視されています。

(3) 子ども福祉をめぐる動きについて

- 令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」をめざす司令塔として「こども家庭庁」の創設が示されました。
- 令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」が設置され、子どもに関する施策が一元化されるとともに、子ども施策を総合的に推進していくため、「こども基本法」が施行されました。
- 同年12月には、子ども施策に関する基本的な方針等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

(4) 障がい者差別解消法等の改正について

- 令和3(2021)年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。同改正法は令和6(2024)年より施行されています。
- 令和4(2022)年5月には障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、令和5(2023)年には障がいのある人の地域生活の支援体制の充実や、障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されました。

(5) 生活困窮者自立支援制度について

- 経済的困窮や社会的孤立など様々な要因により生活に困窮している方やその世帯に対して、生活全般にわたる包括的かつ早期的な支援を提供する仕組みを整備するために、平成27(2015)年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の支援として位置づけられていることが特徴です。
- 主な支援内容は、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、③就労準備支援事業、④一時生活支援事業、⑤家計改善支援事業、⑥子どもの学習・生活支援事業などがあります。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響による支援ニーズの増加に対応するため、支援体制の強化が図られています。
- 生活困窮者自立支援制度には、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「支援を通じた地域づくり」の2つの目標が掲げられています。対象となる本人の状況に応じて支援を行うこと、人・社会とのつながりや地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じた住民相互の支え合いをめざすこととされています。

(6) 保健・医療をめぐる動きについて

- 近年の保健・医療分野では、地域医療構想の推進、医師の働き方改革、医療・介護の連携強化などが重要な課題となっています。特に、令和6(2024)年度から始まる医師の時間外労働規制への対応や、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制の見直しが進められています。
- また、医療DX[※]の推進として、オンライン診療の普及や電子カルテの標準化、PHR[※](Personal Health Record)の活用などが進められています。さらなる、地域包括ケアシステムの深化に向けて、在宅医療の充実や多職種連携の強化、予防・健康づくりの推進など、地域の実情に応じた取組が行われています。

(7) 自殺総合対策について

- 自殺総合対策は、平成18(2006)年6月に制定された自殺対策基本法に基づき、国を挙げて取り組んでいる重要な課題です。平成28(2016)年4月に改正された同法では、だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、地方公共団体の責務が明確化されました。
- 具体的な取組としては、①自殺実態の把握と分析、②自殺予防に関する普及啓発、③自殺リスクの高い人への支援、④遺族支援などが挙げられます。特に近年は、若年層や働き盛り世代への対策強化、ICT※を活用した相談体制の整備、地域における包括的な支援体制の構築などに力を入れています。
- 令和7(2025)年現在、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況の変化を踏まえ、失業者や生活困窮者、DV被害者など、様々な困難を抱える人々への支援を強化しています。また、SNSを活用した相談窓口の拡充や、AI技術を用いた自殺リスクの早期発見など、新たな取組も進められています。

(8) 孤独・孤立対策推進法について

- 令和5(2023)年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会全体において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要であることが示されました。
- この法律は、令和6(2024)年4月に施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざすことを目的としています。
- 「孤独・孤立対策推進法」に基づき様々な施策が展開されており、例えば、地域での居場所づくりや相談窓口の設置、アウトリーチ※型支援体制の構築などが進められています。また、NPO法人※などの民間団体との連携も重視され、社会全体で孤独・孤立問題に取り組む体制の整備をめざしています。

(9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムのことです。
- 認知症※の高齢者から精神障がいのある人まで、生活の質を高めるための幅広いサービスが提供されることになり、「地域包括ケアシステム」のめざす、個々のニーズに対応できる地域社会の構築へとつながります。

- この仕組みが「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、多様な精神疾患等に対応するための基礎基盤を構築することが期待されています。

(10) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

- この法律は認知症の人を含む誰もが自分の得意なことやできることで活躍し、互いを尊重しつつ力を合わせ支え合いながら、ともに暮らすことができる社会を実現することをめざしています。
- 認知症は、記憶や判断力などの能力が低下し、様々な生活のしづらさが現れる状態のことをいいます。認知症になっても自分らしさを保ちながら、地域社会の一員として活躍し続けていけるよう、社会的な理解の深化を進めることが、この法律の基本理念にあります。
- 地域社会における認知症理解の向上、生活における認知症バリアフリー[※]の推進、適切な医療・ケアの提供、家族や介護者の支援、認知症の早期発見・早期対応などの具体的な施策が盛り込まれており、認知症の人と一緒に国や地方公共団体、地域の事業者、国民が一体となって共生社会の実現を推進するよう示されています。

(11) 住宅セーフティネット法の改正について

- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目的とする住宅セーフティネット法が令和6(2024)年3月に改正されました。
- 具体的な内容として、空き家等を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度が拡充され、家賃債務保証制度の強化と保証料の補助拡大が図られました。また、居住支援法人の役割が強化され、支援体制が充実しました。
- さらに、地方公共団体による計画策定が義務化され、支援策が拡充されるとともに、民間賃貸住宅のバリアフリー化支援も強化されました。
- 令和7(2025)年現在、これらの改正を受けて、登録住宅の増加や居住支援協議会[※]の設置拡大、ICTを活用したマッチングシステムの導入など、住宅セーフティネットの強化が進んでいます。さらに、地域包括ケアシステムとの連携や外国人居住者への支援強化など、多様な住宅確保要配慮者のニーズに対応する取組が展開されています。

(12) 民法等の改正（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について

- 令和6年5月17日に民法等の一部を改正する法律が成立し、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するための制度改正が行われました。

- この改正では、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定が見直されました。
- 具体的には、婚姻の有無にかかわらず父母が子に対して負う責務の明確化、離婚後も父母が共同で親権を行使できる選択的共同親権制度の導入、法定養育費制度の創設、親子交流(面会交流)に関する規律の整備などが含まれています。

3

板橋区的主要な取組

板橋区では、令和4年に策定した「実施計画2025」に基づき、「地域共生社会」の実現に向けて、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進しています。

(1) 自立支援にかかる相談機能の強化

令和5(2023)年7月、これまで区立グリーンホールのみを設置していた、生活・仕事・家計のことなどでお悩みの方の自立支援相談窓口である「いたばし暮らしのサポートセンター」の分室を赤塚・志村の福祉課内に設置し、相談支援体制を強化しました。

また、同年7月、「いたばし暮らしのサポートセンター」板橋本部に、新たに「ひきこもり相談窓口」、「ひとり親家庭相談窓口」を設置し、専門的な相談が可能となりました。

(2) 生活困窮者等食品・相談支援事業(街かどフードパントリー)の開始

令和5(2023)年7月、23区では初となる常設型のフードパントリー(食品貯蔵庫、通称「街かどフードパントリー」)を活用した食品支援と、生活の困りごと等を解決につなげる相談支援を併せて実施する、「生活困窮者等食品・相談支援事業」を開始しました。食品・相談支援を行うとともに、困りごとを抱える区民との接点を増やすことで、幅広い支援につなげています。

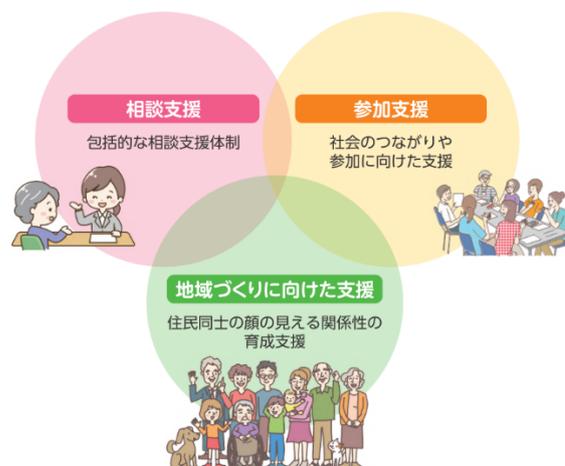


▶▶街かどフードパントリー

(3) 地域福祉コーディネーターのモデル配置

令和5(2023)年度より、地域の中に入り、地域住民からの相談を受け、その困りごとを地域住民や地域にかかわる団体、専門職と連携して、課題の解決に取り組む地域福祉コーディネーターを志村坂上、蓮根、舟渡の3地区にモデル配置しました。

地域福祉コーディネーターは、地域へ出向き、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に進めています。



▶▶地域福祉コーディネーターモデル配置事業
令和5年度活動報告書より

(4) 認知症フレンドリー協議会（板橋区認知症官民協議会）の発足

認知症になっても自らの権利や意思が尊重され、能力を発揮し、希望を持って暮らし続けることができる社会を「認知症フレンドリー社会」と定義し、認知症フレンドリー社会の実現に向けて、令和6(2024)年度に都内で初となる官民連携による協議会を発足しました。協議会には認知症の本人や家族、民間企業などが出席し、当事者の声を聞きながら、共生社会に向けた新たな取組について話し合っています。



▶▶認知症フレンドリー協議会

(5) こども家庭センター機能の整備

令和4(2022)年の児童福祉法改正により市区町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化され、板橋区では令和6(2024)年4月より、既存の子ども家庭総合支援センター支援課と健康福祉センターで構成する「こども家庭センター」機能を開始しました。「こども家庭センター」機能は母子保健・児童福祉両分野が連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ切れ目のない一体的な相談支援を行う体制を構築しています。



▶▶子ども家庭総合支援センター

(6) いたばし医療的ケア児等支援体制の構築

医療的ケア児及びその家族に寄り添った支援をするため、コーディネーターの配置や新たな相談窓口の設置（子ども発達支援センター）、相談支援専門員の配置（加賀児童ホーム）などの体制を整備しました。これらの取組を通じて、医療的ケアを必要とする子どもが個々の状況に応じた適切な切れ目ない支援を受けられる体制の構築を図ります。

(7) 措置入院者への退院後支援

精神科に措置入院した方のうち、退院後の支援を希望する方を対象に、6か月間の支援計画を作成し、地域で安定した生活を送られるよう支援しています。令和7(2025)年度からは、区内精神科専門医療機関との業務委託契約により、医師や看護師、精神保健福祉士等の多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）及び相談を実施しています。このことにより、「入院医療中心から地域生活中心へ」の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの理念の実現を図ります。

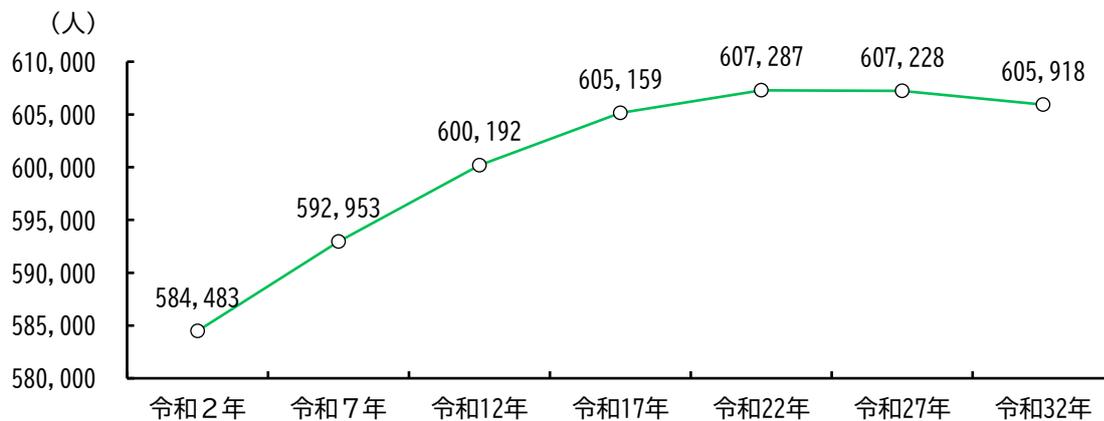
(8) 切れ目ない妊婦支援体制の構築

全ての妊婦とパートナー、家族が安心して出産・子育てできる環境の実現のため、両親学級の拡充、育児支援ヘルパー派遣事業の無料利用枠の新設等、個々の生活スタイルやニーズにあわせた支援を展開し、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートしています。

また、母親への支援と同様に父親の育児に関する不安や悩みを相談できる環境を整え、早期に必要な支援につなげることで、すべての子どもたちの健やかな生育を支えます。

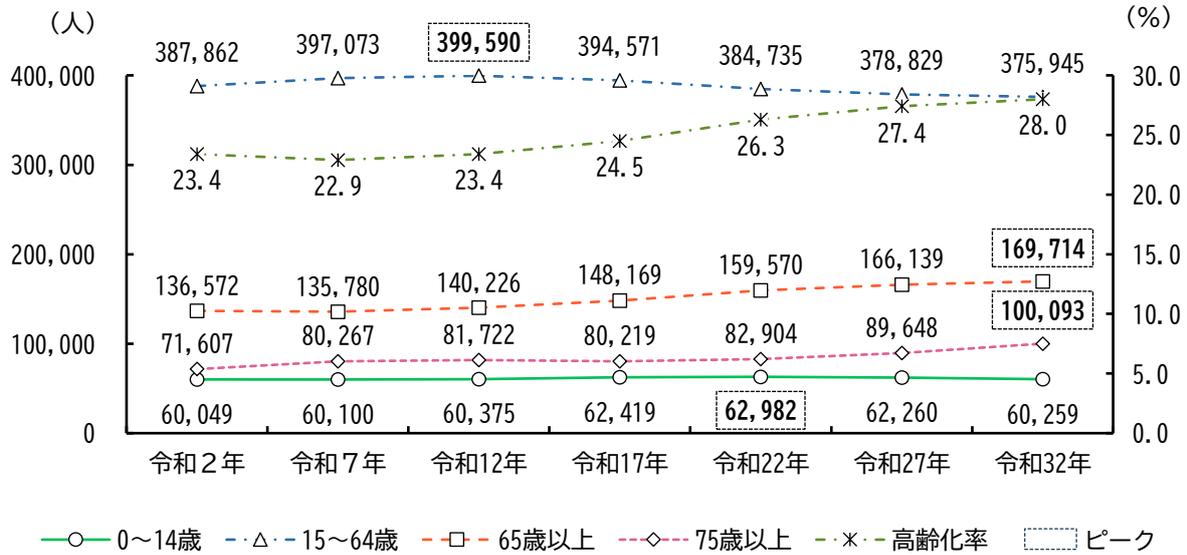
- 日本の総人口の減少が進む中、令和6(2024)年度に改定した「板橋区人口ビジョン(2025年~2050年)」では、板橋区の人口は増加が続き、令和12(2030)年に60万人を突破、令和22(2040)年には607,287人でピークを迎え、その後、減少に転じる見込みとされています。
- 年齢3区分別人口をみると、年少人口(0~14歳)は総人口と同じく令和22(2040)年にピークを迎え、その後減少に転じます。生産年齢人口(15歳~64歳)のピークは総人口よりも早く、令和12(2030)年に到来し、その後減少に転じます。一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向が続き、令和32(2050)年には、高齢化率は28.0%となる見込みです。
- 進行する少子高齢化や生産年齢人口の減少が見込まれる中、持続可能な地域社会を形成し、「誰一人取り残さない」社会をめざしていくには、だれもが生きがいや役割を持ち、多様な能力を発揮し、支え合い、助け合いながら暮らせる地域づくりが望まれます。

(1) 総人口の推移



※令和6(2024)年度改定の「板橋区人口ビジョン(2025年~2050年)より

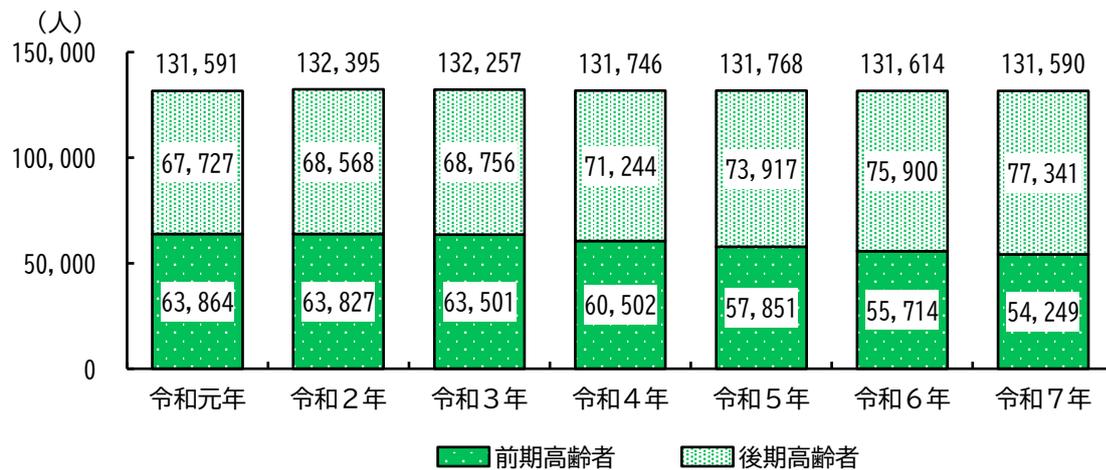
(2) 世代区分別人口の推移



※令和6（2024）年度改定の「板橋区人口ビジョン（2025年～2050年）を参照

(3) 高齢者人口の推移

本区の高齢者人口は132,000人前後で推移しています。平成30（2018）年に前期高齢者と後期高齢者の高齢者人口に占める割合が逆転してからは、その差が年々広がっており、令和7（2025）年には後期高齢者が高齢者全体の58.8%を占めています。

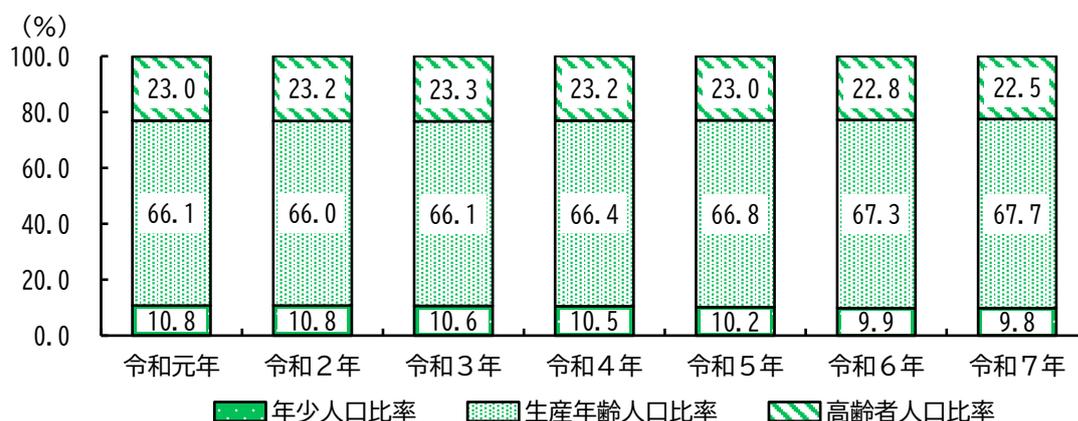


※前期高齢者は65歳以上75歳未満の人口、後期高齢者は75歳以上の人口を表す。

※住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) 人口分布構成比（年少者人口・生産年齢人口・高齢者人口）

本区の人口分布構成比をみると、令和3（2021）年以降、生産年齢人口比率が年々増加し、令和7（2025）年には67.7%となっています。増加傾向にあった高齢化率は令和4（2022）年以降減少に転じ、令和7（2025）年には22.5%となっています。また、年少人口比率は令和3（2021）年以降一貫して減少しており、令和6（2024）年には10%を下回っています。

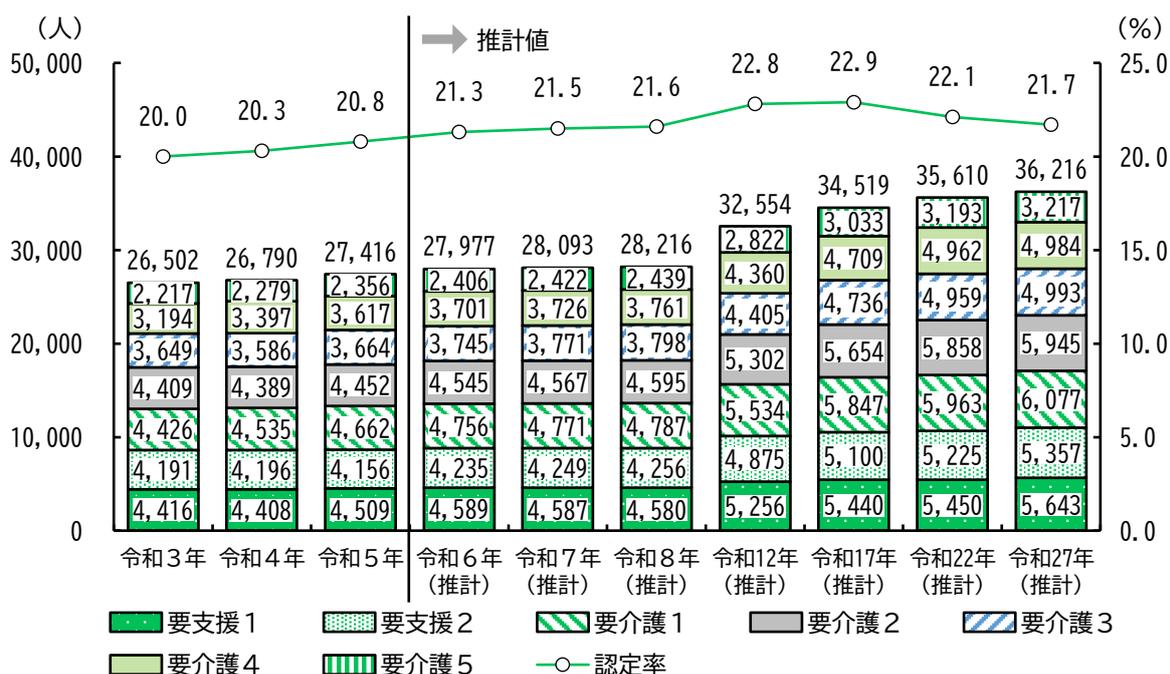


※年少人口：14歳以下、生産年齢人口：15歳以上～64歳以下、高齢者人口：65歳以上

※住民基本台帳（各年10月1日現在）

(5) 要介護（要支援）度認定者数の推移

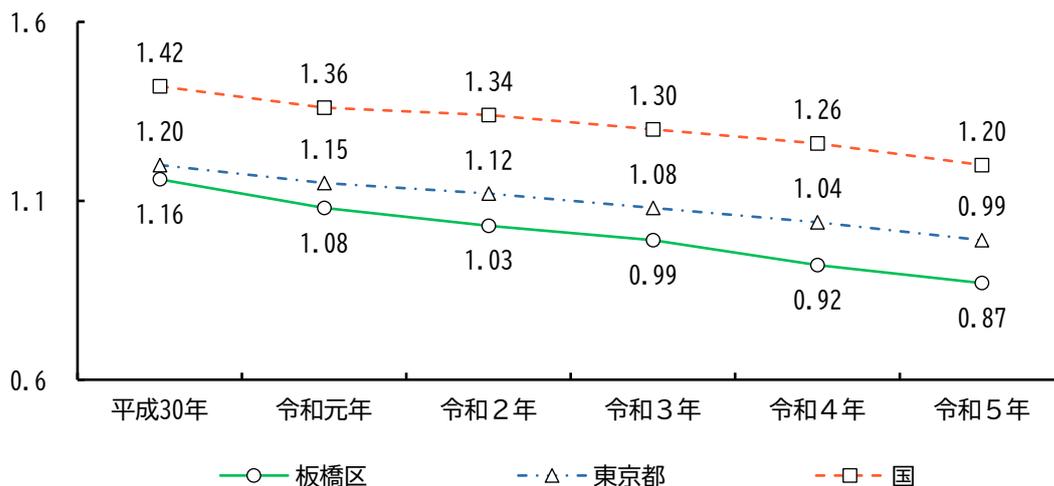
本区の要介護度別認定者数は年々増加しており、令和5（2023）年9月末現在では27,416人となっています。「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026」の推計によると、認定者数は今度も増加を続け、令和12（2030）年以降は30,000人を超える見通しとなっています。



※板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026（各年9月末現在）

(6) 合計特殊出生率の推移

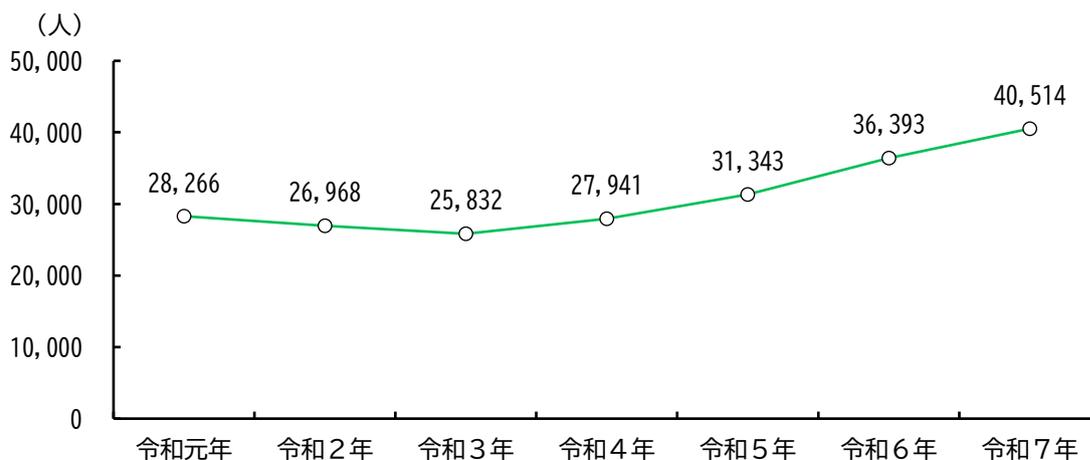
本区の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に生む子ども数。将来にわたって人口が維持される水準である人口置換水準は2.07。）は、国及び東京都より低い水準で推移しています。令和3（2021）年で1を下回り、令和5（2023）年では0.87となっています。



※人口動態統計（国：厚生労働省、東京都・板橋区：東京都福祉局）

(7) 外国人人口の推移

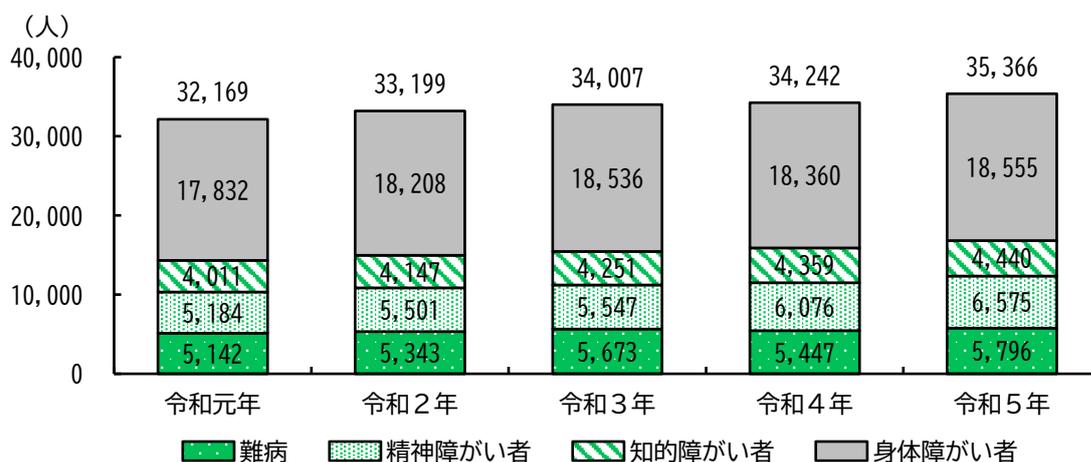
本区の外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響による入国者の減少及び出国者の増加により減少傾向にありましたが、令和4（2022）年以降は年々増加しており、令和5（2023）年に30,000人を超え、令和7（2025）年には40,514人となっています。



※住民基本台帳（各年10月1日現在）

(8) 障がい者数の推移

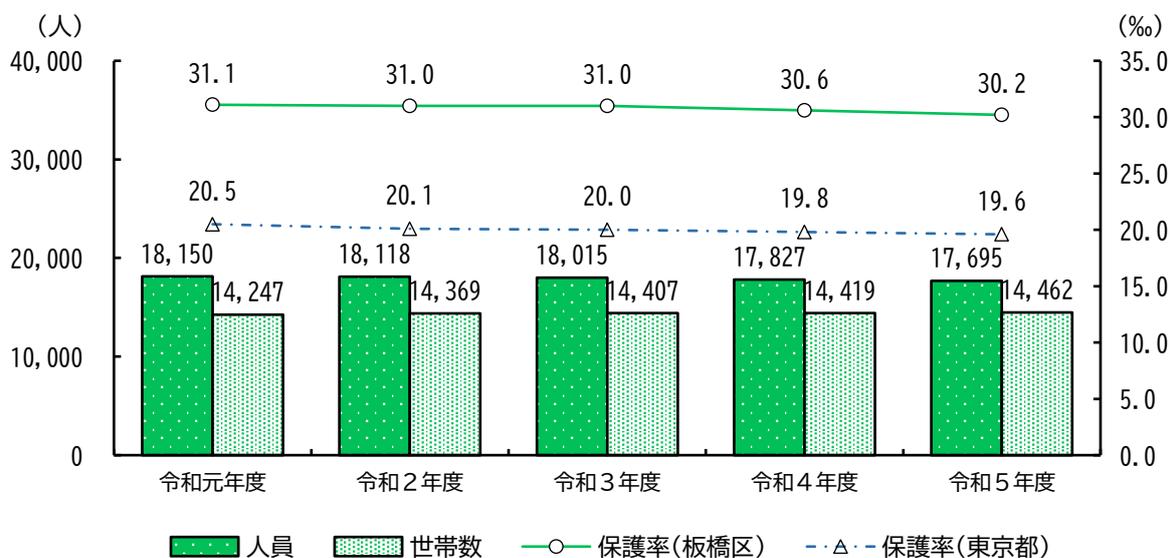
本区の障がい者数は年々増加しており、令和5（2023）年4月1日現在では35,366人となっています。特に、精神障がい者の増加が顕著となっており、令和5（2023）年と令和元（2019）年を比較すると1,391人増加しています。全体としては、身体障がい者の割合が5割弱となっています。



※統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病は難病医療費等助成制度認定者数を計上している
 ※板橋区障がい者計画2030及び障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）（各年4月1日現在）

(9) 生活保護受給世帯・人員数の推移

本区的生活保護受給世帯は年々増加しており、令和5（2023）年度には14,462世帯となっています。一方、人員数は年々減少しており、令和5（2023）年度は17,695人となっています。保護率をみると、本区は東京都全体の保護率に比べて高い水準で推移しており、令和5（2023）年度は30.2%となっています。

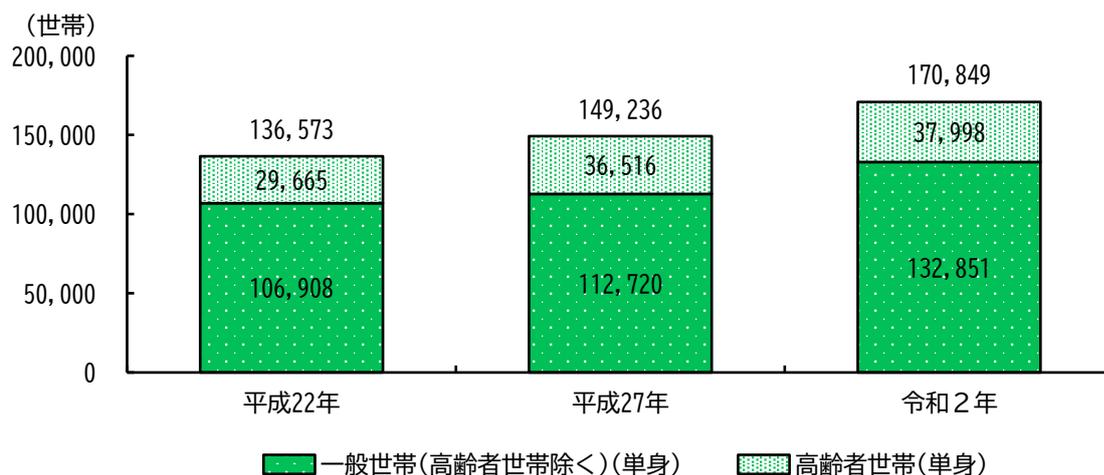


※%（パーミル）：1000分の1を1とする単位（千分率）。1%は0.1%となる。

※東京都福祉局福祉統計年報(令和5年度)

(10) 単身世帯数の推移

国勢調査によると、単身世帯総数は平成22（2010）年で136,573世帯でしたが、令和2（2020）年には、170,849世帯と25%増加している。高齢者世帯では、単身世帯が平成22（2010）年は29,665世帯でしたが、令和2（2020）年には37,998世帯と28%増加しており、全体の増加率を上回っています。

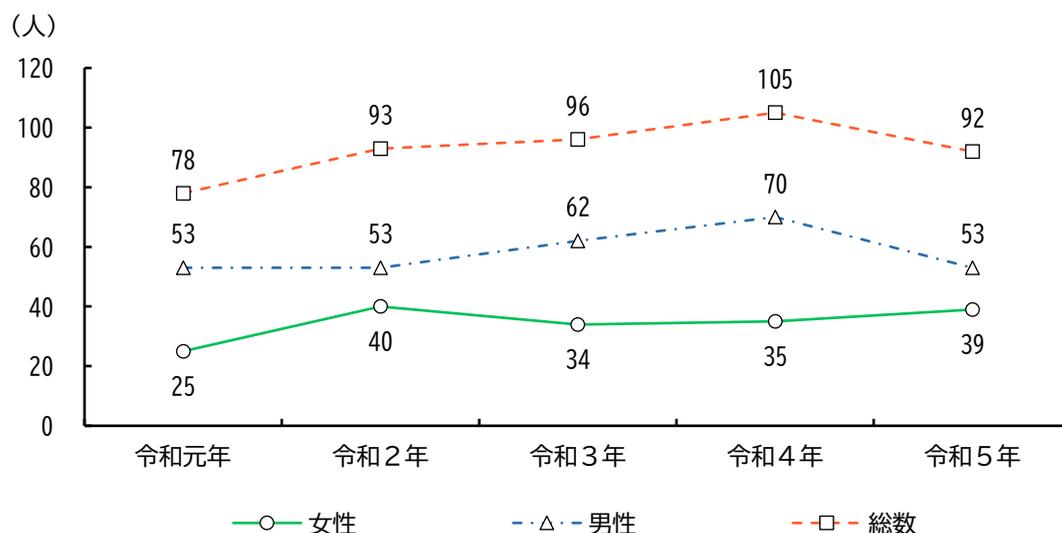


※平成22（2010）年、平成27（2015）年、令和2（2020）年国勢調査 人口等基本集計

(11) 男女別自殺者数の推移

本区における令和5（2023）年の自殺者数は92人で、前年より13人の減でした。このうち、男性は、令和5（2023）年が53人で、前年より17人の減でした。女性は、令和5（2023）年が39人で、前年より4人の増でした。

自殺者数及び増減数は、男性の方が女性より大きく、区全体の自殺者数の推移と傾向が類似しています。



※「板橋区の保健衛生（事業概要）」より

(1) 実態調査の概要について

計画の策定を進める中で、近所づきあいや地域の支え合い等の地域福祉に関する区民の実態や意識、様々な取組、意見等を把握し、今後の計753B策定の基礎資料として活用するために実施しました。

《調査の概要》

項目	内容
調査対象	板橋区内に住所を有する18歳以上の者3,000名
調査期間	令和6（2024）年7月31日～8月21日
調査方法	郵送による配付、郵送又はWebフォームによる回答
有効回答数	830件（27.7%）

(2) 主な調査結果

- 孤独を感じる頻度が高い人は1割弱ですが、男性や単身世帯で比較的多くなっています。また、近所との関わりが浅いほど孤独感が高くなっています。
- 相談支援体制の充実に必要なこととして、「困りごとが不明瞭で相談先がわからない場合でも相談できる仕組み」、「分野を問わず相談を受け止めてくれる仕組み」、「身近な地域で気軽に相談できる仕組み」が上位に挙げられており、相談支援の仕組みづくりが重要視されています。
- 近所との関わり方は、「あいさつをする程度」、「立ち話をする程度」、「ほとんど付き合いがない」の順で、「親しく付き合っている」との回答は1割未満となっています。
- 望ましい近所との関わり方は、「あいさつをする程度」と「立ち話をする程度」が多く、「親しく付き合いたい」は約1割にとどまっており、深い関わりを望まない人が多くなっています。
- 地域とのつながりの必要性を感じている人は8割弱となっており、深い関わりは望まないものの、地域とのつながりは必要であると感じている人が多いことがうかがえます。
- 困りごとや悩みの解決に必要なだと思うことは、「話を聞いてくれる人がいること」、「相談支援・サービスの充実」、「家族や親族の理解・支援」、「専門機関・専門職のアドバイス」の順で、すべての年代で「話を聞いてくれる人がいること」が最上位となっています。
- 罪を犯した人への支援は、7割強が必要だと感じています。一方で、罪を犯した人の立ち直りには、6割半が協力に否定的、3割弱が協力に肯定的となっており、支援の必要性は高いものの、自身の協力は難しいと考えていることがうかがえます。

6

実施計画 2025 の振り返りと課題

「実施計画2025」を振り返るとともに実態調査の結果も踏まえ、以下の内容を本計画における課題として設定し、取組を進めていきます。

1 包括的支援体制の構築

- 区では、高齢や障がい、子ども、生活困窮など、各分野における相談機能の強化を図っています。また、地域生活課題に対応するため、ひきこもりやヤングケアラー対策の施策を展開するなど、包括的な相談支援体制の整備を進めてきました。
- しかしながら、こうした複雑・複合化した課題を抱える方や、なんらかの生きづらさや課題を抱えている方ほど自発的な相談に至りにくい傾向にあり、必要な支援が受けられず、社会的に孤立してしまうことが課題となっています。これらの課題の解決を図るためには、全庁的な連携やアウトリーチ、多機関との協働に向けた取組の推進が必要です。

2 持続可能な地域社会の実現と「つながり」の創出

- 地域住民等の地域活動への参加を促進し、住民同士の支え合い・助け合いの関係構築を通じて、主体的な地域生活課題の解決ができる地域づくりを推進してきました。しかし、地域活動の担い手不足や地域資源とのマッチングが課題となっており、活動主体への継続的な支援が今後必要です。
- 持続可能な地域社会であるためには、多様な主体の地域参加が不可欠です。実態調査からも、これまで地域とつながっていなかった人々が、なんらかのきっかけを契機につながるよう、様々なチャンネル*を用意し、地域における社会関係資本*を増やしていくことが重要です。

3 多様性の受容と尊重

- 一人ひとりの多様性を理解し認め合い、互いを尊重する社会の実現に向けて、人権意識の向上を図ってきました。また、だれもが自分らしさを生かせる社会をめざし、様々な普及啓発活動を行ってきました。しかしながら、外国人住民の増加やジェンダーロール*（性役割）の変化など、社会情勢の変化に対応した取組が引き続き必要となっています。
- また、権利擁護の推進や福祉サービスを支える人材の確保・育成などを行い、安心して福祉サービスを利用できる基盤を整備することが必要です。当事者の特性などを理解し、寄り添った支援等が実施できる人材の確保・育成が求められています。

第3章

地域福祉推進のための施策の方向性

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

3

地域福祉推進のための施策

これまでの地域福祉の推進に向けた取組や現状を整理し、板橋区基本構想における「将来像」及び「めざす姿」を踏まえ、本計画がめざす「地域共生社会」の実現に向けた「基本理念」と、基本理念を実現するための「基本目標」、「施策」を体系化し、取組を進めていきます。

基本理念

これまでの地域福祉推進に向けた取組を発展させ、だれもが地域において役割を持ち、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現に向け、「地域でつながり支え合う、だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念とします。

基本目標

基本理念の実現をめざし、「包括的な相談支援」、「地域におけるつながりの構築」、「地域福祉推進の基盤整備」の3点に着目した基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

1

基本理念

板橋区では、板橋区基本構想において、区の将来像を「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち“板橋”」とし、その実現に向けた福祉・介護分野における「めざす姿」を「安心して住み慣れた地域で暮らせるまち」としています。

これまでの地域福祉推進に向けた取組を発展させ、だれもが地域において役割を持ち、互いに支え合いながら、安心して暮らすことができる、地域共生社会の実現に向け、「地域でつながり支え合う、だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし」を基本理念としてこれからの地域福祉の推進を図っていきます。

地域でつながり支え合う

だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし

2

基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

(1) 地域で安心して暮らせる環境を整備します

なんらかの生きづらさや課題を抱える人・世帯が、必要な支援を受けることができ、社会から孤立することがないように、包括的に支援し、だれもが地域で安心して暮らすことができる環境を整備していきます。

(2) お互いが支え合う地域づくりを進めます

地域生活課題は多岐にわたり、今後も増え続ける課題やニーズに対応をしていくためには、地域でつながり、互いに支え合うことが重要です。多様な「つながり」の機会に着目し、地域住民・団体などが各々の強みを発揮できる地域をつくります。

(3) 暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化します

だれもが参加できる地域社会を実現するために、一人ひとりを理解し認め合う、人権意識の普及啓発・向上を図るとともに、区民が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉人材の確保及び福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

3

施策体系

基本理念・基本目標を実現するため、地域保健福祉に係る施策を体系化しました。
本施策体系をもって、各施策を推進します。

基本理念

地域でつながり支え合う
だれもが安心して暮らせる共生のまち いたばし

基本目標1

地域で安心して暮らせる環境を整備します。

- 包括的な相談支援体制の構築
- 地域における見守り・支援ネットワークの強化
- ライフステージや特性に応じた支援の充実

基本目標2

お互いが支え合う地域づくりを進めます。

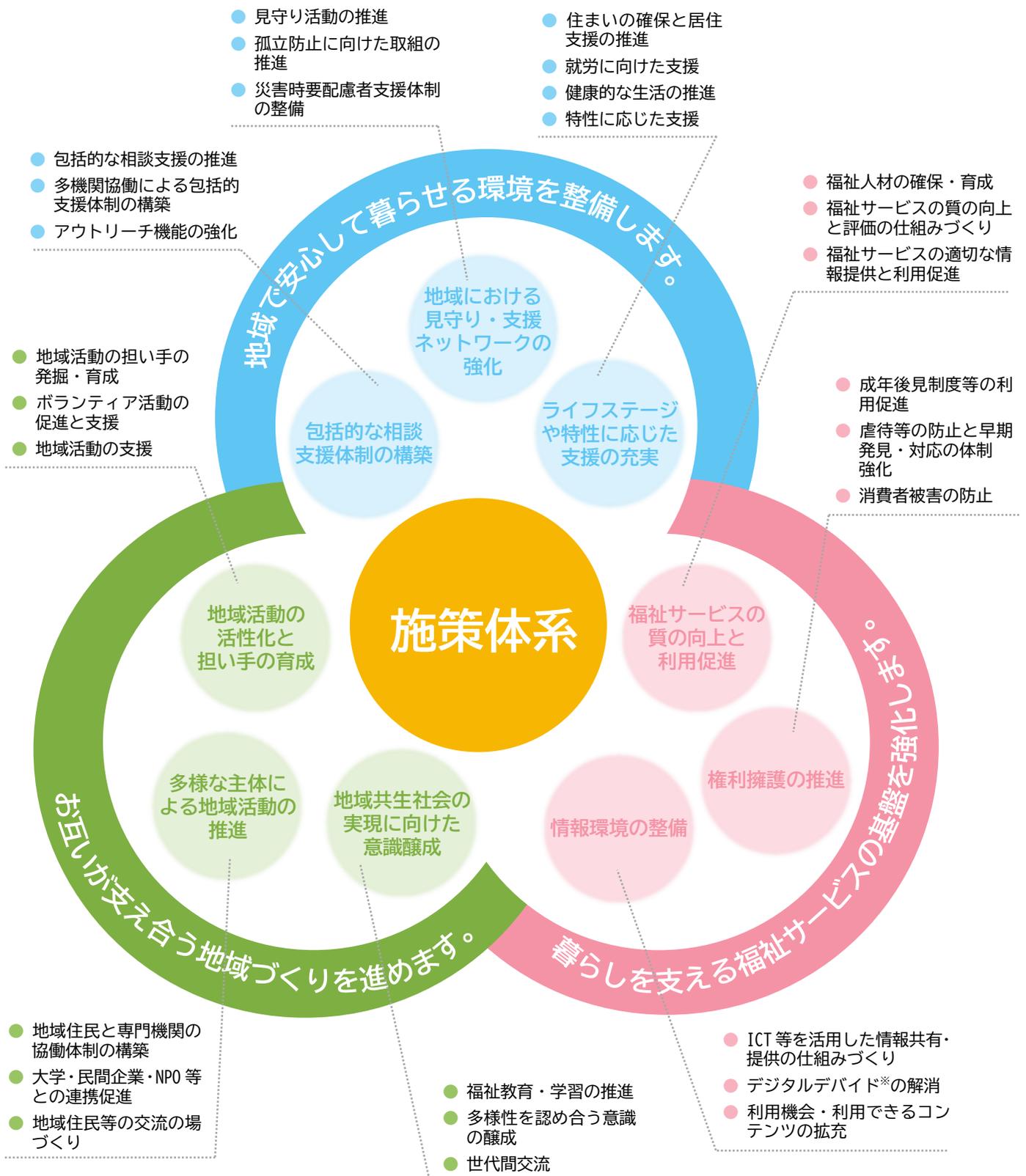
- 地域活動の活性化と担い手の育成
- 多様な主体による地域活動の推進
- 地域共生社会の実現に向けた意識醸成

基本目標3

暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化します。

- 地域活動の活性化と担い手の育成
- 多様な主体による地域活動の推進
- 地域共生社会の実現に向けた意識醸成

施策体系の図



第4章

施策の内容

1 基本目標1

地域で安心して暮らせる環境を整備します。

2 基本目標2

お互いが支え合う地域づくりを進めます。

3 基本目標3

暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化します。

基本目標1 地域で安心して暮らせる環境を整備します

施策1 包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会構造が大きく変化する中で、8050問題やひきこもり、生活困窮、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える問題は複雑・複合化しています。こうした背景から従来の分野別の支援では対応が困難なケースや制度の狭間にあることから公的な支援が受けられないケースが顕在化しています。これらの課題を抱える人の中には、自ら必要なサービスへアクセスすることが困難な方や支援を必要としながらも、社会から孤立し、適切な支援につながらないことから、事態が深刻化してしまうケースがあります。

施策の方向性

区民が抱える生活上の課題は、わかりやすい表面的なものだけでなく、複合的な要因が背景にあることが少なくないため、各相談窓口が相談者の世代や属性を問わず相談を世帯として受け止め、包括的な支援を受けられる相談支援体制づくりを進めます。また、関係機関が連携して支援する体制づくりを推進するとともに、相談窓口に来られない方や、相談につがっていない人に対し、アウトリーチによる積極的なアプローチを行うことで適切な支援につなぎます。

主な取組

包括的な相談支援の推進

- 区民からの相談に対し、個別の問題として捉えるのではなく、世帯全体の課題として包括的に受け止め、相談者が地域で安心して暮らし続けるために必要な支援という視点で課題を捉え、総合的に支援を提供します。
- 地域住民による支え合いのネットワークを生かし、日常のつながりや見守りから、支援が必要な方や世帯を早期に発見します。そして、関係機関等と連携し、積極的な働きかけ(アウトリーチ)を通じて、適切な支援サービスにつなげる体制を構築します。
- どこに相談したらよいかわからない悩みや不安、生きづらさを抱える人については、「地域福祉コーディネーター」が相談を受け付け、課題を整理することで適切な支援機関へつなぐ橋渡しやサポートを行います。
- 生活や仕事などに不安を抱える方に対し、一人ひとりに合わせた支援プランを作成し、他の関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
- 区民の相談については、高齢、障がい、子ども、生活困窮など属性を問わず、どの相談窓口でも区全体で受け止める相談体制を構築します。複合的課題を把握した際は、分野横断的に対応を進めるため、必要に応じて「重層的支援会議^{*}」等を開催します。会議において支援プランを決定し、役割分担を明確にしたチームアプローチによる伴走型の支援を行っていきます。

- SNS などを活用した相談体制を構築し、時間や場所の制約を受けず、来所不要で気軽に相談できる環境を整備し、多様な生活状況にある方々の相談アクセシビリティ向上を図ります。

【福祉・保健関連の主な相談窓口】

相談内容	相談窓口
高齢・介護	おとしより相談センター(地域包括支援センター)
子ども・子育て	健康福祉センター 支援課
教育相談	教育支援センター
障がい	障がい者福祉センター 健康福祉センター 障がいサービス課
発達障がい	発達障がい者支援センター(あいポート) 子ども発達支援センター
生活困窮	福祉課 いたばし暮らしのサポートセンター
ひとり親支援	福祉課 いたばしひとり親家庭(離婚前含む)相談窓口
ひきこもり	健康福祉センター 板橋ひきこもり相談窓口
成年後見制度	権利擁護いたばしサポートセンター
住居・住まい	住宅政策課
DV・男女平等	男女平等推進センター(スクエア・I(あい))
こころの健康	
健康・禁煙	健康推進課 健康福祉センター
母子保健	
どこに相談していいかわからないことなど	地域福祉コーディネーター

※複雑化・複合化した課題は、各相談窓口の専門性を生かし、連携しながらチームアプローチによる課題解決に向けた取組を進めていきます。

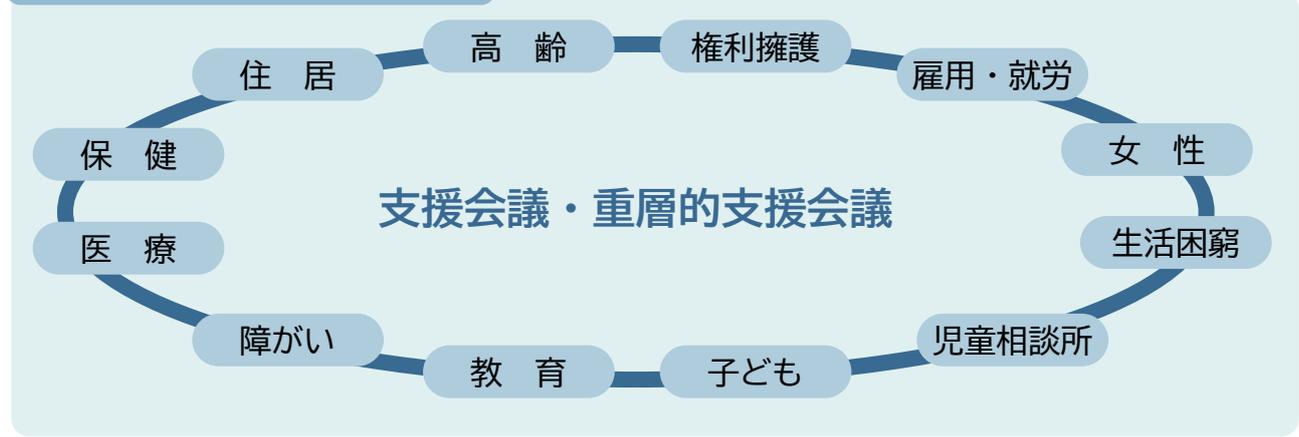
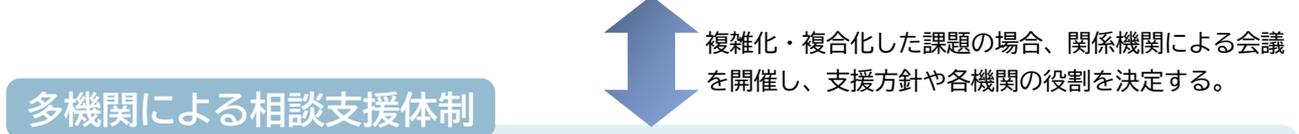
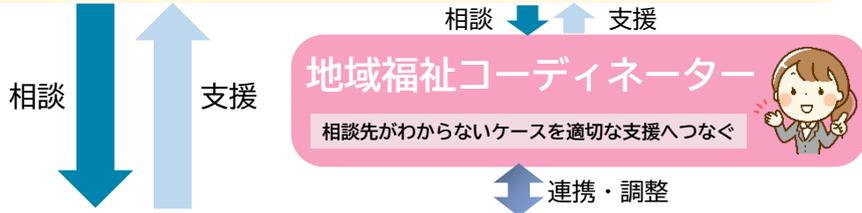
■ 多機関協働による包括的支援体制の構築

- 専門相談支援機関や行政の各分野における相談窓口に寄せられた相談については、包括的に受け止め、必要に応じて、適切な相談支援機関・関係機関につながります。
- 複雑・複合化した課題に対しては、関係機関による分野横断的な対応を進めるため、関係機関により構成する「重層的支援会議」等を開催し、課題の共有や各支援機関の役割分担を確認するなど、チームアプローチによる支援を行っていきます。併せて、地域の多様な社会資源（NPO、ボランティア団体、地域活動組織等）との連携・協働体制を構築し、当事者主体の支援を行っていきます。
- 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のしくみとして、健康福祉センターや CAP'S(児童館)、子ども家庭総合支援センター、学校等が連携した取組を行い、個々の必要性に応じ、子どもの成長と各家庭の子育てに寄り添って、切れ目のない支援を継続的に行います。
- 子どもたちが心身ともに健やかに、かつ安心して成長できるよう、複雑多様化する児童虐待に対し、子ども家庭総合支援センターと関係部局及び外部専門機関との連携体制を強化し、複雑多様化する相談への確かつきめ細やかに対応することにより、虐待の未然防止や早期発見、適切な保護・支援に努めていきます。
- 医療的ケア児及びその家族が、必要な支援を受け、地域で安心して暮らせるよう、継続的に不安や悩みを聞き取りながら、教育・医療・保健・福祉等の関係機関へつなぐ伴走型の支援を行います。
- 各機関の窓口寄せられた相談情報等を迅速に共有し、組織間の緊密な連携強化を図るため、相談情報等を共有する仕組みづくりを検討していきます。

■ アウトリーチ機能の強化

- 自ら必要なサービスにアクセスすることができない人や社会的に孤立し、支援につながっていない人が地域の中で必要な支援から取り残されることがないように、地域のネットワークを通じて、地域の情報を幅広く収集し、潜在的な支援ニーズを把握することで、予防的効果を含めたアウトリーチによる継続的な支援を行います。
- 支援を必要としながらも適切なサービスにつながっていない方々を積極的に発見し支援するため、多機関連携によるアウトリーチ体制を強化します。福祉部門のみならず、税務・保健・教育などの各行政分野と有機的に連携し、民生・児童委員やおとしより相談センター(地域包括支援センター)等の地域関係機関との協働により、制度やサービスの広報・周知活動を充実させるとともに、きめ細やかな利用勧奨を推進します。
- 精神科措置入院から退院した方で、自発的受診が困難な方や治療中断リスクがある方又は入退院を繰り返す方に対して、措置入院者退院後支援のガイドラインに基づき、医師・看護師・精神保健福祉士等の多職種チームによる訪問支援を実施します。

板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図



地域の困りごとを気軽に相談できる「地域福祉コーディネーター」

地域福祉コーディネーターって知っていますか？

「どこに相談していいかわからない…」そんな困りごとはありませんか。令和5年度から、志村坂上、蓮根、舟渡の3地区に「地域福祉コーディネーター」が配置されています。地域住民や活動団体、専門職などと協力しながら、適切な支援機関や地域の居場所につなぐ役割を担っています。

地域の拠点では、分野や対象を問わない「福祉なんでも相談」を実施中。出張相談会や地域活動の場にも出向き、「近所に気になる人がいる」といった相談も受け付けています。

利用された方からは、「身近なところに相談できる場所があって安心」、「どんなことでもまずは話を聞いてくれるから相談しやすい」といった声が寄せられています。



地域参加のきっかけとなる「ジョブボラ」

社会とのつながりづくりでは、ジョブボラという仕組みを活用して、課題を抱えた方や配慮が必要な方を、地域の活動へとつないでいます。

○ ジョブボラって？

『ジョブボラ』とは短時間、単発、やることが明確なボランティア活動で、隙間時間に、お試し感覚で参加できます。そのため、若者から現役世代、退職した世代まで地域デビューをするきっかけとなっています。初めてでも安心して参加できるよう、参加者と受入れ団体との丁寧なマッチングや参加時のサポート体制を整えています。

実際に、参加者からは「運営者からありがとうと声をかけられたことで、自分にもできることがあるとわかり、前向きな気持ちになった。」というお話がありました。障がいや病気で困難を抱えた方には、地域福祉コーディネーターが寄り添い、その方にあった活動ができるよう支援しています。

○ 地域団体へのメリットも

また、ジョブボラは地域団体の活動が土台となっており、参加者を迎えることは団体にも良い効果が生まれます。例えば、イベント受付などを依頼でき、担い手不足の解消につながったり、繰り返しの参加で信頼関係が生まれ、将来の仲間になる可能性も。

支える・支えられる関係から、支え合う関係へ。ジョブボラを通じて、地域の担い手づくりと社会参加支援を進めています。



安心して暮らせる地域へ

支援を受けた後も孤立しないよう、見守りの目を増やし、安心できる居場所をつくるのが大切です。地域福祉コーディネーターは、住民主体の活動団体や企業、専門職などと連携し、地域のネットワークづくりを進めています。

皆さんのお住まいの地域にも積極的に出向いていきますので、誰もが孤立せず、その人らしい役割を持って暮らせる地域づくりに、ぜひご協力ください。

利用された方からは、「身近なところに相談できる場所があって安心」、「どんなことでもまずは話を聞いてくれるから相談しやすい」といった声が寄せられています。



施策2 地域における見守り・支援ネットワークの強化

現状と課題

高齢化や世帯構造の変化、ライフスタイルの多様化、個人のプライバシー意識の高まりなど、社会状況の変化に伴い、人と人とのつながりは希薄化しています。かつては、地域社会が自然と担っていた相互扶助や支え合い機能が弱まり、社会的孤立やひきこもりなどの課題が顕在化しています。

地域のつながりは、日常における生活はもちろん、災害時における住民相互の支援にも寄与するものであり、日頃から住民同士がつながることで、ゆるやかに見守り、支え合える環境を整えておくことが重要です。

施策の方向性

区の各種見守り関連事業や、住民同士のつながりによる地域の見守り、民間事業者との連携・協働による重層的な支え合いの体制構築を図り、孤立を防ぐネットワークづくりに取り組みます。

また、災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人等(災害時要支援者)が安心して避難できるよう、地域住民等の協力による支え合い・助け合いが生まれる地域づくりをめざします。

主な取組

見守り活動の推進

- 民生・児童委員が、75歳以上の高齢者の自宅を訪問し、本人の生活状況や困りごとを確認し、福祉や介護サービスなどの支援が必要な方を、おとしより相談センター(地域包括支援センター)等の支援機関へつなげます。
- 区と民間事業者の間で協定を締結し、連携して地域住民等に対する緩やかな見守りや、地域活動の支援に取り組むなど、見守り・地域づくりに関する協力体制を構築しています。
- 希望する65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に、コールセンターから定期的な電話による安否確認を行い、連絡が取れない場合は、緊急連絡先などに情報提供し、家族等による安否確認の支援を行います。
- 高齢者等の異変を早期に発見し支援につなげる、「ゆるやかな見守り」を推進するため、その担い手の確保・育成に向け、見守り活動を推進しようとする団体などに対する育成講座の実施に取り組んでいきます。
- 課題を抱える家庭に対し、民生・児童委員や子ども食堂等の地域のネットワークにより、食品などのお届け訪問を通じて、支援ニーズが高い子どもに対する見守りや、必要な支援につなぐ体制を整えます。

■ 孤立防止に向けた取組の推進

- 孤立は悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する予防的な観点が必要であるため、地域資源を有効活用し、関係機関との連携を図ることで、当事者の社会参加の機会や安心できる居場所づくりなど、社会的つながりを促進する支援を実施します。
- 地域で安心して過ごすために、民生・児童委員や区内19か所のおとしより相談センター（地域包括支援センター）、地域福祉コーディネーターなどが、見守りを行うなど、地域における身近な相談先となり、支援が必要な場合には適切な支援機関へつなげます。
- いたばし総合ボランティアセンターとの事業を通じて、区民がボランティア活動の場に参加するための機会を創出し、社会参加の促進につなげます。
- 認知症の人やその家族が孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域住民や専門職等が気軽に集い、情報交換や相談ができる場として、認知症フレンドリーカフェ[※]の設置や、医療機関等と連携した支援を行います。
- 子どもの居場所づくり活動を支援し、子ども食堂をはじめとする様々な場を活用した多世代交流の機会を充実させ、地域の多様な活動主体が連携することで活動の質的向上や新たな展開につなげられるような環境づくりを進めます。
- だれもが能力を発揮し社会参加できる「地域で活躍する力」として社会参加できる機会を提供することを目的とした、参加しやすい住民参加型の有料福祉サービス「サポートぬくもり」の運営を支援し、その輪を広げていきます。これにより、地域住民による主体的な支え合い活動のきっかけづくりを促進します。
- 区民や地域団体、民間事業者、NPO 法人などと地域における見守りや支え合いによる包括的な支援体制の構築を進めるとともに、国が自治体に求めている「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の構築や「孤独・孤立対策地域協議会」の設置について検討をしていきます。
- 社会的孤立が自殺に至る要因の一つであるという認識のもと、ひきこもり家族教室のように、参加者同士で交流する場やゲートキーパー研修のように、修了者が周囲の支えとなり横の広がりを持つ事業を実施します。これらの取組が孤立の予防から早期発見、適切な支援へとつながり、生きることへの包括的な支援を推進します。

民生委員・児童委員 ～あなたの「困った」に寄り添う地域のパートナー～

○ 地域で暮らす、だからこそ気づける「小さなサイン」

「最近、お隣の高齢者の方の姿を見かけない」「近所の子どもが一人で夜遅くまで外にいる」—こうした日常の小さな違和感に気づき、さりげなく声をかけ、必要な支援につなぐ。それが民生委員・児童委員(以下、民生委員)の活動です。

民生委員は、民生委員法に基づき、地域からの推薦、都道府県の審議会を経て、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動しています。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることになっています。

民生委員は、福祉の専門家ではありませんが、同じ地域で暮らす「顔の見える関係」だからこそ、住民の些細な変化に気づき、寄り添うことができます。高齢者の見守り、子育ての悩み、生活困窮、障がいのある方の支援など、相談内容は多岐にわたります。

また、年に1回、75歳以上の高齢者を対象とした見守り調査を実施し、地域の高齢者の生活状況を把握するとともに、必要な支援につなげる取組を行っています。

民生委員には守秘義務があり、相談内容は守られますので、安心してご相談ください。

○ 「つなぐ」ことで広がる支援の輪

民生委員の大きな役割は、相談を受けた後の「橋渡し」です。一人で全てを解決するのではなく、区の窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、学校など、適切な支援機関へとつなぎます。この「つなぐ力」が、孤立を防ぎ、必要な支援を届けることにつながっています。

○ なり手不足と今後の課題

現在、全国的に民生委員のなり手不足が課題となっています。背景には高齢化、介護、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など様々な要因があります。そのため、民生委員活動に関する周知の拡大や、民生委員活動の環境改善を図るなど今後も持続可能なあり方について検討が必要です。

○ あなたも、地域の一員として

もし困りごとがあれば、遠慮なく民生委員に声をかけてください。身分証明書を携帯した民生委員が、皆さんの身近な相談役としてお待ちしております。

また、地域活動に関心のある方は、ぜひ民生委員活動にもご注目ください。あなたの「ちょっとした気づき」と「支え合いの心」が、誰もが安心して暮らせる地域をつくる力になります。



高齢者見守り支援



子ども・子育て支援

子ども食堂が紡ぐ、地域のつながり

子ども食堂と類似した支援のはじまりは、18世紀末におけるドイツ・ミュンヘンの「学校給食」や19世紀中ごろのイギリスで貧困対策として始まった「朝食クラブ」とも言われています。今では当たり前となった、子ども食堂ですが、日本における子ども食堂のはじまりは、平成24年に東京・大田区の八百屋の店主が、「給食のない日はバナナ1本で過ごす子どもが居る」という話を聞き、貧困や親の多忙により満足に食事ができない子どもたちのために、店の一角に食事ができるスペースを設けたことから始まりました。

平成20年代初頭、経済状況の悪化を背景に「見えない貧困」「子どもの貧困」が社会問題として注目され、子ども食堂は新たな地域支援の形として急速に広がっていきました。

子どもの貧困対策として、これまで経済的な困窮に対する食事支援や食料支援、学習支援が中心でしたが、子どもの健やかな成長には多様な体験により社会性を育む環境が必要であり、近年では「体験の格差」が課題として指摘されています。

現在、子ども食堂の中には、地域住民とのつながりを作る「多世代交流」や、農業体験、文化体験等の「体験の提供」を行う団体も増えています。また、親子の孤独・孤立を防止し、児童虐待などを未然に防ぐ取り組み(ユニバーサル/ポピュレーションアプローチ)として「地域の居場所」の役割も期待されています。一方で、物価高と規模拡大により、運営維持と人手不足が全国的な課題となっています。

板橋区では、これまで子どもの貧困の連鎖防止のため、学習・生活支援事業や食料支援と相談支援をセットとした23区初となる「街かどフードパントリー」の設置、子ども食堂の立ち上げ・運営支援等を実施してきました。

子ども食堂は、食を通じて子どもたちの安全な居場所と温かな人間関係を提供する地域の大切な拠点です。行政、民間、地域の力を結集し、子どもの健康と地域の絆をさらに強化していくことが求められています。私たち一人ひとりの関心と行動が、次世代の豊かな暮らしを支える礎となるでしょう。



～ 子ども食堂の様子～

■ 災害時要配慮者支援体制の整備

- 災害時に迅速な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援に携わる民生委員、住民防災組織、消防署、警察署等に共有し、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。
- 高齢者や障がいのある人など、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)が、安全に避難をすることができるよう、「だれと・いつ・どこに・どうやって避難するか」などを記載した個別避難計画の作成に取り組みます。板橋区では、荒川の氾濫による水害リスクを踏まえ、水害に特化した計画を作成します。
- 区立小中学校などに設置される避難所での生活に支障が生じる高齢者や障がいのある方、その他の特別な配慮を必要とする方を受け入れる福祉避難所の受入れ体制を確保するため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。
- 「マンション管理計画認定制度」を通じて、マンション管理組合による自主防災組織の結成や、マンション居住者の要援護者名簿の作成を推進し、災害時の支援体制を整備します。

施策3 ライフステージや特性に応じた支援の充実

現状と課題

人は生涯を通じて様々なライフステージを経験し、それぞれのステージで特有の課題や社会的な役割の変化、あるいは予期せぬ困難に直面することがあります。その時々に応じた適切なサポートは、一人ひとりの豊かな人生にとって不可欠であり、また、だれもが地域で安心して暮らし続けるためには個々のニーズや特性に応じた支援が必要です。このような個別支援に加え、だれもが生涯を通じて地域で元気に暮らし続けるために、区民の主体的な健康維持・増進を支援し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

施策の方向性

ライフステージの各段階で生じうる多様なニーズに対して、途切れることなくきめ細やかな支援を行うため、ライフコースアプローチ※に基づき、問題の未然防止や早期対応、個々の状況に合わせた最適な支援、そしてライフステージを通じた切れ目のない支援等を行っていきます。高齢者や障がいのある人等が、地域で安心して暮らすための住宅に関する困りごとに対し、一人ひとりのニーズに応じた住まいの確保に向けた支援を行うとともに、社会とつながり、生きがいの創出や孤立の防止を図るため、個人の状況や特性、能力等に応じた多様な働き方の機会の提供をめざします。

また、地域で安心して暮らすために、区民の主体的な健康維持・増進を支援し、だれもが健康的な生活を送るための取組を推進するとともに、様々な生きづらさを抱える人に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた支援を提供していきます。

主な取組

住まいの確保と居住支援の推進

- 高齢者や障がいのある人等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、不動産関連団体との連携による民間賃貸住宅の情報提供など、居住の確保に向けた支援に取り組めます。
- 高齢者や障がいのある人などが、民間賃貸住宅に入居を希望する際に直面する様々な課題を解決するため、居住支援協議会をプラットフォームとした関係団体等との連携体制を強化し、住宅関連施策の一層の充実を図ります。
- 居住支援法人※をはじめとする民間事業者等との官民連携により、住まいに関する相談や入居前の住宅確保、入居中の見守りなど伴走型の支援を展開し、安定した地域生活の継続を推進します。
- 重度の人も含む、障がいのある人を対象にグループホーム※の整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。

■ 就労に向けた支援

- 区や社会福祉協議会、シルバー人材センターが連携し、職業紹介や就業機会の提供等を実施することで、高齢者一人ひとりの多様なニーズに合った就業支援を行います。
- 障がいのある人が自らに合った仕事に就労できるよう、適切な情報提供、関係機関との連携強化、職能訓練の実施、就職後の職場定着支援を行い、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現をめざします。
- 様々な課題を抱える人への「就労支援事業」、「就労準備支援事業」を実施するとともに、生活に困窮する人が自立した生活を送れるよう、支援プランの作成から、就労後のフォローアップを行います。
- 15歳から49歳までの方を対象に、就労に関する相談支援を行うとともに、就労に向けた各種プログラムの実施や就労スキルの習得支援など、様々な支援を通して、その方の「働きたい気持ち」に寄り添い、就労に向けたサポートを行います。
- 就職氷河期世代を含む就労への悩みや課題を有する人に対応するため、ハローワークやいたばし若者サポートステーション、ひきこもり支援事業、自立相談支援機関が有機的に連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を展開します。

■ 健康的な生活の推進

- デジタル地域通貨「いたばし Pay」アプリ内の健康機能を利用して行う、歩数や健康データ、健(検)診受診状況の入力、イベントへの参加などの健康づくり活動に対して、「いたばし Pay」で使用できるポイントを付与する『いたばし Pay 健康ポイント事業』を実施し、自身の健康管理と受診勧奨につなげます。
- 「板橋区歯科衛生センター」において、一般の診療施設で治療が困難な心身障がい児(者)の歯科診療を行う「心身障がい児(者)歯科診療」や、寝たきりの状態にある高齢者及び障がいのある人に対して、訪問して歯科診療を行う「通院困難な方への訪問歯科診療等」による口腔ケアを実施し、健康の増進を図ります。
- 区民一人ひとりが自身の健康管理を行うために、年に1回の健康診査の受診を促します。健康診査は各保険者に義務付けられていますが、生活保護受給者等に対しては区が健康増進法に基づき健康診査を実施し、健康寿命の延伸につなげます。
- メンタルヘルスの充実を図るため、正しい知識と理解に基づき、家族や同僚などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」の養成研修を推進します。
- すべての人の健康的な生活を保持・増進することを目的に、予防的観点から、生活習慣病の予防、適切な栄養・食生活の実践、メンタルヘルスの維持に関する個別相談を実施し、日常生活における健康意識の向上と持続可能な健康習慣の定着をサポートします。

■ 特性に応じた支援

(ア) 高齢者への支援

- だれもが年齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる体制をめざし、高齢者への総合相談支援に加え、課題や悩みを抱える高齢者に対し、個別訪問による支援を行います。これにより、各世帯の状況把握に努め、適切なサービス利用の促進や、支援機関へつなげます。
- 高齢者人口が増加する中、持続可能な地域づくりを進めるためには、健康寿命の延伸と、外出や人との交流を通じた、つながりの機会の創出、互いに支え合う地域づくりなどを行い、だれもが役割や生きがいを持つことが大切です。社会参加の場を提供し、ライフステージに合わせた支援を行うことで、高齢者が生き生きと活動する社会の実現に取り組みます。

(イ) 障がいのある人及びその家族への支援

- それぞれの障がい特性に応じた支援を、ライフステージを通して切れ目なく提供できるよう、行政・関係機関・地域が連携し、効果的な支援の提供に向けて取り組みます。また、精神障がいのある人が、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護等の地域包括システムの分野において、包括的に支援するシステムの構築を推進します。
- 基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心に、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）、子ども発達支援センター、教育支援センター、健康福祉センター等の庁内関係部署との組織横断的な対応を強化し、地域における関係機関との連携の推進により、相談支援体制の充実を図り、地域生活を支援します。
- 障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで継続的な療育・保育・教育が提供できる環境の充実を図ります。併せて、関係機関の縦横の連携体制を強化し、ライフステージを通じて切れ目のない支援を行うことで、障がいのある子どもも障がいのない子どもも地域の中で共に育ち、健やかに成長できる共生社会の実現に向けた環境の構築を推進します。
- 障がいのある人の家族等は、日々の介護・支援により、日常生活における心身の負担が大きい場合があります。家族への支援、きょうだい児への支援体制を構築することで、家族の心身の健康維持・向上を図るとともに、障がいのある子とそのきょうだい児双方の健やかな成長・発達を支えます。

切れ目のない支援を目指して～医療的ケア児支援体制～

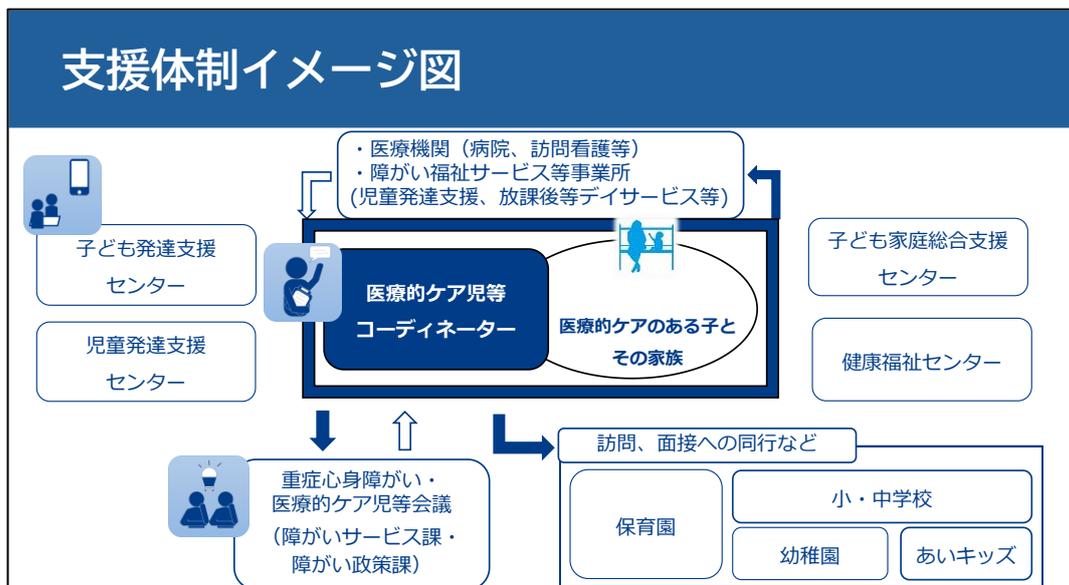
医療的ケアを必要とするお子さんが、それぞれの状況に応じた適切な支援を受けられる体制の構築は、喫緊の課題となっています。

板橋区では、医療的ケア児とご家族に寄り添った支援体制の実現を目指しています。その核となるのは、医療的ケア児等コーディネーターです。このコーディネーターが中心となり、子どもの成長に合わせた各ステージで「切れ目のない」支援を提供していきます。

また、相談機能を強化し、誰もが安心して相談できる環境を整備するため、子ども発達支援センターに相談窓口の設置や、児童発達支援センターの相談機能を拡充しています。

さらに、地域全体で子どもたちを支えるため、保育園等が医療的ケア児を受け入れやすい環境を整備するための支援も強化します。具体的には、受け入れに対する不安や負担感を軽減するため、具体的なモデルケースを提示し、受け入れられるイメージができるよう、板橋区の保育部門と障がい福祉部門が医療的コーディネーターと連携を図りながら進めていきます。

これらの取り組みを通じて、板橋区は医療的ケア児とご家族が、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



(ウ) 子ども・若者への支援

- 子どもたちが地域住民をはじめ多様な人々と関わり、人とのつながりを育むことができるよう、「子ども食堂」と「地域」との連携を強化し、安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。また、単に食事提供や地域交流にとどまらず、見守りの拠点として機能するよう支援します。
- 子ども・若者とその保護者に対し、学習支援や安心できる居場所の提供、保護者からの相談対応、若者向けの就労相談や就労スキル習得支援など、自立に向け、個々の状況に応じた多角的な支援の提供を行います。
- すべての子ども・若者が家庭環境に左右されることなく、それぞれの可能性を最大限に伸ばせる社会の実現をめざします。生活に困難を抱える家庭の子どもたちに対して、学習意欲を支える包括的な支援体制を構築し、貧困の連鎖を断ち切るための環境整備に取り組みます。
- 家族のケアを担う子ども・若者(ヤングケアラー)とその家庭に対し、個別の状況に応じて必要な支援機関等を検討し、連携先へのつなぎや関係機関会議の調整を行うとともに、民間団体とも連携して早期発見・早期支援の体制を強化し、当事者の負担軽減と健全な成長を支援します。

(エ) ひきこもり支援

- ひきこもり相談窓口を設置し、当事者やその家族から相談を受け付け、適切な支援機関・事業につなぐとともに、個々の状況に寄り添った継続的な相談支援を行います。
- ひきこもり当事者が、自宅以外で自分のペースで安心して過ごせる居場所「ひだまりうむ」を設置し、集まった人との交流やプログラム・体験活動などを通じて、人や社会とのつながりづくりを支援します。
- ひきこもりに関する悩みを持つ家族を対象に、ひきこもりへの理解と適切な対応方法を学ぶ講座や参加者がグループで相談・交流会を行うひきこもり家族教室を開催し、家族の支援と、孤立を防ぐ地域のつながりづくりを推進します。
- ひきこもり当事者及びその家族を対象に、精神科医による個別相談を実施し、心理的負担の軽減や社会参加に向けた専門的な助言を行います。

(オ) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の方、または離婚を考えている保護者の方を対象に、離婚前後における親権、養育費などの悩みや、家計や仕事など今後の生活に関することについて、弁護士相談をはじめとする相談支援を行います。また、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや困りごとに対応するため、区内 3 福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の問題解決をサポートするとともに、関係機関と連携した支援を行います。
- 母子・父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々のひとり親家庭の状況・ニーズに応じて母子・父子自立支援プログラムを策定することで、きめ細やかで継続的な伴走型の自立・就業支援を実施します。
- ひとり親家庭の経済的自立に向けた就労・増収の促進を図るため、就職に有利な資格の取得を支援する自立支援教育訓練給付金や、就学期間中の生活の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭の親と児童の学び直しを支援する高等学校卒業程度認定試験[※]合格支援事業を通じ、キャリアアップに向けた支援を行います。
- ひとり親家庭における養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した確保を図るために、公正証書[※]作成経費や家庭裁判所への調停・裁判申立てに係る経費、ADR[※]（裁判外紛争解決手続）に係る経費、養育費立替保証契約に係る経費などの補助を実施します。
- ひとり親家庭の健康増進や子どもの健全育成、安定した生活をサポートすることを目的に、休養ホーム事業[※]・ホームヘルプサービス事業、各種福祉資金の貸付等、多面的な支援策を展開します。

(カ) 外国人への支援

- 様々な国の料理や文化などを紹介するイベントを企画・運営することにより、地域の日本人と外国人の相互理解・交流の促進を図ることで、多文化交流を育みます。
- 来日(帰国)後間もなく、日本語を話せない子どもには、別途日本語初期指導を行い、学校生活に早期に適応できるよう支援します。短期間で日本語の初歩を習得できるよう、原則として母語を交えた対面による指導を行います。また、学校からの要請に応じて授業内等で通訳を行うことば支援員(有償ボランティア)を配置し、支援を行います。
- 日本で暮らす外国人や、来日した様々な国の方を支援するボランティアの募集や養成を行い、外国人が地域の一員として安心して過ごすことができる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 お互いが支え合う地域づくりを進めます

施策4 地域活動の活性化と担い手の育成

現状と課題

地域社会のあり様や住民意識の変化により、地域の関係性の希薄化が進行する中、社会的な孤立など、地域課題は複雑・複合化しています。持続可能な地域づくりには、地域の多様な主体による地域活動の促進が不可欠ですが、高齢化の進行や、町会等の加入率の低下などにより、地域活動を行う担い手の不足が課題となっています。

一方で、ボランティアや見守り活動等を通じて、地域住民等が主体的に地域課題に取り組むことは、行政だけでは対応できない部分を補い合い、地域全体で支え合う仕組みにつながります。しかし、今後さらなる高齢化の進行に伴い、地域活動を支える人材の確保は一層困難になることが想定されるため、新たな担い手の確保・育成と、活動しやすい環境づくりが求められています。

施策の方向性

多様な地域活動の担い手を育むため、各種ボランティア養成講座の実施などを通じて、福祉分野だけでなく、様々な分野で活動できる人材の発掘・育成を推進します。

また、子ども、若者、現役世代、高齢者などボランティアや地域活動に興味・関心を持つ人が最初の一步を踏み出しやすいよう、活動に関する情報提供を充実させるとともに、活動機会の提供や活動団体とのマッチングを促進し、地域活動全体の活性化と参加しやすい環境整備に向けた支援を進めます。

主な取組

地域活動の担い手の発掘・育成

- 町会等による地域コミュニティ活動の継続的な支援に加え、地域住民やNPO法人等による支え合いの取組の立ち上げから育成、効果的な情報発信など包括的にサポートすることで、地域福祉の新たな担い手の育成と活動の活性化を支援します。
- 豊富な知識と経験を持つアクティブシニアをはじめとする地域住民が、これまで培ってきたスキルや専門性を地域貢献へと生かせる仕組みづくりや、活動参加のきっかけとなる多様な交流機会の創出を進めます。
- 認知症サポーターや図書館サポーターなど、個人の希望や意向に沿った地域活動への参加を促進するため、活動に関する多様なテーマの養成講座を行うことで、地域活動の新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。
- 生活支援コーディネーターが中心となり、地域の情報や課題等を共有しつつ、自分たちで取り組むことのできることを協議する「支え合い会議」の活動等を通じて、新たな担い手の発掘・育成をめざします。

■ ボランティア活動の促進と支援

- 区民、地域団体、法人、板橋区で協働し、設置・運営する「いたばし総合ボランティアセンター」において、様々なイベントや講習会を企画・実施し、地域のボランティア活動を活性化させ、活動する団体間の連携ネットワークの形成を支援します。
- 福祉分野(高齢、障がい、子ども、生活困窮等)に限らず、農業や環境など、より幅広い分野におけるボランティア活動への参加を呼びかけ、多様な社会参加の機会を創出し、地域活動の活性化を推進します。
- 地域活動やボランティアが初めての方や不慣れな方でも、気軽に一步を踏み出しやすいよう、活動の中から、ちょっとしたお手伝いを簡単な作業として切り出し、マッチングする「ジョブボラ(ジョブ+ボランティア)」の仕組みづくりに取り組みます。(社会福祉協議会)
- 区と民間事業者が協定を締結し、地域住民等に対するゆるやかな見守りや地域活動支援などにおいて連携することで、見守りや地域づくりに関する協力体制の構築をめざします。【再掲】

■ 地域活動の支援

- 地域交流アプリを導入し、町会等内での電子回覧板、地域情報の発信、防災情報伝達、安否確認や区から町会等への情報提供にアプリを活用することで、町会活動の活性化につなげます。
- 地域で活動する個人・団体が取り組む、公益性のある地域の課題解決のための活動に対し、「いたばしボランティア基金」を活用した支援を行うことで、新たな担い手の発掘につなげるとともに、地域活動の更なる活性化を図ります。
- 区内67か所(令和7年3月31日時点)で開設されている子ども食堂に対し、地域における子どもの食と居場所支援の拠点として、その開設・運営を支援するとともに、活動を行う個人や団体に対し、支援者や活動者とのマッチング、情報提供、連絡会議、交流学习会の開催等の多角的な支援を行います。
- 地域の防災力向上をめざし、住民防災組織への支援だけでなく、小中学校への防災教育等を通して、若年層をはじめとした幅広い世代に対し、地域防災力の向上に向けた方策を検討・推進します。多世代における知恵の共有と相互理解を深め、災害時に誰一人取り残されることのない、地域ネットワークの構築をめざします。
- 民生・児童委員の活動を支援するため、活動用タブレットを配付し、資料の電子化やオンライン会議開催等で活用することで、業務効率化や活動負担の軽減を図ります。また、区内におけるイベント等で民生・児童委員の活動内容を周知するリーフレットを配付し、民生・児童委員への理解を深めてもらうことで、地域との円滑な連携を推進します。

- 地域住民が主体となって運営する、だれもが気軽に立ち寄れる「集いの場」の立ち上げ支援や、活動費の助成を行い、若者から高齢者、障がいのある人、子育て世代など、すべての人が「孤立」や「閉じこもり」にならないための活動を支援します。また、運営者同士の交流促進を目的とした連絡会の開催を行います。(社会福祉協議会)

地域で生涯活躍のまちづくり(高島平版 CCRC の試行)

区では、板橋区版 AIP のめざす姿である「年を重ねても安心して住み慣れたまち(地域)に住み続けることができること」の実現に向けて、様々な取組を推進してきました。今後は、板橋区版 AIP のさらなる進化を図るため、「安心して住み続けることができる」という視点に、「地域で生涯活躍」という視点を加え、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

「地域で生涯活躍のまちづくり」を進めることで、区民の皆様が、年齢や障がい等の有無を問わず、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができるようになります。

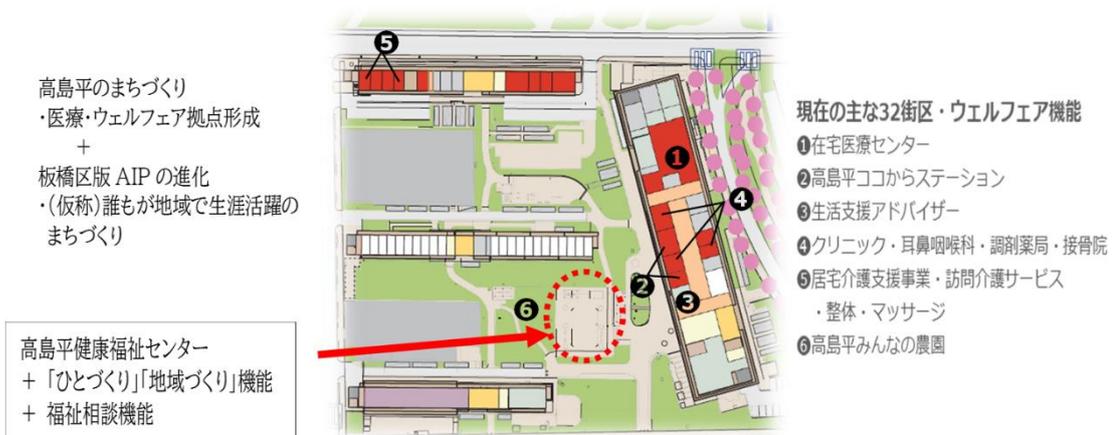
高島平健康福祉センターが移転することに合わせ、健康福祉センター機能と「地域で生涯活躍のまちづくり」機能を併せ持つ施設を設置し、試行的に「高島平版 CCRC(※)」の取組を実施します。

試行的取組として、「なんでも相談」などの包括的相談支援事業、「地域交流スペース」などの地域づくり支援事業、利用者ニーズを踏まえた参加支援事業などを実施し、誰もが地域で生涯を通じて活躍することができるまちづくりを推進します。

※CCRC とは

Continuing Care Retirement Community の略で、国は、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」(日本版 CCRC2.0)の展開を推進しており、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型の「ごちゃまぜ」コミュニティづくりを実現するという目標を掲げています。

■高島平地域での試行的実施(イメージ図)※差し替え予定



施策5 多様な主体による地域活動の推進

現状と課題

区内では、区民をはじめ、町会等、ボランティア団体、NPO 法人に加え、企業や学校など、多様な主体による地域活動が活発に行われています。持続可能な共生社会の実現には、これらの多様な担い手が有機的に連携し、協働して福祉活動を推進することが不可欠です。

また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯、子ども、若者など、だれもが孤立せず安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに応じた活動支援や、悩みや情報の共有ができる多様な居場所、交流の場を地域で育み、つながりを構築していくことが必要です。

施策の方向性

区は、地域福祉の推進の中核的役割を担い、各地域における課題共有や情報交換の場づくり支援、ネットワーク構築のための環境整備など、多様な主体間の効果的な連携・強化を推進します。また、地域住民同士の互助・共助の精神に根ざした支え合い活動を促進するため、活動拠点の提供や運営ノウハウの支援等を通じ、地域特性を生かした福祉活動の活性化と持続的発展を積極的に支援します。

主な取組

地域住民と専門機関の協働体制の構築

- 区民や NPO 法人、社会福祉法人、行政など多様な主体が連携し、地域活動の活性化を図ることができるよう、多様な主体が参画しやすい環境の整備や取組を推進します。
- 18地域センター圏域で「支え合い会議[※]」を開催し、地域住民、民生・児童委員、社会福祉協議会、おとしより相談センター(地域包括支援センター)、医療機関、NPO 等の多様な主体が参加する協議の場を設けています。本会議を通じ、地域課題の共有や高齢者の社会参加、支え合い活動の促進など、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。
- 地域住民が必要とする活動や仕組みを実践する場として拠点(支え合いスポット)を設置します。福祉・介護・地域・住まい・教育など多様な分野の専門職が連携・協働することで、地域づくりをすすめる、住民主体の支え合いの取組を推進します。(社会福祉協議会)
- 世帯や地域が抱える課題について、住民と専門機関のコーディネートを行います。地域の実情を把握し、住民の福祉ニーズと専門機関のサービスを適切にマッチングさせるとともに、住民主体の支え合い活動の立ち上げや運営を支援します。また、専門機関と連携し、地域住民向けの学習機会を提供します。

■ 大学・企業・NPO 等との連携促進

- 認知症の人やその家族の視点を重視した取組を、地域の民間企業等と共同で推進するため、認知症フレンドリー協議会を開催し、情報共有及び新たな取組の検討を行っていきます。
- 複雑化する地域課題の解決と行政サービスの質の向上を目的とし、区の信頼性や地域ネットワーク力と企業の専門知識やノウハウ、ブランド力といった双方の強みを生かし、対話を通じて既存の枠組みを超えた新たな価値を共創するために、民間企業等との連携を推進します。
- 大学・専門学校や民間企業、NPO 等との連携を強化し、各組織が持つ専門知識や技術、人材といった知的資源を地域福祉の推進に生かすことにより、専門性を生かした支援体制の整備を進めます。
- 区では、教育・学術研究の発展と地域社会の活性化をめざし、区内 6 大学と連携・協力するネットワークとして、「板橋区大学連携連絡会」を設置し、区と各大学が連携事業について協議・検討を行い、協働による様々な取組を推進します。

■ 地域住民等の交流の場づくり

- 地域のだれもが気軽に立ち寄れる「集いの場」である福祉の森サロンについて、その活動を促進するために、新たなサロンの立ち上げに向けた支援や、活動費の助成に加え、サロン同士の情報交換会や交流を図るためのサロン連絡会の開催を行います。(社会福祉協議会)
- 区内5か所の「ふれあい館」をアクティブシニアの活動拠点と位置づけ、60 歳以上の区民を対象とした健康増進・教養の向上・介護予防などの多様なプログラムを展開し、参加する地域住民同士の交流を促進するとともに、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを支援します。
- 誰もが安心して暮らせる活力あるコミュニティの形成を推進するため、地域センターや集会室などの公共施設を「つながりの拠点」として活用を促進し、多世代が集い、交流できる場の創出につなげます。

施策6 地域共生社会の実現に向けた意識醸成

現状と課題

地域社会は、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など多様な背景を持つ人々が共に暮らしていることで成り立っています。だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現には、個性や多様性を認め合い、そして互いに尊重し合うことでそれぞれが抱える課題への理解を深め、支え合う関係を築いていくことが不可欠です。

地域課題を「我が事」として捉え、従来の「支援する側・される側」という固定的な関係性を超えた相互支援の意識の醸成とだれもが地域の一員として主体的に参画し、共に豊かな地域を創造していくための交流の機会創出や、多様な価値観への相互理解を促進していく必要があります。

施策の方向性

地域共生社会の実現に向けた意識醸成を一層促進するため、小・中学校の段階から福祉の現状や課題等を学ぶ教育機会を充実させるとともに、世代や背景などの異なる多様な主体による対話の機会を創出します。加えて、だれもが気軽に地域活動へ参加できる環境づくりなどを推進し、具体的な取組を通じて住民一人ひとりの理解と共感を深め、地域共生社会の基盤強化を図っていきます。

主な取組

福祉教育・学習の推進

- 学校と地域等が連携・協働し、異世代交流やボランティア体験等といった多様な機会を提供します。これらの活動を通じ、思いやりと助け合いの心を育み、すべての人々が共に生き、共に支え合う地域福祉の実現をめざす福祉教育を推進します。
- 学校教育における障がい者の理解促進のため、手話や福祉体験学習などの出前講座を各小・中学校で実施するとともに、ユニバーサルデザインの理解を深める取組を実施します。
- 将来の社会を担う子どもたちが、福祉の現場や仕事の魅力に触れる機会を提供することで、福祉における多様な課題への関心を高め、課題解決に主体的に参画する姿勢を育てていきます。

多様性を認め合う意識の醸成

- 障がいのある当事者を講師に迎えた福祉体験学習などを通じて、障がいに対する区民の理解を深め、当事者との交流の機会を充実させるとともに、地域におけるインクルージョン※を推進します。また、すべての人が社会参加しやすい環境をめざしてユニバーサルデザインを推進します。
- 障がいのある人の文化芸術・スポーツ・余暇活動への参加を推進し、その活動の充実を図るとともに、社会参加の機会や人々の交流を促進し、相互理解の深化へとつなげます。

- 価値観の多様化した現代社会において、性自認・性的指向、年齢・疾病・国籍・文化・宗教・障がいの有無など、多様性(ダイバーシティ)をお互いに尊重し、認め合い、生かし合うことで、だれもが、地域で安心して暮らせる地域づくりに向けて、出前講座の実施などを通じ、多様性の受容に向けた取組を進めます。
- 区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がいのある人への理解促進を図ります。

■ 世代間交流

- CAP'S(児童館)を拠点として、子どもと高齢者などが自然にふれあう多様な交流事業を実施し、地域における世代間の豊かな交流を推進します。
- 児童館 26 館のうち、地域子育て相談機関に位置付ける 23 館を除いた3館、及び高島平地域のまちづくりや旧板橋第四中学校等の活用において、中高生や保護者まで惹きつける活動・交流の場、自主性をはぐくむ自由な居場所、さらには地域コミュニティ施設との複合化等による多世代交流機能の付加も視野に入れた民間活力による新たな児童館を検討します。
- 「いたばしグリーンカレッジ」では、学習意欲のある区民に学びの場を提供するとともに、広い世代の方の活動を支援する講座やイベントの開催を通して、多世代交流を図ります。
- 子どもの居場所づくり活動を支援し、子ども食堂をはじめとする様々な場を活用した多世代交流の機会を充実させ、地域の多様な活動主体が連携することで活動の質的向上や新たな展開につなげられるような環境づくりを進めます。【再掲】
- 地域のだれもが気軽に立ち寄れる「集いの場」である福祉の森サロンについて、その活動を促進するために、新たなサロンの立ち上げに向けた支援や、活動費の助成に加え、サロン同士の情報交換会や交流を図るためのサロン連絡会の開催を行います。【再掲】(社会福祉協議会)

子どもたちが創る優しい社会～学校における福祉教育の取組～

福祉教育の主な目的は、多様な人々への理解と共生社会の実現です。学校現場においては、様々な教育活動の中で福祉教育に関わる取組が実践されています。例えば、「総合的な学習の時間」において、人権教育や道徳教育を視点とした学習に取り組んでいる学校があります。子どもたちは、高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな背景のある人々がいることを知り、それぞれが抱える困難や気持ちに想像力を働かせます。これにより、偏見や差別をなくし、お互いを尊重する心を育みます。これは、子どもたちが将来、社会の一員として、誰もが幸せに暮らすことのできる社会を創り出すために不可欠な力です。

「総合的な学習の時間」等における体験学習

車椅子体験やアイマスクをしての歩行体験など、障がいのある人々の生活を疑似体験している学校もあります。これにより、バリアフリーの重要性や、どのように手助けすればよいかを実感として学んでいます。



「特別の教科 道徳」

人権課題、共生、社会貢献、生命の尊重等をテーマに、「人との関わり」「集団や社会との関わり」「自然や崇高なものとの関わり」などを通して学習しています。

「特別活動 学級会」

学級や学校における生活をよりよくするための課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践しています。

ともに創る共生社会～社会モデルとユニバーサルデザイン～

障がいには、「医学モデル」と「社会モデル」という考え方があるのを知っていますか？

医学モデル

「障がい」を病気や傷害(治療すべきもの)などととらえ、その人個人の**問題と見る**考え方を「医学モデル」といいます。



社会モデル

「障がい」を治療や克服の対象とせず、社会のさまざまな障壁(バリア)によって生み出されたものとし、**バリアを取り除くのは社会の責任**とする考え方を「社会モデル」といいます。



区では、「社会モデル」の考え方に基づいて、障がいの有無に限らず、誰もが社会参加できる社会をめざし、年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、すべての人にとって暮らしやすい地域社会の実現をめざす「ユニバーサルデザイン」へ考え方を発展させ、区政のさまざまな施策にこの考えを取り入れています。

令和8年3月、区では「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2035」を新たに策定しました。

本計画がめざす将来像を、「ともに考え、ともに創る、だれもが心地よく暮らし、すごせるまち 板橋」として定め、ユニバーサルデザインの「学び」の支援と、みんなでユニバーサルデザインを創る「しくみ」づくり、だれもが安心して快適に移動や利用ができる「まち」「くらし」づくりを一体的に進めることで、全ての人が生涯にわたって活躍でき、互いに支え合い、共に地域を創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、区政の各分野でユニバーサルデザインを広げます。

基本目標3 暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化します

施策7 福祉サービスの質の向上と利用促進

現状と課題

地域福祉を推進するためには、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスの提供と公的サービスの質の向上が不可欠です。しかし現在、高齢化や人口減少に伴う福祉人材の慢性的な不足は深刻な課題となっており、特に専門職の確保・育成・定着が困難な状況が続いています。さらに、制度やサービスの多様化により、支援を必要とする方々に適切な情報が届きにくく、結果としてサービス利用に至らない、あるいは利用開始が遅れるといったケースが生じています。

施策の方向性

だれもが安心して地域での暮らしを継続できるよう、安定した福祉サービスの提供体制の構築と質の向上・確保に取り組めます。また、多様なチャネルを通じて情報提供を行うことで、様々な課題を抱える方々が、必要な時に適切なサービスへ円滑にアクセスできる環境整備を推進します。

主な取組

福祉人材の確保・育成

- 福祉人材の確保・育成を計画的に進めるため、近隣の大学や専門学校等との連携を強化し、次世代の福祉人材の確保・育成に取り組めます。あわせて、福祉の仕事の魅力を積極的に発信し、福祉分野への就労促進を図ります。
- 区民を対象とし、地域活動やボランティア活動の新たな担い手を養成するため、多様な分野で養成講座を行うとともに、実践的な活動の場を提供することで、学んだ知識や技術を活かせる機会を確保し、人材の定着を図ります。
- 地域における身近な相談役である民生・児童委員について、その役割や活動内容のPRを行い、認知度の向上と理解促進に取り組めます。また、民生・児童委員の活動のDX化を推進し、委員の負担を軽減することで、新たな担い手の確保と持続可能な活動環境を支援します。
- 社会福祉協議会をはじめとした、多様な関係機関との交流機会の拡大を図ることで、保健・福祉分野の専門職をはじめとする区職員の実践的対応力を強化するとともに、それぞれの機関の職員の専門性向上とスキルアップを図り、連携強化につなげます。

■ 福祉サービスの質の向上と評価の仕組みづくり

- NPO や社会福祉法人、企業など多様な地域の活動主体と連携し、講座や体験プログラムを実施し、地域福祉に関する住民の意識啓発を促進するとともに、人材育成の仕組みづくりを進めます。 【社会福祉協議会】
- 社会福祉法人に対し、法令や通知等で定められた遵守事項に関する運営実態の確認を適切に実施し、社会福祉事業を提供する社会福祉法人の適正な運営の推進を図ります。
- 保育・障がい・介護等の保健福祉サービス事業者に対し、関連法令や通知等で定められた事業者等が遵守すべき事項に関する運営実態の確認を適切に行います。これにより、事業者の健全な育成及び安定的運営を支援するとともに、サービスの質の向上、サービスに係る給付の適正化を推進します。
- 保健福祉サービス利用者の権利を擁護し、サービス全体の質の向上を図ることを目的とした、第三者機関である「保健福祉オンブズマン」により、利用者の個別・具体的な苦情に対し、公正かつ中立な立場で調査・審議を行い、問題解決に向けた調整や関係機関への改善提言を実施します。これらの活動を通じて、区やサービス提供事業者に対する区民の信頼を高め、サービスの一層の充実へとつなげていきます。

■ 福祉サービスの適切な情報提供と利用促進

- 全ての区民に情報を届けるため、多様な情報発信に取り組みます。広報いたばし等については、点字版・音声版の作成によるアクセシビリティの向上を図っています。また、地域交流アプリを導入し、電子回覧板や地域情報発信のプラットフォームとして活用するとともに、区からの情報提供チャンネルとしても機能させ、利便性の向上と情報伝達の促進を図ります。
- 福祉分野の窓口において、言語や聴覚に配慮が必要な人への情報提供の質の向上や円滑なコミュニケーションを支援するため、AI 機械通訳やオペレーターを介したビデオ通訳等が利用可能なコミュニケーション支援機器の活用により、福祉サービスへのアクセス向上を図ります。
- 区が発信する情報について、受け手の状況に左右されることなく、必要とする全ての人へ適切な情報が伝わるよう、情報発信の多様な手段や効果的な方法等について検討していきます。
- 支援を必要としながらも、適切な支援につながない人、可能性のある人に対し、福祉部門のみならず、保健・教育分野や、地域の関係機関とも連携し、制度の周知、利用勧奨など、支援を届けるアウトリーチを強化していきます。

現状と課題

近年、高齢者や障がいのある人への虐待、消費者被害の増加、SNS 等のインターネット上の人権侵害など、権利擁護に関する課題は複雑化・多様化しています。だれもが住み慣れた地域で支え合いながら、尊厳ある生活を継続していくためには、権利擁護による支援体制の構築が不可欠です。特に、判断能力が十分でない人が意思決定などに関してサポートを受けられる仕組みづくりや、子どもから高齢者まであらゆる世代における虐待の未然防止・早期対応の取組を推進することが重要です。これらの課題に対し、支援を必要とする方々に適切な支援が行き届くよう、関係機関の緊密な連携による総合的な対応が求められています。

施策の方向性

区民一人ひとりの尊厳が守られ、だれもが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できるよう、SOS を出しやすい雰囲気づくりや権利擁護支援の体制整備を推進します。併せて、支援を必要とする方々が社会から孤立することなく、地域とのつながりを持ち続けられるよう、区の各関係機関の緊密な連携のもと、地域社会への主体的な参画を促進するための支援の充実を図ります。

主な取組

■ 成年後見制度等の利用促進

- 権利擁護の専門機関である、「権利擁護いたばしサポートセンター」が、本人や親族、福祉・医療機関等からの相談を総合的に受け止め、個別の状況に応じて関係機関と緊密に連携し、成年後見制度利用を含めた適切な権利擁護の支援を行います。
- 成年後見制度を必要とする本人にとってより利用しやすく望ましいものとするため、多角的な取組を推進します。制度利用につながる相談対応の充実、親族等による申立ての支援及び後見人等への活動支援、区長申立ての適切な実施、制度利用支援事業の推進などを通じて、制度運用の質的向上を図ります。
- 高齢者単身世帯や認知症の人が増加し、成年後見制度利用の必要性の高まりが見込まれる中、後見事務等の担い手を確保し、成年後見制度の需要に対応していくために、地域資源を活用した社会貢献型後見人(市民後見人)の活動推進に向け、社会貢献型後見人(市民後見人)候補者に対し、継続研修の実施を通じた後方支援を行うとともに、新規養成及び活躍可能な体制について検討していきます。
- 成年後見制度や任意後見制度による支援を必要とする人が、安心してこれらの制度を利用できるよう、講演会やリーフレット、ホームページの活用等、多様な広報事業を効果的に活用し、制度の周知と正しい理解の促進を図り、区民生活における制度への理解と円滑な定着を推進します。

■ 虐待等の防止と早期発見・対応の体制強化

- 障がい者福祉施設や支援事業所等の職員を対象に、虐待防止のための専門研修及び講演会を実施します。併せて、事業所説明会や連絡会等も活用し、職員が専門知識や対応スキルを継続的に習得できる機会を提供することで、虐待への適切な対応力を高め、虐待の未然防止と早期発見につながる環境づくりを推進します。
- 子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るため、児童虐待や高齢者虐待等に関する情報を24時間受け付ける相談・通報体制を構築しています。通報者のプライバシー保護、秘密厳守を徹底し、寄せられた情報を基に、虐待等の早期発見と適切な対応につなげます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応を行うため、専門知識を有する人材の育成と確保を進めます。併せて、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議などを通じて、保育園、幼稚園、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携体制を強化し、虐待事案に対し組織的かつ迅速・確実に対応できる総合的な支援体制を構築します。
- パートナーからの暴力(DV)等の問題に対し、早期発見・早期対応を図るとともに、問題の深刻化を未然に防ぐための支援体制を整備します。近年のコミュニケーション手段の変化に対応し、より相談しやすい環境として、LINE 等を活用したオンライン相談窓口を開設・運営し、支援を必要とする方々が気軽に専門的なサポートにアクセスできる体制を構築します。

■ 消費者被害の防止

- 高齢者の消費者被害を防ぐため、民生・児童委員やおとしより相談センター(地域包括支援センター)等が連携する、地域ぐるみの高齢者見守りネットワークを強化します。これにより、消費者トラブルに関する情報共有や注意喚起、定期的な訪問活動等による異変の早期発見につなげ、被害の未然防止と拡大防止を図ります。
- 消費生活相談員による消費生活に関する相談と問題解決のための助言・情報提供などを行うほか、地域での学習会等への専門相談員の派遣や、情報誌の発行などを通じて、消費者被害の未然防止に取り組みます。
- 高齢者を狙った悪質な電話勧誘等による消費者被害を未然に防ぐため、65歳以上の区民を対象に、「簡易型自動通話録音機」を無償で配付するとともに、詐欺対策電話機等を区内店舗で購入した区民に対し、購入費用の一部を補助することにより、消費者被害の未然防止に取り組みます。

現状と課題

行政サービスのデジタルトランスフォーメーション(DX)が進展し、オンライン手続きやSNS等の多様なチャネルを通じた情報提供が可能になっています。しかし、情報のデジタル化が急速に進む中で、情報過多によって必要な情報が埋没したり、誤情報によって不利益を被ったりするリスクが生じています。そのため、メディアリテラシー^{*}の向上とともに、一人ひとりのニーズに合わせた適切な情報提供の仕組みが求められています。さらに、全ての区民が等しく情報にアクセスできるよう、機器の有無、情報への関心の度合い、言語の壁、リテラシー格差といったデジタルデバイドの解消に向けた、多角的なアプローチが不可欠です。

特に災害時や緊急時においては、迅速かつ確実な情報共有体制と、ICTを活用した効率的かつ効果的な情報発信システムの整備が区民の安全・安心を守る上で極めて重要です。

これらの状況を踏まえ、地域福祉を推進する上では、年齢や障がいの有無、デジタルリテラシー^{*}の差異に関わらず、だれもが必要な情報へ容易にアクセスし、理解し、そして活用できる環境を整備していくことが必要です。

施策の方向性

デジタル技術の急速な発展とICT機器の普及により情報提供手段が多様化している現状を踏まえ、年齢、障がいの有無、デジタルリテラシーの程度等にかかわらず、すべての区民が必要な情報に容易にアクセスし、円滑に活用できる環境整備を推進します。「誰一人取り残さない」情報環境の実現に向け、デジタルデバイドの解消のためのICT利用支援や情報のわかりやすさ、到達のしやすさを含めた情報アクセシビリティの質的向上を進めるとともに、目的やケースに応じてアナログの情報提供も続けるなど、多様な媒体を活用した情報発信と支援体制の充実により、地域福祉の基盤となる情報の公平かつ効果的な提供体制を構築していきます。

ICT等を活用した情報共有・提供の仕組みづくり

- 区民等が迅速に防災情報を確認できるよう、防災情報に特化した「いたばし防災+(プラス)ポータル・アプリ」を配信しています。避難指示等の発令状況や避難所開設状況を地図と一覧で表示するほか、災害関連情報を一元的に提供することで、災害時におけるすべての人の安全確保と迅速な避難行動を支援し、誰一人取り残さない体制をめざします。
- 視覚障がいのある方や高齢者、日本語を母国語としない方など、すべての区民に対する情報アクセシビリティ確保のため、区ホームページに音声読み上げ機能を実装するとともに、121か国語の多言語対応を実施します。また、広報誌についても多言語対応アプリにより8か国語の言語を提供します。
- 区民一人ひとりが必要とする情報を手軽に選択・受信できるよう、LINEを活用したプッシュ型の情報発信(防災、子育て、ごみ・リサイクル等の生活関連情報やイベント情報)を行い、区民の利便性を高めます。また、ホームページにおいてAIチャットボットの導入を検討し、区政

に関する一般的な問い合わせに24時間自動応答できる体制を整備することで、多様な区民ニーズに応え、情報アクセシビリティの向上を図ります。

■ デジタルデバイドの解消

- すべての区民が情報に等しくアクセスし、デジタル技術の恩恵を享受できるよう、スマートフォンなどの情報通信機器を所持していない人や操作に不慣れな高齢者等を対象とした支援を強化します。教室形式の体験会や個別相談会を定期的に開催し、スマートフォンや行政サービス関連アプリの基本操作を習得する機会を提供することで、デジタルデバイドの解消を推進します。
- 区のホームページをはじめとする行政デジタルサービスにおいて、ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、より情報にアクセスしやすく、利用しやすいウェブサイト等の実現に向け、アクセシビリティ向上を推進します。併せて、オンライン申請システム等を拡充し、高齢者や障がいのある人を含むすべての区民がデジタル技術の恩恵を等しく享受できるよう、情報保障のための環境整備に取り組みます。
- 災害時の通信インフラの整備と区民サービスの向上を目的として、公共施設に導入している公衆無線 LAN(Wi-Fi)のサービスを引き続き提供していきます。また、オンライン会議や動画共有サービスのコンテンツ視聴による講座・学習会などに活用できるよう、地域センターの貸し会議室利用者へモバイルルーター※を無料で貸出すなど、ICT を活用した区民サービスの充実を図ります。

■ 利用機会・利用できるコンテンツの拡充

- デジタル地域通貨「いたばし Pay」アプリ内の健康機能の利用普及を促進し、区民の主体的な健康維持・増進を支援します。併せて、これらのツールの効果的な活用方法に関する分かりやすい情報提供を行い、高齢者や障がいのある人を含むすべての区民が利用できるサポート体制を整備します。
- 全ての区民が時間や場所を選ばず、より快適に行政サービスを利用できるよう、手続きや窓口のオンライン化を一層推進します。ポータルサイトやマイナポータル等を活用して、多様な申請・手続きをオンラインで分かりやすくスムーズに行えるようにし、移動や時間の制約といった手続きに伴う負担の軽減を図ることで、誰もが行政サービスにアクセスしやすい環境づくりを推進します。

第5章

重層的支援体制の整備

【板橋区重層的支援体制整備事業実施計画】

- 1 実施計画策定の目的
- 2 実施事業
- 3 事業の概要と提供体制
- 4 連携体制の構築
- 5 事業目標
- 6 支援会議・重層的支援会議の実施方法

5

重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、本区では令和8(2026)年度より「重層的支援体制整備事業」を実施します。近年、顕在化している複雑・複合化した課題や既存の制度では対応が困難な課題に対し、関係機関が連携し、当事者に寄り添った支援を行う重層的な支援体制を整備し、「誰一人取り残さない社会」をめざします。

実施計画策定の目的

近年、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど複雑・複合的な社会課題や、既存制度では対応できない「制度の狭間」の問題が顕在化しています。重層的支援体制整備事業実施計画は、各分野の相談支援の強みを生かしながら、アウトリーチ支援や関係機関の連携強化、参加支援や地域づくりを一体的に進め、包括的な支援体制の構築をめざすものです。

実施事業

重層的支援体制整備事業は社会福祉法第106条の4第2項に定める事業を一体的に実施します。

連携体制の構築

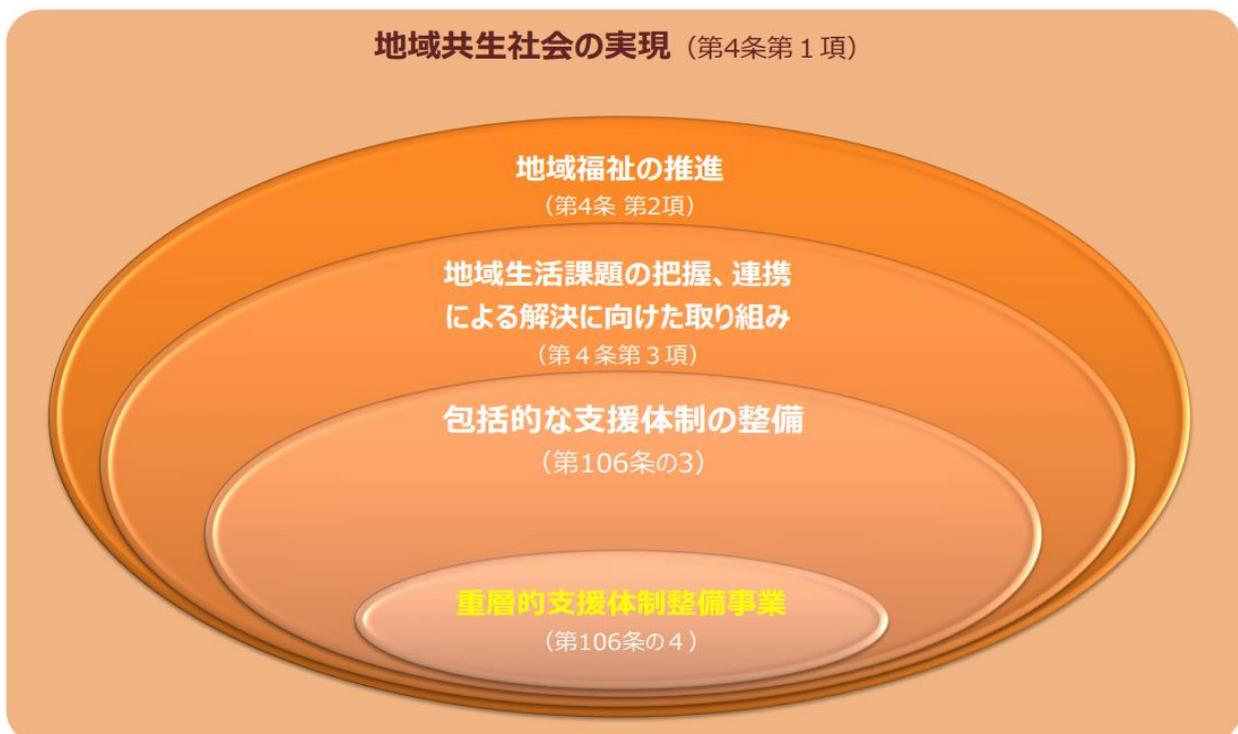
板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会や、実務者によるワーキンググループの開催を通じて、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行います。また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携した、事業の推進に取り組みます。

事業評価・見直し

事業評価は毎年度、「板橋区地域保健福祉計画2030」の評価と一体的に実施します。庁内・外部検討組織における検討において、事業の報告を行い、必要に応じて見直しを行います。

実施計画策定の目的

- 第1章で詳述したように、近年、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑かつ複合的な社会課題が顕在化しています。これらの問題は複数の課題が絡み合っているため、包括的な視点からのアプローチが不可欠となっています。また、社会的孤立など、既存の制度では十分に対応できない「制度の狭間」にある生きづらさを抱える人々への支援が課題となっています。
- 少子高齢化の加速、単身世帯の増加、世帯規模の縮小、ライフスタイルの多様化など、社会構造の大きな変容に対応するため、国は平成29(2017)年に社会福祉法を改正し、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、包括的な支援体制構築を規定しました。さらに令和2(2020)年の法改正では、地域住民が直面する複合的な課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。
- この重層的支援体制整備事業実施計画は、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各分野における既存の相談支援の強みを生かしながら、アウトリーチ等による積極的支援や関係機関の連携強化を図るとともに、参加支援や地域づくりと一体的に取り組むことで、各支援機関がその専門性を最大限に発揮しつつ連携・協働し、包括的な支援体制を構築することを目的としています。



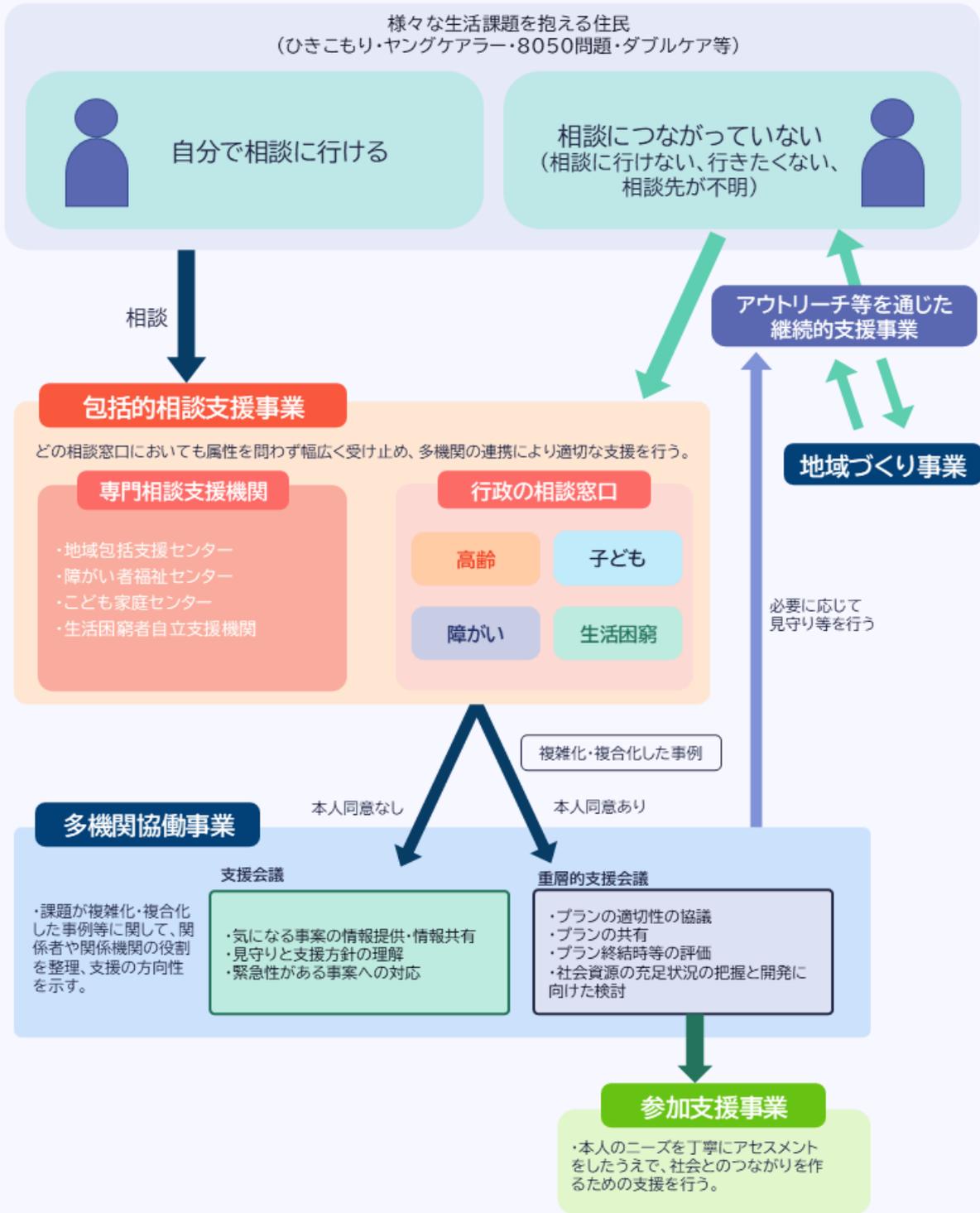
出典：厚生労働省ホームページより

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項に定める以下に掲げる事業を一体的に実施します。

	事業の種類	既存制度の対象事業等
第1号	包括的相談支援事業	イ (高齢)地域包括支援センターの運営
		ロ (障がい)障害者相談支援事業
		ハ (子ども)利用者支援事業
		ニ (困窮)自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新規事業
第3号	地域づくり事業	イ (高齢)一般介護予防のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
		ロ (高齢)生活支援体制整備事業
		ハ (障がい)地域活動支援センター事業
		ニ (子ども)地域子育て支援拠点事業
		(困窮)生活困窮者等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規事業
第5号	多機関協働事業 (6号支援プランの作成と併せて実施)	新規事業

板橋区における重層的支援体制整備事業の支援フロー図

重層的支援体制整備事業のフロー図



(1) 包括的相談支援事業

福祉や保健分野の各相談支援機関が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行うとともに、必要な相談支援機関につながります。

受け止めた相談のうち、単独の支援機関では解決が難しい場合には、関係する各相談支援機関と連携した対応を行います。相談支援機関間の連携や役割を整理する必要があるケースについては、多機関協働事業につながります。

◆ 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)の相談支援機関

【地域包括支援センターの運営】

相談支援機関名	おとしより相談センター(地域包括支援センター)
設置数	19か所
運営形態	委託
設置形態	基本型
所管課	おとしより保健福祉センター

【障害者相談支援事業】

相談支援機関名	障がい者福祉センター
設置数	1か所
運営形態	指定管理
設置形態	基本型
所管課	障がい政策課

【利用者支援事業(特定型)】

相談支援機関名	保育サービス課(保育マイスター)
設置数	1か所
運営形態	直営
設置形態	基本型
所管課	保育サービス課

【利用者支援事業(こども家庭センター型)】

相談支援機関名	①児童福祉機能:支援課(子ども家庭総合支援センター) ②母子保健機能:健康推進課、各健康福祉センター
設置数	①児童福祉機能:1か所 ②母子保健機能:6か所
運営形態	直営
設置形態	基本型
所管課	①児童福祉機能:支援課(子ども家庭総合支援センター) ②母子保健機能:健康推進課、健康福祉センター

【自立相談支援事業】

相談支援機関名	いたばし暮らしのサポートセンター
設置数	3か所
運営形態	委託
設置形態	基本型
所管課	生活支援課

※上記以外の相談支援機関でも、包括的に相談を受け止め、適切な支援機関につなげます。

(2) 参加支援事業

各分野で行われている、既存の社会参加に向けた支援では対応できない人を対象に、本人や世帯のニーズを踏まえ、地域の社会資源とのマッチングや社会参加に向けた支援メニューづくりを行う事業です。また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人に対する定着支援と受入先への支援も行います。

◆ 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)の実施機関

実施機関	運営形態
地域福祉コーディネーター	委託

(3) 地域づくり事業

各分野における既存の地域づくりに関する取組を生かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行うとともに、交流・参加・学びなどの機会を生み出すために、個別の活動や人をコーディネートし、地域における多様な活動の活性化を図るものです。

◆ 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)の実施体制

【地域介護予防活動支援事業】

事業名	①介護グループ支援事業 ②地域ボランティア養成事業
圏域・箇所数	区内全域
事業内容	①高齢者の自主グループからの要請により、専門職員を派遣し、運動・栄養・口腔ケア等の健康に関する講座を実施し、継続的な活動を支援します。 ②介護予防サポーター養成講座・フォローアップ講座等を実施します。
運営形態	直営
所管課	①健康福祉センター ②おとしより保健福祉センター

【生活支援体制整備事業】

事業名	生活支援体制整備事業
圏域・箇所数	①第1層:区内全域 ②第2層:18圏域
事業内容	多様な主体による生活支援・介護予防サービス・活動等の充実・強化、助け合い・支え合いの地域づくりを推進するため、地域の多様な主体がメンバーとなり、定例的な会議を通じて地域の情報や課題を共有するとともに、その中から自分たちで取り組むことのできる課題などを協議し、地域の特性を活かした活動を行っています。
運営形態	委託
所管課	おとしより保健福祉センター

【地域活動支援センター事業】

事業名	地域活動支援センターの実施
圏域・箇所数	①地域活動支援センターⅠ型:2か所 ②地域活動支援センターⅡ型:4か所
事業内容	創造的活動や生産活動の機会、ひきこもり防止など社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。
運営形態	①地域活動支援センターⅠ型:指定管理(1か所)・補助(1か所) ②地域活動支援センターⅡ型:補助
所管課	障がい政策課

【地域子育て支援拠点事業】

事業名	子育てひろば
支援機関	①一般型:森のサロン(東京家政大学内) ②連携型:児童館
圏域・箇所数	①一般型:1か所 ②連携型:10か所
事業内容	①一般型:森のサロン 0歳～3歳児のお子さんを持つ家庭を対象とし、親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・講習の実施 ②連携型:児童館 親子の交流促進、子育てに関する相談・援助・講習及び地域の子育て関連情報の提供
運営形態	①一般型:委託 ②連携型:直営
所管課	子育て支援課

【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】

事業名	地域福祉コーディネーター
圏域・箇所数	区内全域
事業内容	支援関係機関や地域資源とのネットワークを活用し、生活困窮や制度の狭間にある課題への対応や地域活動の活性化につながる仕組みづくりを行います。
運営形態	委託
所管課	生活支援課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもりや社会的孤立など、複雑・複合的な課題を抱えながらも支援が届いていない人や世帯に対し、訪問や面談を通じて課題を把握し、適切な支援につなげる事業です。支援関係機関等との連携や地域住民との繋がりを構築し、アウトリーチ活動等を実施する中で、複合的な課題を有する家庭などを把握した際は、各支援機関等で連携し、包括的な支援が行える体制を構築していきます。

◆ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)の実施体制

実施機関	運営形態
地域福祉コーディネーター	委託

(5) 多機関協働事業（支援プランの策定）

世帯が抱える課題が複雑・複合化し、単独の支援機関では解決が困難な場合や、支援機関、つなぎ先が不明な場合等において、課題の解決に向けた調整機能を果たします。包括的相談事業者等から、多機関での協働が必要なケースについて依頼を受けた際には、関係機関を招集した支援会議や重層的支援会議を開催し、情報共有や支援の方向性を定めるほか、支援プランの作成、各支援機関の役割分担を図っていきます。重層的支援体制整備事業にかかわる関係者の連携の円滑化を図るとともに、包括的な支援体制の構築ができるよう支援します。

また、多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況などを把握し、必要に応じて関係支援機関へ助言するなど、事業の中心的な役割を担う事業です。

◆ 多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)の実施体制

実施機関	運営形態
生活支援課	直営

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会

板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱に基づき、保健福祉分野に係る部課長を中心に構成し、区の現状を踏まえた地域保健福祉を推進するため、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行います。

また、必要に応じて、実務者などを構成員とするワーキンググループによる検討を行います。

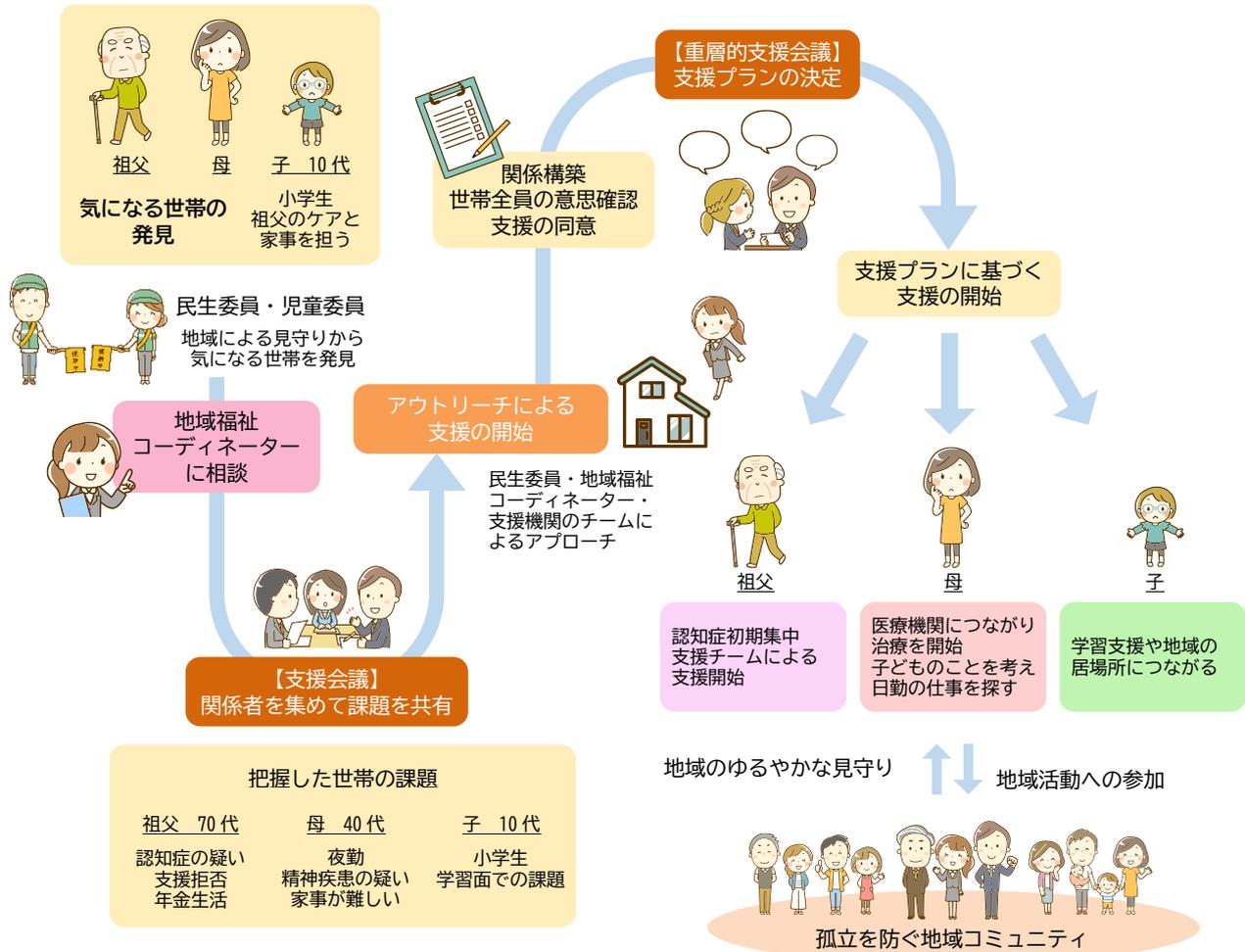
(2) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会

板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱に基づき、地域保健福祉計画の実施状況の把握・点検や地域保健福祉に関する問題提起や具体的提案を行う、学識経験者や保健医療関係者、社会福祉関係者等を委員とする板橋区地域保健福祉計画推進協議会で、重層的支援体制整備事業の推進に向けた検討を行います。

複雑・複合化した課題や何らかの生きづらさなどを抱えた世帯が、孤立することなく、必要とする支援が受けられるよう、高齢、障がい、子ども、生活困窮者などの各福祉分野が連携した包括的な支援体制を構築します。

- 各相談窓口では、複雑・複合化した課題であっても、属性を問わず、まずは相談を受け止めます。
- 相談内容等について関係者間で共有・協議することの同意が得られる場合には、関係する支援機関が集まり「重層的支援会議」を開催し、相談者の状況に応じた支援プランを作成します。また、定期的に支援内容を見直し、必要に応じて新たな支援を追加するなど、課題の解決に向け、相談者に寄り添いながら支援を続けます。
- 一方、情報共有の同意が得られない場合でも、社会福祉法に基づく「支援会議」として、支援関係機関で相談者の情報を共有するとともに、相談者へのアプローチ方法の検討や世帯全体に対する支援方策の検討を行います。
- 支援の過程の中で相談者からの同意が得られた場合は、重層的支援会議に移行します。

【支援会議・重層的支援会議の流れ】



第6章

板橋区再犯防止推進計画

- 1 計画の策定について
- 2 再犯防止を取り巻く現状
- 3 重点課題と具体的な取組
- 4 参考資料

6

板橋区再犯防止推進計画

平成 28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

犯罪がなく、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現に向け、犯罪を未然に防止するだけでなく、貧困や疾病、厳しい生育環境等、犯罪をした人が抱える課題を社会全体で解消し、犯罪や非行が繰り返されないよう、板橋区における再犯防止に向けた取組を示します。

策定の趣旨

検挙者に占める再犯者の割合は全国で48.9%となっており、約2人に1人が再犯者となっています。再犯の背景には経済的困窮、精神疾患、社会的孤立など複合的要因が存在していることがあり、住居・就労・医療・福祉など多岐にわたる支援が必要です。犯罪をした人等が円滑に社会へ復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行います。

対象者

再犯防止推進計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人です。

区の役割

犯罪をした人が地域で安定した生活を送れるよう、医療・福祉サービスへのアクセスが困難な人や複合的問題を抱える人への適切な支援と、立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくりが求められています。

重点課題

「住居・就労の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等」「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等」「民間協力者の活動の促進等」「地域による包摂の推進」の6点を重点課題として設定します。

板橋区再犯防止推進計画の策定に当たって

板橋区再犯防止推進計画の策定にあたり、検討部会長として一言ご挨拶申し上げます。

近年、再犯防止の重要性が全国的に高まっています。罪を犯した人の多くは、出所後や保護観察終了後の生活基盤が不安定であり、孤立や貧困、心身の不調といった複合的な課題を抱えています。再犯は、当事者はもちろん、家族や地域社会全体に影響を及ぼすものであり、その予防は安全・安心な地域づくりの重要な柱となります。他方で、私たちの社会では、一度過ちを犯した人に対して厳しい視線が向けられがちであり、偏見や差別が社会復帰をさらに難しくしているという現実もあります。

こうした状況の中で、地域社会における「包摂」の視点はこれまで以上に重要になっています。誰もが生活に困難を抱えうる時代にあって、過去の過ちの有無にかかわらず、一人ひとりを地域の一員として受けとめ、支え合う仕組みを整えていくことが求められています。罪を犯した人を排除するのではなく、地域で共に生きる存在として受け入れ直すことが、再犯の防止のみならず、誰もが住みやすい地域社会の実現にも寄与すると考えます。

これまでの検討部会での議論を通じて明らかになったのは、罪を犯した人が社会復帰する過程で、住宅の確保や就労の機会、人間関係の再構築、心身のケアなど、多岐にわたる問題を複合的に抱えやすいということです。このように分野横断的な支援を必要とする人々を包括的に支えるための体制づくりは、いま全国の自治体が地域福祉を進めるうえで共通して抱えている課題でもあります。厚生労働省の「重層的支援体制整備事業」は、市区町村においてそのような包括的な支援体制の整備を促進することを目的としたものであり、板橋区においても、これから本格的な実施が始まろうとしているところです。

今回、板橋区として初めて「板橋区再犯防止推進計画」を策定することは、そのような包摂的な地域社会を実現するための大きな一歩です。本計画は、福祉の総合計画である「地域福祉計画」の中に位置づけられており、再犯防止を福祉の課題として捉え、区の福祉行政の一環として継続的に取り組んでいくという、板橋区の姿勢を示すものでもあります。その実効性を高めていくうえで、先述した「重層的支援体制整備事業」と再犯防止の取り組みをいかに有機的に連携・接続させていくかが、今後の重要な課題となります。

もっとも排除されやすい立場に置かれた人々が、その地域の一員として受けとめられるかどうかは、地域社会全体の包摂力を測る試金石となります。検討部会長として、板橋区が本計画を通じて誰一人取り残さない地域福祉の実現に向けた先進的なモデルを築いていくことを強く期待するとともに、本計画の策定にご尽力くださった関係機関・団体の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和8年3月

再犯防止検討部会長

川村 岳人

1

計画の策定について

(1) 策定の趣旨

- 全国の刑法犯認知件数は平成14(2002)年の約285万件をピークに20年以上にわたり減少を続け、令和3(2021)年には戦後最小の54万件を記録するなど、全国的に減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降増加に転じています。板橋区を管轄する警察署管内における認知件数についても同様の傾向にあります。
- また、刑法犯による検挙者の再犯者率は高い水準にあり、令和5(2023)年の国における再犯者率は48.9%、板橋区においては53.4%となっており、検挙者の約2人に1人が再犯者という状況です。
- 繰り返し罪を犯す背景には、それぞれの経歴やパーソナリティ、医療・福祉サービスへの未アクセス、家庭環境など様々な要因が絡みあっている場合が少なくありません。経済的困窮、精神疾患、境界知能※、制度の狭間、社会的孤立など課題は様々です。最近では、SNS等を介し、薬物の取引や「闇バイト」などの犯罪に容易に巻き込まれることも課題となっています。
- 再犯防止に向けては、支援を必要としながらも支援につなげていない犯罪をした人等の、社会からの孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰できるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組が求められています。国においても、刑法を改正し拘禁刑※を創設するなど当事者の特性に応じた支援を行い再犯防止に向けた取組を行っています。
- 社会復帰に向けた再犯防止施策は、住居、就労、保健医療、福祉など多岐にわたる支援が必要となるため、地域住民に身近な基礎自治体である区の役割が極めて重要です。特定の部署がこれら全ての役割を担うのではなく、関係部署が有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。さらに、企業やNPOなど民間協力者との協働による支援の拡充や、切れ目のない支援体制の構築など、「息の長い」支援を行っていく必要があります。
- 重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援は、再犯防止の取組においても極めて重要な要素となります。特に、社会的に孤立しがちな犯罪をした人等に対して、相談支援と参加支援を通じて社会とのつながりを回復し、地域社会の一員として受け入れられる環境づくりを進めることは、再犯防止の観点からも必要不可欠です。
- こうした背景や取組を踏まえ、新たな被害者を生むことなく、全ての区民が安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪をした人等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止に向けた支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、板橋区再犯防止推進計画(以下、「再犯防止推進計画」)を策定します。

(2) 対象者

- 再犯防止推進計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人(再犯防止推進計画内において、「犯罪をした人等」という)です。
- この対象者には、少年院や刑務所等の矯正施設を退所した人だけではなく、警察で微罪処分※になった人や、検察で不起訴処分(起訴猶予※を含む)となった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人などが含まれます。

(3) 計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として、理念及び施策において関連の深い「板橋区地域保健福祉計画2030」に包含します。
- 再犯防止推進計画では、再犯防止に関する取組だけでなく、既に区が実施している居住確保支援や就労支援など各種施策で再犯防止に資する取組や副次的な効果として再犯防止につながる取組も推進します。

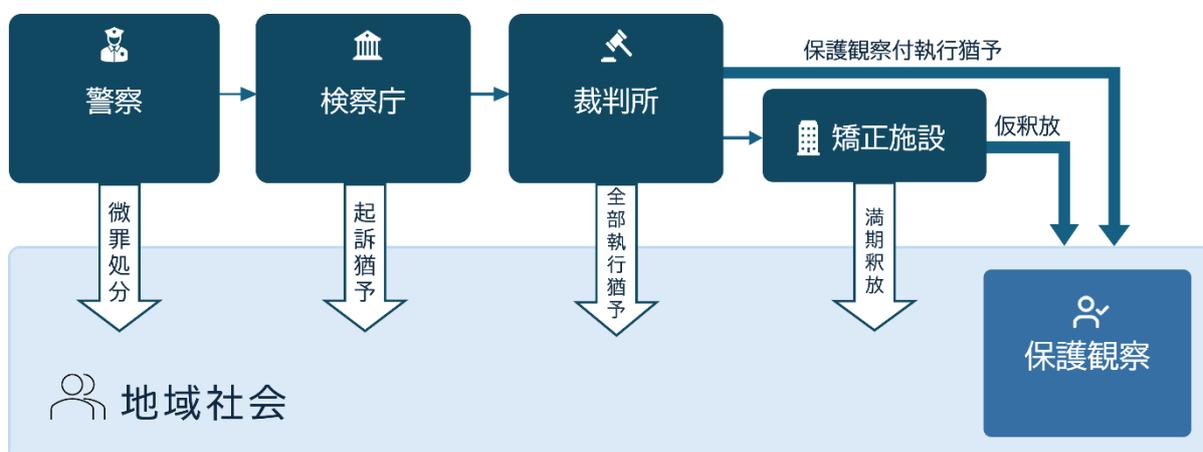
(4) 計画の期間

- 再犯防止推進計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

再犯防止推進計画の対象者(犯罪をした人等の定義)

犯罪をした人は、刑事司法手続終了後に地域社会へと戻ります。

再犯を防止するためには、本人の努力に加え、就労や住居の確保に向けた支援、保健医療・福祉サービスの利用に向けた支援等が必要です。



2

再犯防止を取り巻く現状

(1) 再犯防止に向けた国・東京都の取組

①国の取組

- 国は、犯罪対策においては、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進することなどによる再犯の防止等に向けた取組が重要であるという認識のもと、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28(2016)年12月に「再犯防止推進法」を制定・施行しました。
- 国は、再犯防止推進法において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定することを定め、これに基づき平成29(2017)年12月に「第一次再犯防止推進計画」を、令和5(2023)年3月に「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定しました。
- 国は、再犯防止推進法第3条の基本理念を踏まえた5つの基本方針を定め、この基本方針のもと、第二次再犯防止推進計画において、以下の7つの重点課題を設定しました。

国計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

「第二次再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

②東京都の取組

- 東京都は再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画を勘案し、令和元(2019)年7月に「第一次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。東京都は、この計画に基づき、犯罪をした人等であって、東京都に居住する人などが、地域の一員として円滑に社会復帰することができるよう取組を推進してきました。
- 東京都は都内の再犯防止に係る取組の充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりに向け、第一次東京都再犯防止計画の取組を踏まえ、また、国の第二次再犯防止推進計画の内容等を勘案し、令和6(2024)年に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。
- 「第二次東京都再犯防止推進計画」では、国の計画を勘案し、以下の6つを重点課題として設定しています。

「第二次東京都再犯防止推進計画」における重点課題

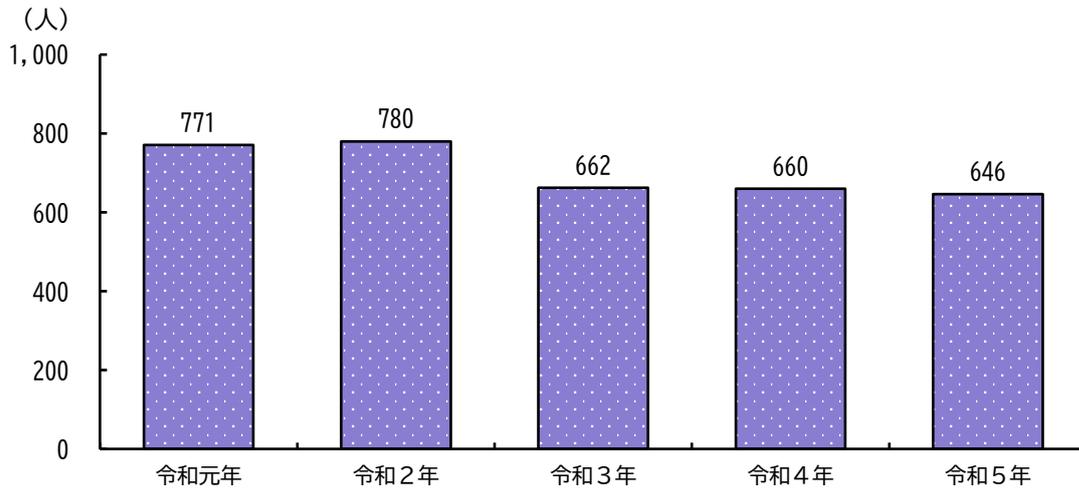
- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 6 再犯防止のための連携体制の強化等

(2) 板橋区の現状

① 刑法犯検挙者数

板橋区の刑法犯検挙者は減少傾向にあり、国や東京都における検挙者と同様の傾向を示しています。過去5年で最大だった令和2(2020)年と比べ、約1.7割の減少となっています。

刑法犯検挙者件数の推移(板橋区)

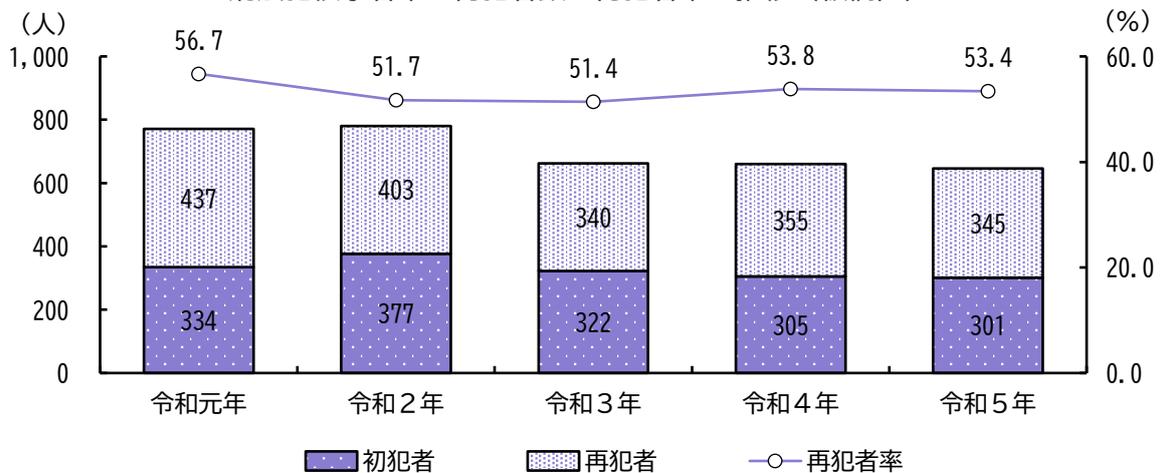


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

② 再犯者数及び再犯者率

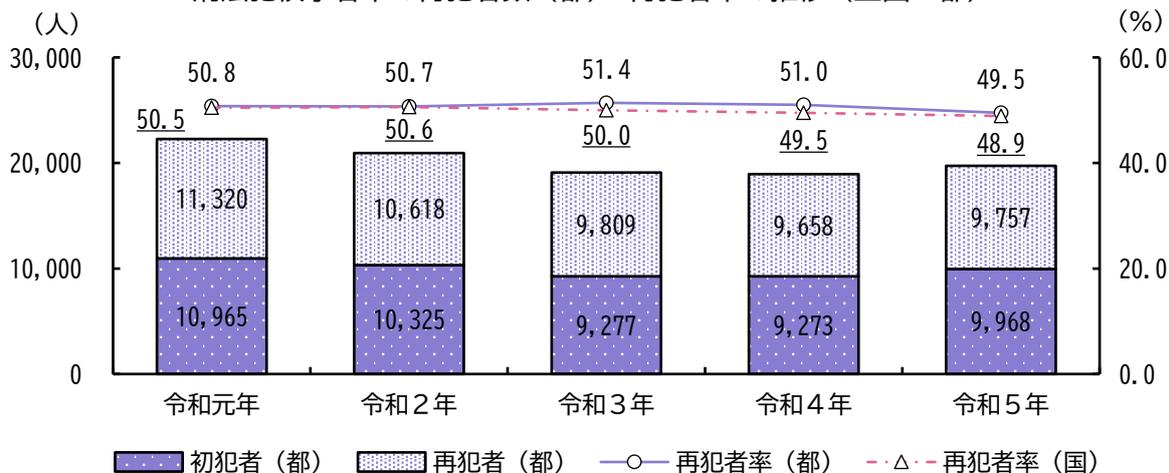
板橋区における刑法犯検挙者は減少傾向にあるものの、検挙者にしめる再犯者の割合は横ばいとなっており、国や東京都と比較しても高い割合を示しています。

刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率の推移(板橋区)



※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

刑法犯検挙者中の再犯者数（都）・再犯者率の推移（全国・都）

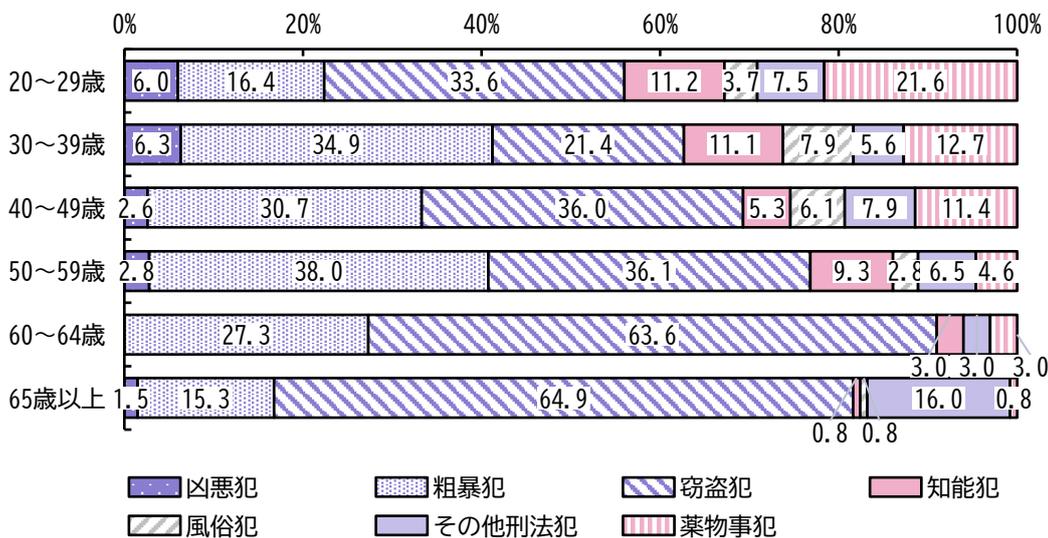


※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

③年齢別・罪名別検挙者

年代別罪名別検挙者の割合については、50歳以上の窃盗犯の割合が高くなっており、特に高齢者においては6割半が窃盗犯による検挙となっています。また、薬物事犯が占める割合については、20歳代が最大となっています。

年代別・罪名別検挙者数の割合（板橋区）

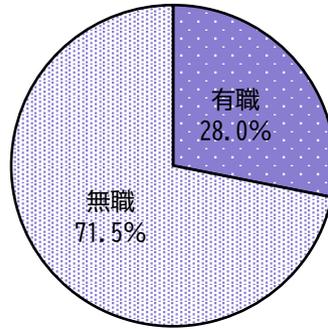


※令和5（2023）年データ
 ※法務省矯正局提供データを基に板橋区作成
 ※犯行時年齢が20歳未満は除き、少年の検挙者は含まれない。

④再犯時の就職状況

再犯時の就職状況は、約7割が無職であり、有職者の約3倍となっています。

刑務所再入所者の再犯時における有職・無職の割合（国）

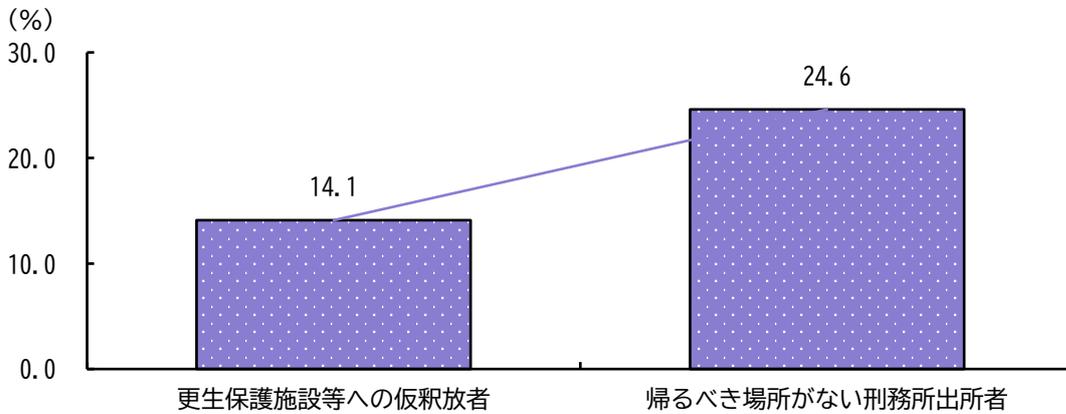


※令和5（2023）年矯正統計表

⑤住居の有無別2年以内再入率

帰住先がない人の再入率は、帰住先がある人に比べて約2倍再入率が高くなっています。

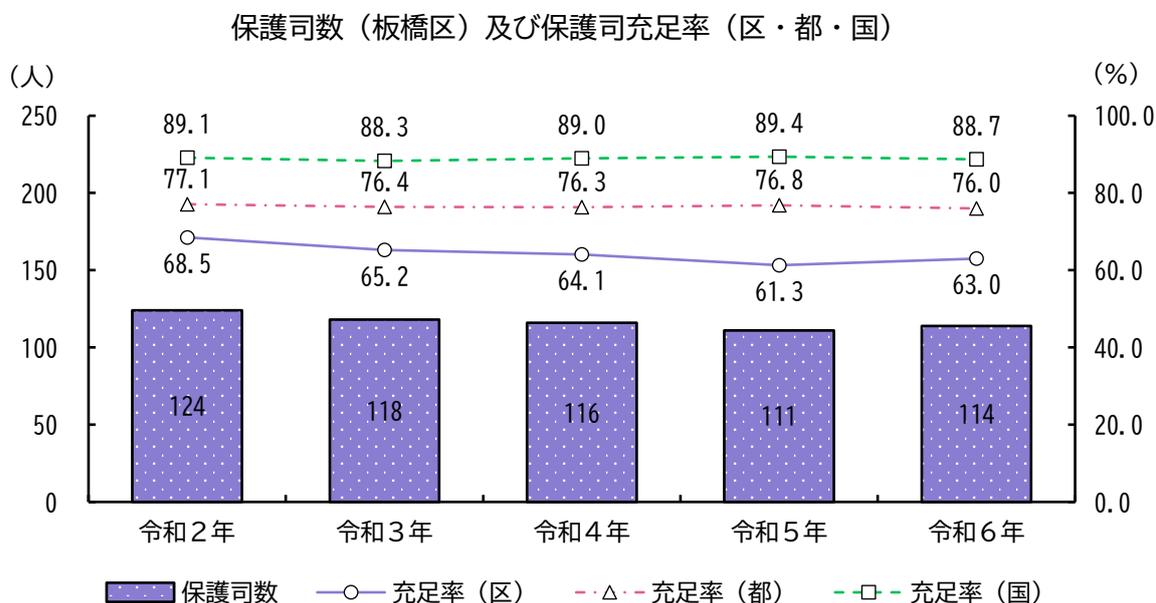
住居の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率（国）



※法務省資料

⑥保護司[※]数と充足率

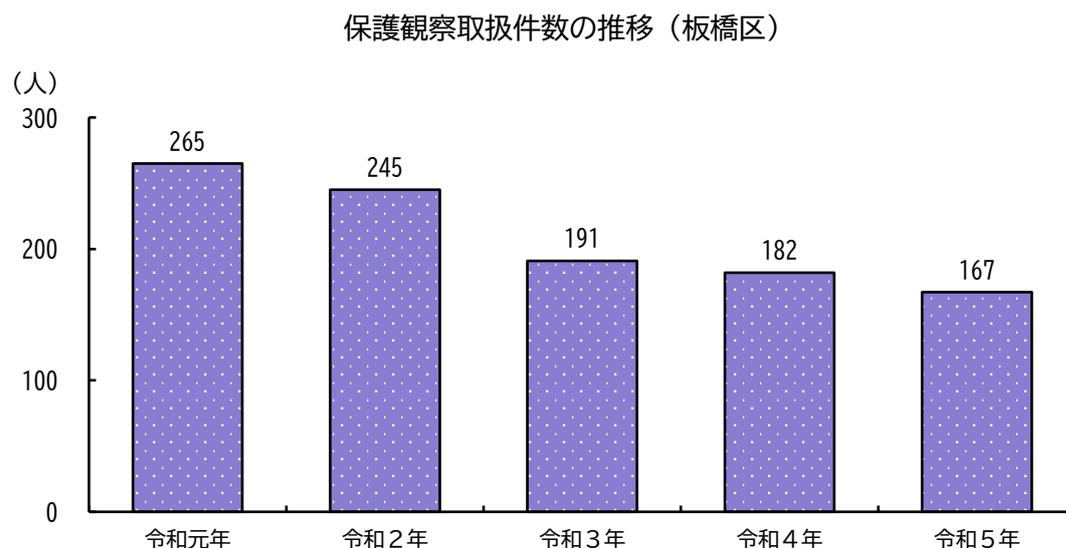
区内の保護司は減少傾向で、令和6(2024)年の充足率は63.0%となっており、国や東京都と比較しても低い水準となっています。



※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

⑦保護観察取扱件数

区内における保護観察取扱件数は、刑法犯検挙者数と同様に減少傾向となっています。



※東京保護観察所提供データを基に板橋区作成

※年間における合計数を算出（途中で保護観察が終了した人も含む）

※保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の数は含まない。

※保護区変更の件数を含む。

3

重点課題と具体的な取組

(1) 国と地方公共団体の役割

- 犯罪をした人等が地域に戻り、安定した生活を送るためには、国、地方自治体、民間協力者が協力してサポートすることが重要です。特に、刑事司法手続き終了後においては、地方自治体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて支援を行うことが想定されることから、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められることが、国の第二次再犯防止推進計画に明記されました。
- 市区町村の役割は、犯罪をした人等が地域で安定して生活できるよう支援すること、特に医療や福祉などの必要なサービスへのアクセスが難しい人や複数の問題を抱えている人に対して適切なサービスを提供することとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うこととされており、国と地方公共団体は、相互に連携しながら再犯防止に向けた取組を推進することとされています。

【国と地方公共団体の役割】

※引用：第二次再犯防止推進計画

主体	主な役割
国	各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。
市区町村	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

(2) 重点課題

国の計画及び東京都の計画を勘案し、以下の6項目を重点課題として設定します。

「板橋区再犯防止推進計画」における重点課題

- 1 住居・就労の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進

(3) 重点課題ごとの具体的な取組

① 住居・就労の確保等

①-1 住居の支援

現状と課題

- 地域で安定した生活を営むための基盤となるのが、安定した居住先の確保です。刑務所等からの満期出所者の4割以上が、適切な住居が確保されないまま出所しており、これらの人は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至る傾向にあります。
- 地域社会に定住先を確保できない要因としては、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難であることや、出所者の経済基盤がせい弱であること、親族や知人との関係が疎遠な場合が多いこと、就労状況により安定した収入を得にくいことなどが挙げられます。
- 国は、親族等のもとに戻ることができない方々のための一時的な居場所として、更生保護施設の受入れ機能を強化したり、自立準備ホームの確保を進めたりしています。
- しかし、これらの施設はあくまで一時的な居場所に過ぎません。そのため、更生保護施設等を退所した後も、地域社会において安定した住居を確保し続けることが大きな課題となっています。

主な取組

①住宅確保要配慮者への居住確保支援

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、不動産関連団体との連携により、民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、保証人が見つからない高齢者等が円滑に債務保証委託契約を結べるよう支援します。

【住宅政策課】

②区営住宅の提供

住宅に困窮されている所得が定められた基準内にある方々の生活の安定と福祉の増進を図るため、公募により区営住宅を低廉な家賃で提供します。これを住宅セーフティネットの中核としつつ、都営住宅や民間賃貸住宅の供給を含めた、総合的な住宅セーフティネットの構築を推進します。

【住宅政策課】

③住居確保給付金

個人の責に帰すべき理由や都合によらない離職等により住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額及び転居費用(引っ越し費用)を支給することで、住居及び就労機会等の確保、家計改善に向けた支援を行います。

【生活支援課】

④板橋りんりん住まいのネット（板橋区居住支援協議会）

居住支援協議会をプラットフォームとして、居住支援法人をはじめとする関係団体等との連携体制を強化し、住まいに関する相談や入居前の住宅確保、入居中の見守りなど伴走型の支援を展開し、安定した地域生活の継続を推進します。

【住宅政策課】

⑤グループホームの整備促進

重度の方も含め、障がいのある人を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。

【障がい政策課】

① - 2 就労の支援

■現状と課題

- 人が安定した生活を営むためには、就労が重要な役割を果たすことは明らかなです。
- 刑務所再入所者の 72.1%が再犯時に無職であり、保護観察終了時の無職者の再犯率（36.7%）は有職者（7.7%）の約5倍に達し、安定した就労が再犯リスクを大幅に低減することに大きく寄与することが明らかになっています。
- しかしながら、犯罪をした人等が求職活動を行うにあたっては、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識やスキルが身につけていない場合が多く、就職をした場合でも、これらのスキルが不足していることにより、職場での人間関係の構築がうまくできず離職に至ってしまう場合があります。また、主な就職先が特定の業種に偏っていることや本人の能力とはミスマッチな職業に従事してしまうことも短期離職の要因となっており、職場への定着の難しさが大きな課題となっています。
- 前科等の経歴がスティグマ（差別・偏見）となって就職や地域社会で生活を送ることを困難にしており、受刑者に対する社会の理解も求められています。
- 国では、法務省と厚生労働省が連携し「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。ハローワークと矯正施設が連携し、本人の希望や適性に応じた職業相談・紹介、採用面接、職業講話などを行っています。保護観察対象者には、ハローワーク職員と保護観察官がチームを組み、本人に適した就労支援を行っています。
- また、全国8つの矯正管区に「コレワーク※（矯正就労支援情報センター）」を設置しています。雇用主と当事者のマッチング支援に注力し、企業ニーズに合わせた人材紹介や求人情報の提供、採用手続きのサポートを通じて社会復帰を促進しています。
- 民間の会社による支援として、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的とした事業主である協力雇用主の方々があります。全国で約 25,000 社もの登録がありますが、短期離職への不安などが雇用の障壁となっており、実際に雇用に結びつくケースは限定的であり、犯罪をした人等への就労支援が不可欠です。

【主な取組】

①キャリア・カウンセリング（就労相談）

就職・再就職・転職に関する悩み・不安般に対して、就職支援の実績豊富なプロのアドバイザー（キャリア・コンサルタント）が支援します。

【産業振興課】

②いたばし若者サポートステーション

就労に向けた意欲は持ちながらも、悩みや不安を持つ15歳から49歳までの方を対象に、様々な支援を通して働きたい気持ちに寄り添い、個別相談を行うとともに、就職に向けたスキル習得のためのセミナーを開催するなど、就労に向けたサポートに取り組みます。

【産業振興課】

③高齢者の就業支援

シニア世代活動支援プロジェクトの推進のため設置している「就労支援等連絡協議会」を活用して、板橋区・アクティブシニア就労支援センター（社会福祉協議会）・シルバー人材センターが連携し、職業紹介や就業機会の提供などを実施し、高齢者の多様なニーズに合った就業支援を行っています。

【長寿社会推進課】

④障がいのある人への就労の促進と定着支援の充実

障がいのある人の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がいのある人が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めます。

【障がい政策課】

⑤いたばし暮らしのサポートセンター

暮らしや仕事に関する困りごとなど、生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始めとした包括的かつ継続的な支援を行います。

【生活支援課】

⑥TOKYO チャレンジネット

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊まりをしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図ります。

【東京都】

② | 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

②-1 高齢者または障がいのある人等への支援

現状と課題

- 高齢者(65歳以上の人)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代で最も高い傾向にあり、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。
- 知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。知的障がいのある受刑者の2年以内の再入所率は、出所者全体の約2倍と非常に高くなっています。全国の知的障がいのある又はその疑いのある受刑者のうち、療育手帳所持者は3割と少なく、出所後1年未満の再入所率、再入所が5回以上の割合が高いことも課題となっています。
- 高齢者や障がいのある人等が矯正施設を出所後、福祉的支援を必要とする場合、十分な支援が行き届かないことで再犯に至るケースもあります。そのため、地域で社会福祉施設への入所等の適切な福祉サービスを円滑に利用できる体制の整備が必要です。

主な取組

《相談・支援全般》

① 民生・児童委員

民生・児童委員は、住民として地域で暮らしつつ、住民の身近な相談役として、生活、介護、暮らし、子育て等様々な相談に応じ、必要な福祉サービスへのつなぎや、高齢者の見守りなど、必要な支援・援助を行い、多岐にわたる相談内容に応じた対応をしています。

【生活支援課】

② 板橋区社会福祉協議会

板橋区社会福祉協議会は、「住民主体の福祉のまちづくりを進める団体」として、民間の福祉活動を支援するとともに、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる福祉のまちづくりをめざし、住民や社会福祉関係機関等と連携・協力し、福祉の向上、ボランティア活動の推進など様々な取組を行っています。

【社会福祉協議会】

③ 権利擁護いたばしサポートセンター

板橋区社会福祉協議会が運営している「権利擁護いたばしサポートセンター」は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方のために、成年後見制度や権利擁護に関する相談や支援などを行っています。

【社会福祉協議会】

④生活保護

病気や失業等で働けなくなるなど、様々な事情で日常生活を維持することが困難になったとき、その世帯が憲法で保障された最低限度の生活に必要な保護費の支給を行います。また、自立した生活に向けて関係機関と連携して支援を行います。

【板橋福祉課・赤塚福祉課・志村福祉課】

⑤犯罪お悩みなんでも相談

万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまうご本人やそのご家族、関係者の方などを対象にあらゆる犯罪に関する相談を電話とメールで受け付けます。社会福祉士や精神保健福祉士が、話を丁寧に聴くことで、本人の状況や生活環境等を的確に把握し、福祉などの適切な支援につなげます。

【東京都】

⑥東京都地域生活定着支援センター

高齢(概ね 65 歳以上)又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、関係機関等と連携・協働しながら、入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することによって、その方の社会復帰及び地域での生活への定着に向けた支援を行っています。

【東京都】

《高齢者支援》

⑦おとしより相談センター(地域包括支援センター)

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉士や主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、地域に暮らす高齢者やその家族を、福祉や介護などのさまざまな側面から総合的にサポートしています。

【おとしより保健福祉センター】

⑧認知症サポーターの育成・活用

認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を見守る地域の応援者である認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施します。

【おとしより保健福祉センター】

⑨高齢者見守り調査事業

毎年、地域の身近な相談役である民生・児童委員が区内の75歳以上の高齢者宅を訪問し、地域の相談に耳を傾け、支援が必要な方を適切な支援機関へつなぐとともに、関係機関との連携のもと高齢者の孤立防止に努めています。

【おとしより保健福祉センター】

《障がいのある人への支援》

⑩基幹相談支援センターの運営・機能充実

地域における障がいのある人に対する相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。

【障がい政策課】

⑪自立支援医療(精神通院)

精神疾患等で、継続的に治療を受ける方の外来通院等の治療費を、申請により一部助成し、診療の促進を図ります。

【健康福祉センター】

⑫精神保健福祉相談

保健師が、こころの健康に関する相談や受診相談、精神障がいのある人の生活・社会参加に関して、本人及びその家族に対し、面接や電話、家庭訪問による相談支援を行います。また、専門の医師が、家族・本人の相談に対応します。

【健康福祉センター】

⑬障がいのある人への差別解消・理解促進等

区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会の提供、講演会の実施により、障がいのある人への理解促進、対応の充実を図ります。

【障がいサービス課】

②-2 薬物依存の問題を抱える人への支援

現状と課題

- 覚醒剤取締法違反の検挙者数は減少傾向にありますが、再犯率は約7割と依然として高水準にあります。また、他の犯罪と比較して比較的早期に再び刑務所に入所する傾向が見られます。
- 大麻事犯は増加傾向にあり、特に若年層を中心に乱用が拡大しています。30歳未満が約7割を占め、そのうち約4分の1が20歳未満です。また、大麻事犯の初犯者の割合が約7割を占めていることも特徴的です。違法薬物の多様化も進んでおり、大麻リキッド^{*}や菓子形態品の流通も確認されています。
- 市販薬や処方薬の乱用も深刻な問題となっており、国の調査では、医薬品の「オーバードーズ^{*}(OD)」が原因と疑われて救急搬送される人は年々増加しています。特に10～20代が約半数を占め、特に女性が多いという報告もあります。若年層のオーバードーズは深刻な社会問題となっており、これは抑うつ気分の悪化や希死念慮^{*}の出現を呈しやすいなど医学的な管理も求められます。

- 薬物事犯者は、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症の患者である場合が少なくありません。再犯防止には適切な治療と支援が不可欠です。薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより、本人の意思とは関係なくだれでもなり得る病気であることを認識する必要があります。
- 背景には社会的孤立、DVなどの社会課題やなんらかの障がいがある人が多いことを踏まえる必要があります。国は、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施や、回復に向けて地域社会の保健医療機関につなぐ支援を進めています。しかし、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等で治療・支援を受けた人の割合は依然として低い状態にあります。
- これらの課題に対応するためには、医療・福祉・司法など関係機関の連携を強化し、社会全体で依存症への理解を深めることが重要です。同時に、治療・支援を受けやすい環境を整えることが必要となっています。

■ 主な取組

①薬物乱用防止推進事業の実施

東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会と連携し、小学校、中学校において、薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用の未然防止に向けて取り組むとともに、薬物乱用の防止に向けた意識啓発を図るため、区内の中学校に対し、ポスター及び標語の募集を毎年行います。

【生活衛生課】

②依存症相談の実施

薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症についての周知啓発に取り組みます。また、各健康福祉センターにおいて相談を受け付け、必要に応じて関係機関の相談窓口につなげることで、依存症からの回復を支援します。

【健康推進課・健康福祉センター】

③お酒の悩み相談会

飲酒問題で困っている家族と本人に対して、依存症への正しい知識と理解、その対応の習得を目的に勉強会や交流会を通して継続支援を行います。

【健康推進課】

④薬物依存症回復プログラム等への参加支援等

都立(総合)精神保健福祉センターにおいて、本人や家族等からの個別相談に対応するほか、医師等による薬物依存症についての講義及び自助グループに参加する回復者やその家族からのメッセージ提供を行うなどの家族に対する教育プログラム(家族講座・家族教室)を実施します。

【東京都】

③ 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

- 非行の防止と学校連携による修学支援における現状の課題は、教育機会の格差と再犯リスクの関連性に表れています。全国の高校進学率が98.8%である一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した人のうち56.9%は高等学校を中退している状況です。
- 就職し、自立した生活を送るには、高校卒業程度の学力が求められることが多いと言われています。しかし、出院時に復学・進学を希望する人の約7割が進学先未定のまま出院しており、多くの人が希望するにもかかわらず、復学・進学が叶わないことで、必要な学力を身に付けられていないという深刻な状況にあります。このため、少年院在院中から出院後まで継続的かつ一貫した修学支援を行うことが求められています。
- さらに、保護観察終了時の再処分率が、「学生・生徒」においては8.5%、「有職者」では17.0%である一方で、無職者は52.6%と大きな差が生じていることから、少年院出所後等における、修学(就学)支援が再犯防止に当たっては重要です。
- 非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。特に、今日では、スマートフォンの普及により、SNS等を介したさまざまなリスクへの対応が必要であり、青少年の健全育成のため、家庭・学校・地域社会・行政がそれぞれの役割を果たし、支援を図っていくことが大切です。

主な取組

≪非行防止に向けた取組≫

①非行に関する支援

非行行為により、保護者からの相談や警察署からの通告を受けた児童について、児童・保護者双方に対する支援を行います。非行問題については、非行の事実や、非行に至った背景に十分に留意しながら、再発防止に向けて対応します。

【支援課・援助課】

②スクールカウンセラーの配置

児童・生徒の心理的な悩みに対し、専門的な立場から適切に支援することができるスクールカウンセラーを区立小・中学校に配置し、学校生活等に関する問題の未然防止・改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図ります。

【指導室】

③スクールソーシャルワーカーの配置

区立小・中学校に在籍する児童・生徒の問題行動などに対し、スクールソーシャルワーカーが教育と福祉の両面に関しての専門的な立場から、関係機関と連携しながら、その児童・生徒のおかれた環境に働きかけを行い、問題解決や環境の改善に向けて支援を行います。

【教育支援センター】

④青少年健全育成地区委員会

青少年の健全育成並びに青少年をとりまく社会環境の浄化を図ることを目的として、町会等や学校、民生・児童委員、青少年委員などがメンバーとなり、青少年が地域の中で安心して生活できる環境をつくるための事業を実施しています。また、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある不健全図書やインターネット上の有害情報から子どもを守るなど、地域社会環境浄化活動を積極的に展開します。

【地域教育力推進課】

⑤警視庁少年センター

心理専門スタッフや警察職員による本人への指導・面接に加え、保護者の子に対する対応についての相談に応じています。

【東京都】

≪学習支援等に向けた取組≫

⑥中高生勉強会「学び i(あい)プレイス」の推進

中学生・高校生(相当年齢の方を含む)を対象として、大学生のボランティアなどにより学習を支援する中高生勉強会「学び i(あい)プレイス」を実施しています。ボランティアやスタッフへの相談や交流を通して、社会性や自己肯定感を高めるきっかけを提供するなど、居場所としての機能を高め、中高生年代の子どもたちの成長を支援します。

【生涯学習課】

⑦日本語の能力が十分でない児童・生徒への対応

来日(帰国)後間もなく、日本語を話せない子どもには、別途日本語初期指導を行い、学校生活に早期に適応できるよう支援しています。短期間で日本語の初歩を習得できるよう、原則として母語を交えた対面による指導としています。また、学校からの要請に応じて授業内等で通訳を行うことは支援員(有償ボランティア)を配置し、支援を行います。

【学務課・指導室】

⑧子どもの学習・生活支援の実施

ひとり親家庭や生活に困窮している家庭の子どもとその保護者に対して、相談支援や子どもへの学習支援、学校・家庭以外の居場所支援を行っています。

【生活支援課】

⑨福祉資金の貸付

一定の要件のもと、修学資金、就学支度資金、修業資金、就業支度資金などを福祉資金として貸付を行っています。

【生活支援課】

⑩東京都教育相談センター

高等学校を中途退学した人や高等学校での就学経験のない人やその保護者等、進路についての情報や助言を得にくい状況にある人を対象に、都立学校についての情報提供や、都立高校への就学支援を行います。

【東京都】

少年の立ち直りを支える～少年センターの非行防止の取組～

警視庁少年センターは、都内8カ所に所在し、少年の規範意識の向上及び社会ときづなの強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおり、少年が集まる繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜徘徊等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施しているほか、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っております。

また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年やその保護者に対しては、警察から連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、少年が再び非行に走ることのないよう立ち直りを支援する活動を推進しております。

再犯防止の観点からは、早期の段階での適切な介入と継続的な支援が不可欠です。

少年センターでは、少年一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応と、家庭・学校・地域が一体となった支援体制の構築を目指しています。



【巣鴨少年センター】

※板橋区は巣鴨少年センターの管内

④ | 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

現状と課題

- 犯罪をした人等に対し、再犯防止に向けた支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容だけに目を向けるのではなく、それぞれの経歴や属性、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など当事者が抱えるそれぞれの特性・背景に着目し、犯罪に至ってしまった要因を把握・理解した上で継続的な支援等を行っていくことが重要です。
- 出所受刑者等の2年以内再犯率推移を罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)、属性別(高齢、女性、少年)に見ると、罪名別では窃盗が、属性別では高齢者がそれぞれ約20%を占め、出所受刑者全体の2年以内再入率13%よりも高くなっています。犯罪や非行に至る要因は様々であり、「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」においても示したとおり、特性に応じた傾向が見られます。
- 国は、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害[※]等の問題を抱える方、困難を抱える女性、発達上の課題を有する方など、当事者の特性に応じた支援等の充実を図るとともに、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を実施しています。
- しかし、矯正施設[※]等を出所したのち、地域社会でそれぞれの特性に応じた支援や、出所者等を受け入れる体制などが十分に整っているとは言えない状況にあります。様々な特性を抱える方が、地域に戻った後も安心して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して、それぞれの特性に応じた支援等を実施することが必要です。

主な取組

①性別に起因する困りごとに対する相談支援

男女平等推進センター「スクエア・I(あい)」では、夫婦や親子など家族関係、職場や学校での人間関係など、性別に起因する様々な困りごとや、女性ならではの困りごとに関して、相談員による相談を受け付けています。一部の相談は、LINE による相談にも取り組んでいます。

【男女社会参画課】

②DV 専門相談

配偶者やパートナー等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)に係ることについて、専門相談員が面談(または電話)により、一人ひとりの状況に応じた助言や情報提供を行います。

【男女社会参画課】

③虐待の早期発見・対応

子どもから高齢者まで地域で包括的に見守る仕組みとして、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける体制を構築しています。通報者の秘密を厳守するとともに、虐待等の早期発見と適切な対応につなげます。

【おとしより保健福祉センター、障がいサービス課、支援課(子ども家庭総合支援センター)】

④発達障がいのある人への支援の充実

成人期(概ね16歳以上)の発達障がいのある人に対する総合的な支援である板橋区発達障がい者支援センターにおいて、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携を行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを行います。

【障がい政策課】

⑤暴力団からの離脱に向けた働きかけ

暴力団から勧誘されるおそれがある青少年や暴力団から離脱したいと考えている人に対し、暴力団排除ウェブサイトを通じて、暴力団の虚構、暴力団員を続けることにより受ける制約、離脱後の経済支援・就労促進等に関する相談窓口について案内するなど、暴力団からの離脱を促すとともに支援を行います。

【東京都】

⑤ | 民間協力者の活動の促進等

現状と課題

- 犯罪をした人等の社会復帰支援は、保護司、更生保護女性会、協力雇用主など、多くの民間協力者によって支えられています。これらの民間協力者は、地域における「息の長い」支援を担い、犯罪をした人等が安定した社会復帰を果たすために重要な役割を果たしています。特に保護司は、保護観察官と連携しながら、犯罪をした人等が社会から孤立することなく、社会の一員として定着できるよう、継続的な支援を行っています。
- しかしながら、保護司の数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることが大きな課題となっています。令和6(2024)年1月現在、保護司の平均年齢は65.6歳であり、70歳代の占める割合が増加しています。また、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることや安全に活動する環境の確保が難しいこと、家族の理解が得られないことなどから後継者不足の問題も深刻化しています。保護司が安全に安心して活動を継続するための支援が急務であり、負担軽減策や新たな担い手の確保を行うなど持続可能な保護司制度の確立が求められています。
- 地域社会においては、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動が実施されており、社会復帰支援のためのネットワークが構築されています。こうした民間協力者のおかげで、犯罪をした人等に対する継続的な支援が行われています。
- また、民間協力者との連携も不可欠です。民間協力者は、犯罪をした人等の社会復帰支援において重要な役割を果たし、その活動を支えるためには、行政と民間協力者・団体との連携を一層強化することが必要です。
- これらを踏まえ、保護司や民間協力者の活動を支援するための体制強化を図り、地域社会における社会復帰支援の枠組みを一層充実させていく必要があります。

主な取組

①更生保護活動の支援

地域の更生保護活動を支援するため、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」に、区施設の一部を提供しています。また、運営経費の一部助成のほか、保護司が自宅以外の場所で面談が実施できるよう、面談場所の確保に向けた支援を実施します。

【生活支援課】

②保護司活動の周知・啓発

多くの人に保護司をはじめとする更生保護ボランティアの活動内容や社会的意義についての理解を深めてもらい、新たななり手・協力者の確保や連携強化、地域における支援意識の醸成を図るため、広報いたばし等により周知・啓発を行っていきます。

【生活支援課】

③保護司の人材確保

保護司の減少や高齢化が進む中、その確保が課題となっていることから、退職職員への声掛けを行うなど、人材の確保に向けた取組を行っています。

【人事課・生活支援課】

④保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。主な活動として、保護観察対象者との定期的な面接による指導・助言、就労支援、社会復帰に向けた環境調整など、刑務所や少年院から出所・出院した人に寄り添った支援を行っています。また、地域の犯罪予防活動や啓発活動にも取り組んでいます。

【生活支援課】

⑤更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として活動するボランティア団体です。地域の犯罪予防活動や啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生を支援しています。

⑥更生保護施設

犯罪をした人のうち、身寄りのない人又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人、生活環境を改善する必要がある人などを受け入れています。住居と食事の提供、生活環境の調整や改善、地域における連携協力体制の整備などを行い、自立更生を支援する施設です。

⑦協力雇用主

犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。保護観察所に登録して前歴者の雇用に理解を示し、就労を通じた再犯防止に貢献しています。

地域と共に歩む保護司～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～

【保護司とは？】

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。板橋区では現在 103 名の保護司が、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をする処遇活動、刑務所に入っている人の帰住先の生活環境調整、さらには、「社会を明るくする運動」などの犯罪予防活動まで、幅広く地域の中で活動を行っています。

【更生保護って？】

犯罪や非行をした人が再犯をしないように寄り添い、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることで、安心安全な地域社会が実現します。すなわち、罪を犯した人たちが社会の中で自分も社会の一員であるという「自己有用感」を持てるようになること。それが「更生保護」の大きな役割です。

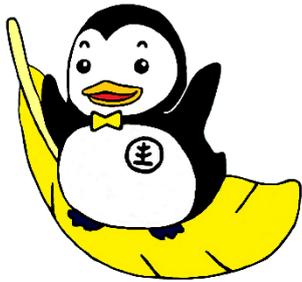
「更」+「生」=『甦 よみがえる』!

【社会を明るくする運動】

犯罪や非行のない、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。板橋区では毎年、区役所イベントスクエアにおいて「健全育成・社明フェスタ in いたばし」を開催し、啓発活動に努めています。また、中学校や地域の方々、区や警察のご協力を頂き、街頭広報活動(街頭での啓発活動)を実施し、「社会を明るくする運動」の周知と地域ネットワークの構築を積極的に図っています。

【保護司の声】

窃盗罪で保護観察中の対象者。財布を拾い交番に届けたと話してくれた。私は思わず嬉しくてありがとう！彼は最後に「あなたに会えて良かった！」と。



【更生ペンギンのホゴちゃん】



【社会を明るくする運動】

更生保護法人興楽会～「もう一度」を支える、地域の力～

更生保護施設「興楽会」は、犯罪をした人のうち、身寄りのない人又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人、環境を改善する必要がある人などを受け入れ、住居と食事を提供するなど、自立更生を支援する施設であり、法務大臣の認可を受けて設立された更生保護法人が設置・運営しています。

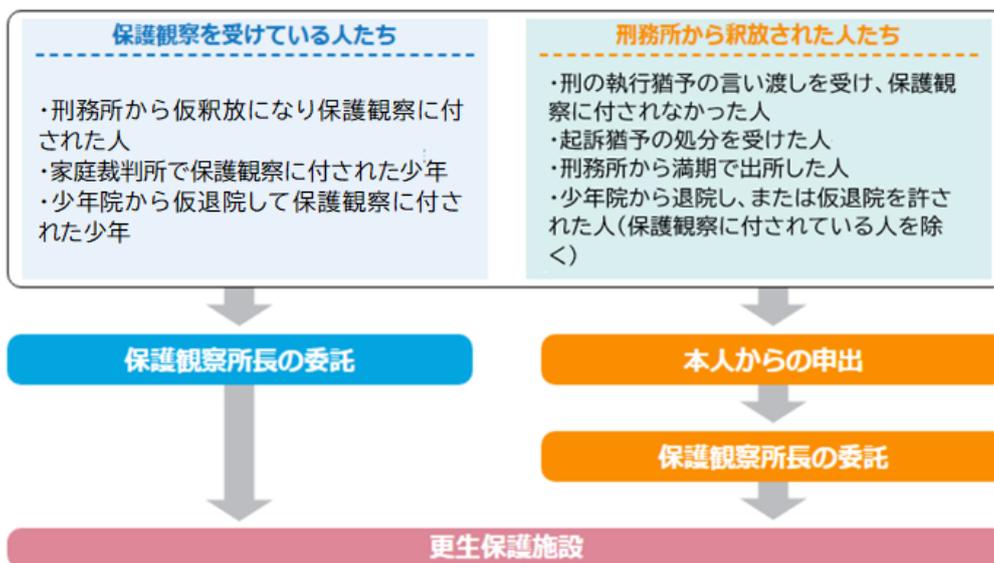
興楽会は、昭和 21 年 3 月、府中刑務所を退官した根田兼治氏が、常盤台3丁目の現在地に「司法保護団体興楽会」として創設したのが始まりです。

定員は 22 名であり、主に刑事施設を仮釈放された成人男子が生活していますが、彼らは、午前 6 時起床、午後 10 時門限の規則正しい生活を送りながら仕事に励み、自立を目指して、毎日、頑張っています。そんな厳しい生活の中、更生保護女性会の方々からお祝いされる誕生日会は、面映ゆくも楽しいひと時となっていると感じています。

根田氏は、当時の世相を憂慮し、更生保護事業を通じて、少しでも社会の役に立ちたいとの思いから、当会を立ち上げたものですが、その精神は今も脈々と引き継がれています。

今後も、犯罪や非行した人たちの社会復帰への第一歩として、就職の斡旋や金銭の管理、飲食などに関する生活指導をはじめ、様々なアドバイスをするなど必要な保護を行い、一日も早く社会復帰が果たせるように手助けを行っていきます。

【保護を受ける人たち(被保護者)】



更生保護施設での保護は、保護観察所からの委託又は保護を必要としている本人からの申出によって行われます。

⑥ | 地域による包摂の推進

現状と課題

- 犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援だけでは十分ではありません。
- 刑事司法手続を離れた人に対する支援は、主に地方公共団体が主体となり、一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されており、「地域による包摂」を推進していく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が重要となります。
- 地方公共団体は、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした人等に対し、適切な支援を提供することが求められています。特に、これらのサービスへのアクセスが困難である人や複合的な課題を抱える人に対しては、地域における支援のネットワークを強化し、より適切なサービスの提供を行う必要があります。
- 犯罪をした人等の中には、高齢や障がい等による生きづらさなど、様々な課題を抱える方々も多く存在しています。そのため、行政サービスの提供だけでなく、地域社会とのつながりを維持することが不可欠です。このためには、更生保護活動に関する広報・啓発活動を通じて、犯罪をした人等に対する地域住民の理解と協力を得ることが重要となります。
- これらを踏まえ、「地域による包摂」を推進していくためには、行政等による適切なサービスの提供や、更生保護活動の広報・啓発活動の充実が犯罪をした人等への理解と支援を一層深めるための取組として求められています。

主な取組

① 社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。板橋区では、「青少年健全育成強調期間地域活動方針」ならびに「社会を明るくする運動強調月間地域活動方針」についての周知と、家庭・学校・地域社会の緊密な連携による、青少年の積極的な社会参加とよりよい社会環境づくりへの気運を高めることを目的とし、「健全育成・社明フェスタ in いたばし」を開催しています。

【生活支援課・地域教育力推進課】

②民生・児童委員【※再掲】

97ページ「民生・児童委員」と同様

③人権問題の啓発

区では、人権週間(12月)に、人権問題への正しい理解が深められるよう、啓発活動を行っています。活動の中では、刑を終えた人が社会復帰できるよう、周囲の理解と協力が必要であることを伝えています。

【男女社会参画課】

④重層的支援体制整備事業の実施

なんらかの生きづらさや課題を抱えながらも必要な支援につなげていない人が地域から孤立することなく、自立し安定した生活が送れるよう、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、“地域住民の複雑・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

【生活支援課】

⑤地域福祉コーディネーター

自ら必要なサービスにアクセスできない方や社会的に孤立している方が地域の中で取り残されることのないよう、地域のネットワークを活用して予防的効果を含めたアウトリーチによる支援を行います。また、地域へ積極的に出向き住民からの相談を受け、適切な支援機関への橋渡しをするとともに、参加支援や地域づくりの活動を通じて、地域における居場所や社会とのつながりの構築に向け、個人への寄り添った支援と地域への働きかけを行います。

【生活支援課】

(1) 再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実に係る

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

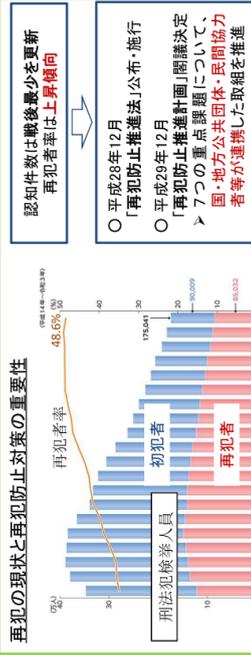
- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

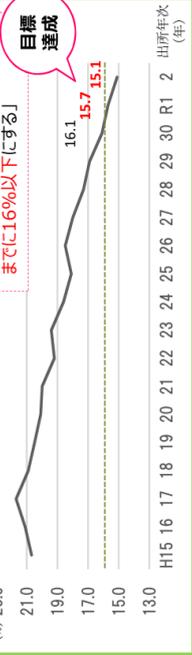
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 過期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H130～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

数値目標：「2年以内再入率を令和3年（令和2年出所者）までに16%以下にする」



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- 就労・住居の確保**
 - 就労の確保
 - 拘禁刑前設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
 - 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、乗物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進**
 - 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
- 乗物依存の問題を抱える者への支援**
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- 学校等と連携した修学支援**
 - 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な措置**
 - 若年刑前設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の実施
 - 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としてでの自覚・責任を喚起する指導
 - 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- 民間協力者の活動の促進**
 - 持続可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- 地域による包摂の推進**
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- 再犯防止に向けた基盤の整備**
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

①検査者中の再犯者数及び再入率率
②新受刑者中の再入者又は再入の執行猶予権のある者の数及び割合
③出所受刑者の2年以内再入率
④主たる罪名・特種別2年以内再入率
⑤出所受刑者の3年以内再入率者数及び再入率
⑥主たる罪名・特種別3年以内再入率
⑦保護観察任(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

第7章

計画的な地域福祉の推進

- 1 計画の策定体制
- 2 計画の推進と進行管理

7

計画的な地域福祉の推進

本計画の策定体制及び計画の推進に向けた進行管理の方法や体制について示します。

計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者と保健医療・社会福祉関係者等により構成される「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」や、学識経験者と保護司等により構成される「板橋区再犯防止推進計画検討部会」にて検討を行っています。

計画の推進と進行管理

本計画の推進に当たっては、重層的支援体制整備事業の実施状況を中心に、基本理念の実現に向けた取組の進捗状況を検証するとともに、各個別計画において実施する事業の進捗状況や区民へのアンケート調査等の結果を活用し、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

計画の策定体制

(1) 庁内検討組織

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」(庁議)において決定します。

(2) 外部検討組織

- ①板橋区地域保健福祉計画推進協議会：学識経験者や保健医療・社会福祉関係者等により構成され(定数 16 名)、幅広い知見等から意見聴取した内容を本計画に反映します。
- ②板橋区再犯防止推進計画検討部会：学識経験者や保護司等により構成され、再犯防止推進計画について検討し、板橋区地域保健福祉計画推進協議会へ報告します。

計画の推進と進行管理

- 本計画の推進に当たっては、重層的支援体制整備事業の実施状況を中心に、基本理念の実現に向けた取組の進捗状況を検証するとともに、各個別計画において実施する事業の進捗状況や区民へのアンケート調査等の結果を活用し、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。
- 本計画の推進に当たっては、学識経験者や外部委員等により構成する「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」において、課題等の意見聴取を行い、庁内検討組織である福祉部長を幹事長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」で、必要に応じて見直し等を実施し、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」において進行管理・評価を行います。

資料編

1 要綱

2 名簿

3 計画の策定経過

4 パブリックコメントの実施結果

5 用語解説

資料編

1 要綱

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱

(平成 22 年 12 月 15 日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱第3条第2項により、板橋区地域保健福祉計画を、総合的かつ効果的に推進していくことを目的として、板橋区地域保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に問題提起及び提言を行うことができるものとする。

- (1) 板橋区地域保健福祉計画の実施状況の把握、点検、及び見直しに関すること。
- (2) 板橋区地域保健福祉計画の策定に伴う検討、協議に関すること。
- (3) 地域保健福祉に関する様々な問題提起や具体的提案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が適当と認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する16名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 区民公募委員
- (5) その他区長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会の設置等)

第6条 協議会には、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 部会には専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、部会における調査研究に関し、専門的な知識を有する者のうちから、会長が指名する。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から任命の日以降最初に策定する板橋区地域保健福祉計画の決定の日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(オンライン出席)

第9条 委員及び専門委員は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって板橋区地域保健福祉計画推進協議会の会議又は第6条により設置する部会の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第10条 協議会及び部会の会議の公開にあたっては、「板橋区区民参加推進規程」第7条の規定による。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。
- 2 板橋区地域保健福祉計画策定協議会設置要綱(平成 20 年 7 月 2 日区長決定)は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

資料編

(2) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(平成17年3月29日区長決定)

(設置)

第1条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。
- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部生活支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成16年7月12日一部改正)第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付 則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付 則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成9年6月16日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

資料編

付 則

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

別表(第5条第7項関係)

幹事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部限政課長 危機管理部地域防災支援課長 区民文化部地域振興課長 健康生きがい部長寿社会推進課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部保健福祉センター所長 福祉部生活支援課長 福祉部障がい政策課長 福祉部障がいサービス課長 福祉部板橋福祉課長 子ども家庭部子ども政策課長 子ども家庭部(子ども家庭総合支援センター)支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 名簿

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会

役職	職名	氏名
会長	明治学院大学 教授	和気 康太
副会長	立教大学 准教授	川村 岳人
委員	公益社団法人板橋区医師会 会長	齋藤 英治
	公益社団法人東京都板橋区歯科医師会 会長	小林 顕 (～令和7年5月)
		須藤 豊哉 (令和7年6月～)
	板橋区町会連合会 副会長(～令和7年5月28日)	小林 英子
	板橋区長会連合会 会長(令和7年5月29日～)	
	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 会長	相田 義正
	板橋区民生・児童委員協議会 会長	福司 慶子
	板橋区社会福祉法人施設等連絡会 幹事	小池 睦美
	板橋区シニアクラブ連合会 副会長	奥永 和満 (～令和7年5月)
		金子 永 (令和7年6月～)
	板橋区肢体不自由児者父母の会 副会長	藤井 亜紀子
	板橋区手をつなぐ親の会 会長	渡邊 理津子
	社会福祉法人JHC板橋会 理事長	日下部 尚
	NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 東東京支部理事	上田 理香
	NPO 法人 マム・スマイル・ウィズ 理事長	坂東 愛子
	特定非営利活動法人いたばし子育て支援・フラワー 理事長	松村 良子
区民公募委員	高野 淳美	

資料編

(2) 板橋区再犯防止推進計画検討部会

役職	職 名	氏 名
部会長	立教大学 准教授	川村 岳人
副部会長	東洋大学 准教授	戸井 宏紀
委 員	板橋区保護司会 会長	篠田 良夫
	板橋区保護司会	石橋 勇
	板橋区更生保護女性会	高田 洋子
	更生保護法人興楽会 理事長	齋藤 和彦
	板橋区民生・児童委員協議会	田邊 和子
	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 地域共生課長	太田 美津子
	警視庁板橋警察署 生活安全課長	遠藤 晋之介 (令和6年度)
		菅原 貴文 (令和7年度)
	警視庁志村警察署 生活安全課長	延山 智範
	警視庁高島平警察署 生活安全課長	室積 勝浩
	警視庁巣鴨少年センター 所長	宮島 甲児 (令和6年度)
		遠藤 慎一 (令和7年度)
	法務省東京保護観察所 統括保護観察官	大倉 雄平 (令和6年度)
		西嶋 太 (令和7年度)

3 計画の策定経過

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和6年11月18日	第4次板橋区地域保健福祉計画の策定方針について
第2回	令和7年1月23日	重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討について
第3回	令和7年4月21日	(仮称)板橋区地域保健福祉計画の骨子案について
第4回	令和7年8月5日	「(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030」(素案)について
第5回	令和8年1月8日	「(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030」(原案)について

(2) 板橋区再犯防止検討部会

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和6年12月23日	板橋区再犯防止推進計画の策定方針について
第2回	令和7年4月14日	板橋区再犯防止推進計画の骨子案について
第3回	令和7年7月28日	板橋区再犯防止推進計画(素案)について
第4回	令和7年12月22日	板橋区再犯防止推進計画(原案)について

(3) 板橋区地域保健福祉計画推進本部

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和6年11月5日	第4次板橋区地域保健福祉計画の策定方針について
第2回	令和7年5月13日	(仮称)板橋区地域保健福祉計画の骨子案について
第3回	令和7年9月2日	「(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030」(素案)について
第4回	令和8年1月20日	「(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030」(案)について

資料編

(4) 板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和6年10月8日	第4次板橋区地域保健福祉計画の策定方針について
第2回	令和7年3月27日	(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030の骨子案について
第3回	令和7年7月7日 ～7月14日	(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030(素案)について
第4回	令和7年12月15日	(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030(原案)について

4 パブリックコメントの実施結果

■募集期間

令和7年10月4日から令和7年10月25日【22日間】

■周知方法

広報いたばし、区ホームページ、生活支援課、区政資料室、各地域センター、
区立各図書館

■意見提出者数

1名

■意見総数

1件

5 用語解説(五十音順)

【アルファベット】

ADR(裁判外紛争解決手続)

裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続き。民事上のトラブルについて、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の言い分をよく聴きながら専門家としての知見を活かして、当事者同士の話し合いを支援し、合意による紛争解決を図るもの。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

平成16(2004)年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・スルトターマン教授が提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプト。

ICT(Information and Communication Technology)

情報通信技術。コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

NPO 法人(Non-Profit Organization)

特定非営利活動法人。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間団体の総称。

PHR(Personal Health Record)

生涯にわたる個人の健康・医療に関わる情報(個人の健康や身体の情報記録した健康・医療・介護などのデータ)のことで、生涯型電子カルテともよばれる。

SDGs (Sustainable Development Goals)【持続可能な開発目標】

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を年限とする国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、全ての国の共通目標となっている。

SDGs未来都市

SDGsの達成に向けて優れた取組を進める自治体を公募し、内閣府が経済・社会・環境の3つの側面において、統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

【数字】

8050 問題

80代の親がひきこもりなどの問題を抱える50代の子どもの生活を支える中で、世帯が孤立化・困窮化するといった問題。

【あ行】

アウトリーチ

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援する側から積極的に訪問して支援を提供すること。

資料編

インクルージョン

「包摂」「包含」「受け入れ」を意味する言葉で、多様な背景や特性を持つすべての人々を社会や組織に平等に受け入れ、参加できるようにする考え方や取組。

ウェルビーイング(Well-being)

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念(厚生労働省)とされる。

オーバードーズ(OD)

医薬品を決められた量を超えてたくさん飲むこと。特に最近、かぜ薬や咳止め薬などを、かぜや咳の症状を抑えるためではなく、感覚や気持ちに変化を起こすために大量に服用することを指して、「オーバードーズする」「ODする」と言われている。

【か行】

希死念慮

死にたいと願うこと。

起訴猶予

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

休養ホーム事業

ひとり親家庭の親と18歳以下の児童に、区の指定した日帰りレジャー施設を無料または低額で利用できる利用券を配布する事業。

境界知能

知能指数(IQ)が概ね70～85の範囲にある状態を指す。これは、平均的な知能(IQ 90～110)よりやや低く、知的障がい(IQ 70未満)には該当しない、その「境界」に位置する知的能力の状態。グレーゾーンとも言われる。

矯正施設

犯罪や非行をした人や少年を収容し、矯正教育や社会復帰支援を行う施設。法務省が管轄する施設が多く、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院などが含まれる。

居住支援協議会

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る法律(住宅セーフティネット法)第81条に規定された、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体が不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保用配慮者及び民間住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織。

居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供、相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

グループホーム(共同生活援助)

地域において自立した日常生活を営む上で、食事・入浴などの介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする障がいのある人が、世話人などの支援を受けながら生活する住居形態。

拘禁刑

従来の刑罰である懲役と禁錮を一本化した刑罰で、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的としている。

公正証書

公正証書とは、私人(個人又は会社その他の法人)からの嘱託により、公務員である公証人がその権限に基づいて作成する公文書。公文書は、文書の成立について真正であるとの強い推定(形式的証明力)が働き、公証人が当事者の嘱託により作成した文書には、公正の効力が生じ、反証のない限り、完全な証拠力を有する。

高等学校卒業程度認定試験

高等学校を卒業していない方が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合を指し、高齢化の程度を示す指標として用いられる数値。

コレワーク(矯正就労支援情報センター)

前科があるなどの理由から、仕事に就く上で不利になりがちな受刑者や少年院在院者の就労を支援するために設置された受刑者等の雇用の総合相談窓口。

【さ行】

支え合い会議

板橋区版 AIP の事業の一つ(生活支援体制整備事業)として、地域住民が主体となって各種団体など様々な人々と連携・協働しながら地域の情報や課題を共有することで、地域の特色に合わせた支え合い活動の仕組みづくりを推進する会議体。

シビックプライド

市民が自分の住む地域や都市に対して抱く誇りや愛着のこと。単なる郷土愛にとどまらず、地域への積極的な参加意識や問題解決に自ら関わろうとする姿勢を含む。

資料編

ジェンダーロール(性役割)

性別に基づいて社会的、文化的に適切または望ましいとみなされる役割(態度や属性、行動など)を期待されること。またその役割のこと。

社会関係資本(ソーシャルキャピタル)

人々のつながりや信頼、互酬性の規範などの社会的なネットワークを指す概念。社会関係資本には様々なものがあり、必ずしも全てのものが良いわけではない。

社会貢献型後見人(市民後見人)

だれもが地域で安心して暮らせるよう、判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、成年後見活動を行う社会貢献に意欲と熱意のある一般市民をいう。

重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の一環として設置される会議体。当事者の同意に基づき、福祉部門(介護、障がい、子育て、生活困窮)などの支援関係者により、複合的な課題を抱える個人や世帯に対して、分野を超えた包括的な支援を協議する場。

重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。

摂食障がい

摂食障害は、食事や体重、体型に対する極端な考え方や行動によって特徴づけられる精神疾患のこと。

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という概念。社会全体で包み支え合うことで、だれも排除されず、全ての人々が社会に参画する機会を持つこと。

【た行】

大麻リキッド

大麻を液体状に加工したもの。

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面する状況。

団塊の世代

昭和 22(1947)年から昭和 24(1949)年の第1次ベビーブーム期に生まれた世代。

団塊ジュニア世代

昭和46(1971)年から昭和49(1974)年の第2次ベビーブーム期に生まれた世代。第1次ベビーブーム世代(団塊の世代)の子ども世代にあたる。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

チャンネル

経路・手段。

紐帯

紐(ひも)や帯(おび)のように、人々を結びつける「つながり」のこと。血縁・地縁のほか共通の関心などによっても結ばれ、社会を形づくる基盤となる。強い結びつきと弱い結びつきがあり混在することで全体の調和が図られている。

デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差のこと。

デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていること。

【な行】

認知症フレンドリーカフェ

認知症の人や家族、地域住民、専門職などが誰でも気軽に立ち寄り、情報交換や相談ができる場所。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいの人等が利用できるように、妨げとなっているもの(バリア)を取り除くこと。

微罪処分

刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ること。

資料編

包括的な支援体制

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っている。

【ま行】

メディアリテラシー

様々なメディアから発信される情報を批判的に読み解き、評価し、活用する能力のこと。

モバイルルーター

携帯できるルーターのこと。ポケット型 Wi-Fi とも呼ばれ、Wi-Fi 対応の端末(スマホ、パソコンなど)をインターネットに接続するためのもの。自宅だけでなく、外出先や旅行先など場所を選ばずインターネットを利用できる。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うべき家族の介護や世話などを、日常的に行っている子ども・若者のこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

【ら行】

ライフコースアプローチ

人の一生を胎児期から老年期まで連続した発達過程として捉え、各段階が相互に影響し合うという考え方。身体的・心理的発達や環境要因に着目し、生涯を通じた健康と幸福の促進をめざす包括的な視点を提供するもの。

レジリエントな地域社会

人口構造の変化、感染症の流行や気候変動による自然災害、格差拡大といった様々な社会課題に対し、それらを乗り越え、しなやかに回復・適応し、より良い状態へと発展していく力を持った社会。

板橋区地域保健福祉計画 2030

編集 板橋区福祉部生活支援課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番1号

TEL 03-3579-2352 FAX 03-3579-2046

f-shomu@city.itabashi.tokyo.jp

令和8年3月発行

刊行物番号 R07-●●●